

国際武器移転史 第7号 2019年1月

<目次>

『国際武器移転史』第7号の刊行によせて……国際武器移転史研究所長 横井 勝彦 (1)

論説

The Decolonization of the Arms Trade: Britain and the Regulation of Exports to the Middle East
…… DANIEL STAHL (3)

ジーメンス事件の再検討

—「海軍収賄事件」裁判記録の分析を通じて—…… 奈倉 文二 (21)

呉海軍工廠形成の目的とその実現の方策

—呉海軍工廠第3船台建設の謎とその解明を通じて—…… 千田 武志 (43)

研究ノート

武器貿易条約 (ATT) 第3回および4回締約国会議の論点…… 榎本 珠良 (67)

書評

Christopher W. Miller, *Planning and Profits: British Naval Armaments Manufacture and the
Military-Industrial Complex, 1918-1941* (Liverpool, Liverpool University Press, 2018),
xiii+246pp. …… 横井 勝彦 (87)

明治大学国際武器移転史研究所編

『国際武器移転史』第7号の刊行によせて

横井 勝彦

国際武器移転史研究所長

第7号をお届けします。本号には、論文3本、研究ノート1本、書評1本が掲載されております。

冒頭のダニエル論文は、昨年3月に本研究所が主催した国際セミナー「戦間期と第二次世界大戦後－武器移転規制はどう変わったか？－」での報告とそこでの議論を踏まえて書き下ろしたものです。第一次大戦後に活発に議論された国際武器貿易規制が第二次大戦後にはなぜ後退してしまったのか。この問題をイギリスによる中東への武器輸出ならびに脱植民地化の武器貿易規制への影響という視点から論じております。

続く奈倉論文と千田論文は、ともに日本海軍と武器移転に関する長年の研究の延長線上にある成果です。奈倉論文では、奈倉・横井・小野塚知二『日英兵器産業とジーマンス事件－武器移転の国際経済史－』（日本経済評論社、2003年）での議論を踏まえ、今回新たに裁判記録（東京地方裁判所における公判記録）の丹念な分析を通して、「ジーマンス事件」（巡洋戦艦「金剛」の発注受注をめぐる海軍高官の収賄事件）の真相に迫る再検討が試みられています。

一方、千田氏は「明治中期の官営軍事工業と技術移転－呉海軍工廠造船部の形成を例として－」（奈倉・横井編『日英兵器産業史－武器移転の世界経済史－』日本経済評論社、2005年所収）をはじめとして、呉海軍工廠史に関する多くの研究を発表してきており、昨年2月には大著『呉海軍工廠の形成』（錦正社、全836頁、本誌第6号に書評掲載）を刊行しております。しかし、氏によれば同著は決して研究の集大成（完結）ではなく、今回の論文の主たる課題も方法論的な中間総括に置かれています。

国際武器移転史研究所は、歴史研究と「現在」の政策課題をめぐる論議を結び付けた研究を目指していますが、今回の第7号においても榎本氏による研究ノート「武器貿易条約（ATT）第3回および4回締約国会議の論点」を掲載することができました。昨年8月には明治大学において海外から4名の専門家を招聘して「武器貿易条約（ATT）第4回締約国会議直前シンポジウム－世界の武器移転をめぐる理想と現実－」を開催しており、そこでの議論も今後本誌で紹介していく予定です。

最後に、書評ではクリストファー・ミラー著『計画と利潤－イギリス海軍兵器製造と軍産複合体 1918-1941年－』（Liverpool, 2018）を紹介しました。本書は、イギリス兵器産

業史に関する久々の本格的な研究です。イギリスの防衛計画に対して海軍兵器製造業者はどの程度影響を及ぼし得たのかというテーマを掲げ、1930年代の「死の商人」論や1960年代の「軍産複合体」論も視野に入れた実証研究であり、本誌の奈倉論文や千田論文とも関連する論点をいくつも含んでおります。

本誌の充実度は本研究所の活動のあり方や成果と密接に関連しておりますが、その両方を担うスタッフは一定であり、バランスのとれた活動の維持には絶えず課題がつきまといまいます。とはいえ、本誌もようやく第7号まで漕ぎ着け、研究所の機関誌としての性格もなんとか固まってきました。みなさまのご指導にお礼申し上げますとともに、引き続きのご支援を宜しくお願い致します。

2019年1月21日

本誌は「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成27年～平成31年）」に依拠しています。

The Decolonization of the Arms Trade: Britain and the Regulation of Exports to the Middle East

By DANIEL STAHL*

During the two decades following World War I, the regulation of the arms trade by international law was a major issue in international relations. After 1945, nothing was done to reactivate the efforts of the interwar period. Instead, the arms-producing powers turned to informal, legally non-binding agreements. The article asks how this shift away from international law towards informal methods of coordination can be explained by focusing on Britain as one of the most important arms suppliers, and on the Middle East as a recipient, from the interwar period until the end of the 1960s. The article argues that the process of decolonization was a crucial development leading to the decline of arms trade limitations.

During the two decades following World War I, the regulation of the international arms trade was a major issue in international relations. The British and American governments pushed successfully to place arms transfer restrictions on the agenda of peace negotiations in Paris. Between 1919 and 1936, the international arms trade was the subject of three conferences, and two conventions were signed. The General Secretariat of the newly created League of Nations, with its Disarmament Section, became a driving force behind attempts to regulate and restrict the global transfer of weapons. Britain and France, two of the main arms-producing countries, showed a strong interest in these negotiations. Even when the Disarmament Conference failed to produce results in 1934, the delegates and the League's Secretariat were confident that they would be able to find a solution at least to the problem of the arms trade. But before the negotiated arms trade convention could enter into force, the rise of fascism and the outbreak of the Second World War brought this effort to an end.

After 1945, nothing was done to reactivate the efforts of the interwar period. The Disarmament Section of the UN did not place the arms trade issue on its agenda, while the arms-producing powers turned to informal, legally non-binding agreements. At the initiative of the US, the Western powers formed two bodies to control the international arms trade: the Coordinating Committee for Multilateral Export Controls (CoCom) in 1949, and the Near East Arms Coordinating Committee in 1952. While the aim of CoCom was to restrict technological transfers to states under Soviet influence, the task of the Near East Committee was to coordinate arms sales to this region. Both committees had only an advisory character, i.e., their recommendations were not legally binding.¹

* Author's Affiliation: Dr. Daniel Stahl is Research Associate at the Friedrich Schiller University of Jena (Germany).

¹ For a general overview on arms trade regulations, see Harkavy, *Arms trade*, pp. 211-39; Bromley, Cooper,

How can this shift away from international law towards informal methods of coordination be explained? Why did international law lose its importance as an instrument to regulate the arms trade? What effects did this shift have on the international arms trade? These questions will be addressed by focusing on Britain as one of the most important arms suppliers, and on the Middle East as a recipient, from the interwar period until the end of the 1960s. During the years following World War I, Britain was one of the driving forces pushing for an international convention as well as one of the main arms-producing countries. Therefore, London's arms export policies are key to understanding why efforts to establish legally binding norms by international law were not continued after 1945. On the other hand, the Middle East played a central role in debates about the international arms trade throughout the time period under consideration – first, as a region across which some of the most important arms trade routes flowed; later, as a region in which the great powers had multiple, often contradictory interests.

Scholars have argued that the Cold War, with its nuclear threat and the confrontation of the two blocs, was the main reason for burying all efforts to negotiate an international arms trade convention.² There is much to support this explanation. However, it only captures part of the whole picture. This article argues that the process of decolonization was a crucial development that led to the decline of arms trade limitations. More recently, scholarship has taken a closer look at the strongly interwoven history of colonialism and international law.³ Antony Anghie, in his thought-provoking study, 'Imperialism and Sovereignty', argued that 'colonialism was central to the constitution of international law in that many of the basic doctrines of international law [...] were forged out of the attempt to create a legal system that could account for relations between the European and non-European worlds in the colonial confrontation'.⁴ If this is true and colonialism was a driving force behind the codification of international law, then the process of decolonization must have slowed the development of international law. As I will show, this is exactly what we see in the case of international law regarding the arms trade.

I

The Great War was far from over when, in January 1917, British officials from different governmental departments held several meetings at Whitehall to discuss the question of arms traffic. There was a strong consensus that as soon as peace was reached, a new threat would emerge: At the end of the war, the 'world's total stocks of destructive weapons will in fact be infinitely greater than at any previous period in history; and the difficulty of preventing these weapons from reaching undesirable hands will be proportionately increased'.⁵ In their deliberations on how to handle this situation, British officials paid close attention to a memorandum prepared by Sir Mark Sykes, in which he analysed how these changes would affect the British Empire. Sykes was a conservative MP and a

and Holtom, 'The UN Arms Trade Treaty'; Enomoto, 'Controlling arms transfers'. For an overview of the interwar period, see Ball, 'Britain and the Decline'; Stone, 'Imperialism and sovereignty'; Webster, 'Making disarmament work'; Webster, 'From Versailles to Geneva'. On the postwar period, see Pierre, *Global politics of arms sales*, pp. 273-311; Mastanduno, *Economic containment*, pp. 64-106; Cain, 'Exporting the Cold War'; Engel, 'We are not concerned'; Yasuhara, 'Myth of free trade'.

² Harkavy, *Arms trade*, p. 216.

³ Pedersen, *Guardians*; Becker Lorca, 'Universal international law'; Gassama, 'International law',

⁴ Anghie, *Imperialism*, p. 3.

⁵ Committee of Imperial Defence: Report of Sub-Committee on Arms Traffic, 10 Mar. 1917, in The National Archives (TNA), CAB 29/1.

The Decolonization of the Arms Trade

determined supporter of imperialism. His analysis would become central to how the British government approached the problem of the arms trade during the interwar period.

Sykes' focus was on the British colonies. He was convinced that a large number of weapons would find its way to the 'savage tribesmen', as they were living in British colonies in East Africa. However, he did not consider this a serious threat. Planes and machine guns would enable British troops to quell any rebellion without serious damage. Besides, Sykes was more concerned about a far more dangerous threat: 'When the war is over we shall, in Asia at all events, suffer from a great deal of social and political unrest. [...] I suggest that the disaffected intellectuals of Cairo and the Indian towns will be a far greater danger than will tribes armed with modern rifles'.⁶ This fear of revolution was clearly shaped and enforced by events in Russia, where a revolution was underway, and by uprisings in Ireland. It was reasonable to assume that something similar could happen in Asia or Egypt. In India and in Arabic countries, the nationalist movement was getting stronger, and political unrest was growing.

Against this backdrop, the India Office, the Foreign Office and the War Office proposed to the cabinet to negotiate 'without any delay' an international convention to regulate arms traffic 'in those parts of Asia and Africa in which it is of special importance to prevent modern arms and ammunition from reaching the hands of indigenous races'.⁷ There were three main hotspots that needed to remain under control. The first was the eastern coast of Africa. From here, arms arriving from the Arabic Peninsula were distributed on the continent. Still more important was control of the Arabic Peninsula and Persia. From here, ships went to and from India – the crown jewel of the British empire. It was therefore of utmost strategic importance to control these zones in order to prevent arms from being transferred to India.⁸

It was not a new idea to control the transfer of arms to colonies by international law. In 1890, the Brussels Conference Act had been signed with exactly the same objective. But France, Italy and the German Empire – all signatories of the act – had always been reluctant to apply its norms in the way Britain expected them to.⁹ However, things changed after the war. Germany lost its colonies, while France and Britain were entrusted by the newly founded League of Nations to administer territories which formerly had pertained to Germany or the Ottoman Empire. With new territories under its control, France became more interested in controlling the arms trade.¹⁰ French support was central to the British initiative to push for an international arms trade convention. Not only was France an influential power and arms producer, but its interest in the convention were quite similar: Both of them needed an instrument by which to control its vast territories outside Europe. Therefore, with French support, London was more likely to negotiate a treaty that would conform to its policies.

Indeed, Britain managed to introduce the issue at the international level. During negotiations of the League of Nations' covenant in Paris, Britain inserted a clause that stated that the League would be entrusted 'with the general supervision of the trade in arms and ammunition with the countries in which the control of this traffic is necessary in the common interest' (Art. 23 d). Certainly, this was a rather obscure way to talk about the

⁶ Memorandum by Lieutenant-Colonel Sir Mark Sikes, Bart, M.P., 12 Jan. 1917, in *ibid.*

⁷ Report of Sub-Committee on Arms Traffic, 10 Mar. 1917, in *ibid.* On the importance of the Committee for British arms trade policies see Ball, 'Britain and the Decline', pp. 819-823.

⁸ *Ibid.*

⁹ Grant, *Rulers, guns, and money*, pp. 37-77; Beachey, 'Arms trade'.

¹⁰ Report of Sub-Committee on Arms Traffic, 10 Mar. 1917, in TNA, CAB 29/1.

colonies, but that was exactly what the clause was intended to be. Simultaneously and on the basis of the Covenant's clause, the British delegation in Paris initiated negotiations for an arms trade convention.¹¹ Its initiative was not incompatible with the interests of other states. Washington had a strong interest in more stability in Latin America – the so-called 'backyard' of the US. Therefore, controlling the arms trade to Latin American states would serve to help achieve the goal of stability and thereby improve the socio-political environment for US enterprises doing business in the region. Latin American countries, on the other hand, were eager to take control of the influx of arms into their states. For the same reason, China was interested in regulating the international arms trade. To address these concerns, the treaty allowed the trading of arms only if it occurred under governmental control (Art. 1).

Yet, there was another reason why states dependent on arms imports were especially eager to become party to the treaty. In the course of negotiations, a clause was agreed upon which stated that arms could only be exported to states which adhered to the convention (Art. 1). States that did not sign the contract would have been cut off from the supply of arms by the signatories. For the great powers, this clause had the advantage of forcing states like Belgium to become party to the convention. Such states produced and exported small arms and were therefore potential suppliers of weapons to the colonies. In order to maintain high production rates, they were always looking for export opportunities.¹² On the other hand, they were dependent on imports of larger weapons and weapons systems, such as cannons and tanks. Consequently, they were keenly interested in receiving arms from France or Britain and therefore adhered to the convention. The text of the convention therefore contained enough incentives to gain the support of states without any specific interest in the colonies. However, the major part of the convention was devoted to restricting the transfer of arms to the so-called prohibited zones according to the interests of the two main colonial powers, Britain and France. These zones included not only colonial territories but also sovereign or semi-sovereign states through which some of the most important trade routes towards the colonies flowed. In essence, the convention was an instrument to strengthen colonial rule.

The convention was signed in September 1919 in Saint Germain. However, the US stayed outside the League of Nations and did not ratify treaties under its jurisdiction, such as the Convention of Saint-Germain. The American reluctance to adhere to the convention brought the other signatory powers into a problematic situation, as the British case shows. For London, the convention had never been an instrument to curb the arms trade generally. On the contrary, officials in London were eager to protect the British armament industry from any negative effects caused by the convention.¹³

In 1920, as it became clear that the US had restrained itself from signing the arms trade convention, European arms-producing states feared they would be at a serious disadvantage compared with companies in the US. The convention prohibited the export of arms to non-signatory states, among which were Argentina and Spain, both important recipients of warships and cannons produced in Europe. Even though the convention was not yet in force, its provisions could not simply be ignored. The signatories had agreed to a protocol which stated that once it was in force, they would not adopt any measure contrary to the convention. This gave its provisions a certain degree of authority even without ratification. The protocol had resulted from London's fear that surplus weapons from the Great War

¹¹ Stone, 'Imperialism', pp. 217 f.

¹² Hilbert, 'Waffenexport'.

¹³ Memorandum of Department of Overseas Trade to FO, 14 May 1920, in TNA, FO 371/4419.

The Decolonization of the Arms Trade

would reach the colonies in great quantities immediately after the war. To prevent this, the Foreign Office had been pressured to enforce restrictions on the arms trade as soon as possible.¹⁴

Italy was the first state to address the problem caused by the protocol and US refusal to sign the convention. In a letter from April 1920 to the other arms-exporting European states, Italy demanded that action be taken.¹⁵ The British Foreign Office agreed: 'If we continue as at present, the United States firms (...) will go on taking trade away from us'.¹⁶ The British armament industry did its best to foster these fears. Repeatedly, representatives of Vickers and Armstrong, the main armament companies, approached British authorities complaining about the convention's effects on their business.¹⁷ The Department of Overseas Trade was alarmed: 'Vickers Limited have also recently experienced difficulties in exporting war material from this country to Spain (...). This Department can only view the present position with the gravest apprehension for the future of a trade which has, in the past, been very profitable in times of peace and of the highest importance to the country in times of war'.¹⁸

Despite these problems, the colonial powers had no option to follow the example of the US and abandon the convention – especially not Britain. The advantages of having an instrument to reduce and control the influx of arms into the colonies outweighed the disadvantages.¹⁹ Therefore, it was decided to contact the other remaining arms-producing powers – France, Belgium, Japan and Italy – to find a suitable solution that would enable them to limit exports to the colonies while at the same time averting damages to their own arms exports. It is noteworthy that all these states were, at the same time, colonial powers. This circumstance facilitated an agreement between them. In May 1920, they decided to apply the provisions of the convention only to the so-called 'prohibited zones' – in other words, to the colonies and some adjacent states.²⁰

The process that led to this multilateral agreement shows very clearly that efforts to restrict the arms trade by international law and to enforce the application of such norms – even without a legally binding convention – were not driven by the desire to limit the international arms trade generally. Rather, the aim was to control the colonies and to prevent the anti-colonial movement from arming itself. That said, to understand the issue of arms trade regulations during the interwar period, it is necessary to not only ask how and why conventions and agreements were negotiated, but also to consider the actual practice of regulating the arms trade: How did the colonial powers make use of their multilateral agreement? Again, the case of Britain is especially helpful for answering this question.

It was the arms trade with small weapons and ammunition which was considered by London as the main problem. Most of the weapons were produced in Europe. Merchants brought them over Syria and the Arabic Peninsula to the coasts of the Persian Gulf, from where they could reach India.²¹ British authorities made use of the agreement to restrict the application of the convention's provision to the colonies in two ways. First, it was used as an instrument to discipline sovereign states and protectorates within the prohibited zones,

¹⁴ Committee of Imperial Defence: Report of Sub-Committee on Arms Traffic, 10 Mar. 1917, in *ibid.*, CAB 29/1.

¹⁵ Italian Foreign Ministry to British Foreign Office, 1 Apr. 1920, in *ibid.*, FO 371/4419.

¹⁶ Lockhart: The proposed modifications in the arms traffic convention, 17 May 1920, in *ibid.*

¹⁷ See exchange of letters in *ibid.*, FO 371/4422.

¹⁸ The Department of Overseas Trade to FO, 14 May 1920, in *ibid.*, 371/4419.

¹⁹ The proposed changes in the arms traffic convention, 20 May 1920, in *ibid.*

²⁰ The proposed modifications in the arms traffic convention, 17 May 1920, in *ibid.*

²¹ Report of Committee on the Arms Traffic in the Persian Gulf, in *ibid.*, FO 371/5530.

mainly Persia, Kuwait and Oman. For Britain, it was crucial to control the traffic in these states, because it was from there that arms reached India. Therefore, the Arabic Peninsula and the Gulf states, or at least parts of their territories, were included to the prohibited zones throughout the interwar period, even when the territories' governments protested strongly against such treatment.²² On the basis of the convention, British naval forces patrolled the Persian Gulf and searched ships for guns. They also forced the sheiks of 'prohibited areas' to exercise stricter control on guns.²³

Second, the convention served as an instrument to exercise pressure on the other signatories. When British authorities received information in 1920 that France was about to deliver large quantities of arms to Abyssinia, they immediately contacted their French counterparts to inform them that Abyssinia was part of the prohibited zone.²⁴ One year later, the British discovered evidence that Syria, which was under the mandate of France, had become a transfer zone for weapons. Again, French authorities were pressured on the basis of the convention to take appropriate steps to control the arms traffic in their mandated territories.²⁵ The same thing happened to Italian authorities when Britain discovered an arms-smuggling network operating between Trieste and Palestine.²⁶

These examples show that despite not coming into force, the convention was not a mere scrap of paper. Instead, it served to legitimize the curtailment of the sovereignty of non-European states and to harmonize the arms export policies of the European colonial powers. When colonial officers met in August 1921 in Karachi to evaluate their measures against the arms trade, they came to very satisfying conclusions. According to their estimations, only around 700 rifles and 100.000 rounds of ammunition had been traded in the territories surrounding the Persian Gulf.²⁷ It is no wonder that British authorities were full of praise for the convention. Foreign Secretary Lord Curzon stated: 'The application of the convention to these [prohibited] areas fulfils a useful object, and enables the parties to the convention to control to some extent a trade which should, for humanitarian reasons, be most strictly regulated'.²⁸

Due to US refusal to sign the Convention of Saint-Germain, the Disarmament Section of the League of Nation's Secretariat started planning a second arms trade conference.²⁹ The British Foreign Office was all but delighted with this development. In a memorandum prepared for the British delegate in Geneva, Whitehall officials instructed him to vote against a new conference: 'Not only would such labours be a waste of time, but they would also tend to weaken the authority of the Convention of Saint-Germain by calling attention to the informality of the arrangements on which its present enforcement is based. The convention may not be perfect, but it does at least check the supply of arms to turbulent races in Africa and the Middle East, and this was precisely the object which His Majesty's Government had in view when they initiated the negotiations leading up to the convention'.³⁰ Britain did not succeed in blocking the conference. Therefore, the Foreign Office changed its strategy. During the conference that took place in mid-1925, the British

²² Prince Arfa ed Dowleh to the President of the TMC, 7 Jul. 1924, in League of Nations Archives (LNA), R 231, Dossier 32639.

²³ India Office to FO, 7 Sep. 1921, in TNA, FO 371/5530.

²⁴ See exchange of letters in *ibid.*, FO 371/4421.

²⁵ See exchange of letters in *ibid.*, FO 371/5527.

²⁶ See exchange of letters in *ibid.*, FO 371/7178.

²⁷ Report of Committee on the Arms Traffic in the Persian Gulf, in *ibid.*, FO 371/5530.

²⁸ Curzon to Sir A. Geddes (Washington), 6 Jun. 1921, in *ibid.*, FO 371/5529.

²⁹ Stone, 'Imperialism', pp. 220-30.

³⁰ Memorandum for Lord Robert Cecil, 30 Nov. 1923, in *ibid.*, FO 371/8422.

The Decolonization of the Arms Trade

delegation worked hard to introduce as many provisions as possible regarding the prohibited zones – now labeled special zones – into the text of the new convention. It succeeded: Like the Convention of Saint-Germain, the Geneva Convention was designed to become an instrument of colonial rule.

II

After World War II, the colonial landscape changed dramatically, especially in Asia. Already in 1932, Britain had conceded independence to Iraq. In 1946, the former French mandate of Syria became independent, as did Jordan, which had formed part of the British mandate over Palestine. In 1948, Britain withdrew from the rest of Palestine. But most important was the independence of India and Pakistan in 1947. Suddenly, there were only a few small British territories and military bases left in the Middle East and South Asia. With the decolonization of these regions, the central motive of Britain and France to control the arms trade faded. At the same time, it was clear that neither the Soviet Union nor the US would back any attempt to negotiate treaties to enforce colonial rule. Washington was very explicit about its aversion to colonialism, although it had supported the suppression of those liberation movements being denounced by the colonial powers as communist. The US government feared that maintaining colonialism would force colonized nations into the arms of the Soviet Union.³¹ Against this backdrop, it is understandable that Britain did not even consider taking up its policies of the interwar period or pushing for a new convention to restrict the arms trade in its remaining colonies.

This did not mean that interest in arms trade limitations disappeared completely. The new driving force behind attempts to limit the transfer of arms was anti-communism. Even without negotiations, the most important arms producers of the Western bloc implemented national measures to prevent arms from being exported to the Eastern bloc. However, the Soviet Union and its allies were in the middle of the process of developing a strong domestic armament industry. Therefore, it was not enough to impede the export of arms. To prevent the Eastern bloc from building too many weapons, it was necessary to also limit the export of certain materials and machines. In order to harmonize its exports to the East bloc and reach an agreement on which products should not be exported, NATO members and Japan established the Coordinating Committee on Multilateral Export Controls (CoCom). It is worth noting that the CoCom was not based on international law. It possessed only a consultative character, and member states were not obliged to comply with its recommendations. Instead, the enforcement of its recommendations depended strongly on the ability of the US to impose economic sanctions against companies which did not comply.³²

At the same time, with regard to other areas, anti-communism fostered arms exports. This was especially true in the former colonies. British exports to the Middle East clearly demonstrate this. After decolonization, Britain was eager to secure access to oil in the region. At the same time, the Cold War was stoking fears of ‘Soviet penetration’. London hoped to confront the perceived Soviet threat and secure its economic interests by developing close ties with the newly established Arab League. Therefore, at the beginning of the 1950s, the Foreign Office pursued a plan to make the armies of the Arab countries an

³¹ Westad, *Global Cold War*, pp. 110-57.

³² Mastanduno, *Economic containment*, pp. 64-106; Cain, ‘Exporting the Cold War’; Engel, ‘We are not concerned’; Yasuhara, ‘Myth of free trade’.

integral part of its own army in case of war.³³ Arms exports played a key role in this strategy. First, the arms were meant to strengthen the Arab states' ability to resist the Soviet threat in such a way that they did not put too much strain on the British budget. Second, the arms helped to avoid a trade deficit with oil-exporting states. Third, to facilitate the integration of Arab armies into its own, Britain pursued the standardization of weapons and weapons systems on the basis of British models.³⁴

During the first half of the 1950s, London's arms trade policies in the Middle East were a success. Leaving NATO member Turkey aside, with a share of nearly 60 percent, Britain became the most important arms supplier in the Middle East, e.g., 95 percent of all military airplanes sold to the Middle East were produced by Britain.³⁵ However, this success was not so much the result of clever marketing strategies but rather due to economic and political circumstances. The Middle East was not yet the competitive market it would later become. Only 5 to 6 percent of Britain's annual 90 million pounds of arms exports went to these countries; NATO members and Commonwealth states were the main recipients.³⁶ The US had very little interest in arming the Arab states. Against the backdrop of the Korean War, Washington was much more concerned with arming its allies in East Asia, especially the South Korean regime.³⁷ At the same time, the Truman administration had no desire to invoke public criticism by arming Israel's neighbours.³⁸ Meanwhile, the Soviet Union was still engaged in the build-up of its armament industry at the capacities required to satisfy the needs of Eastern European countries.³⁹ Likewise, France's armament industry had not yet recovered from the devastation of the war.⁴⁰

But even though the volume of arms exported to the Middle East was marginal compared with other regions, the Western countries began discussing restrictions. Since the foundation of Israel, Britain and the US had been caught in a dilemma. On the one hand, they wished to strengthen ties with the governments of Egypt, Persia and Iraq and integrate them into an anti-communist alliance. On the other hand, Washington and London were facing public pressure not to arm the enemies of Israel. Especially in the US, a pro-Israel lobby was actively attempting to reduce arms exports to Israel's neighbours. President Truman himself proved to be very receptive to these demands. In 1947, the State Department began pressing Britain to endorse a common arms exports policy towards the Middle East in order to maintain the 'balance of power' in the region and prevent an arms race.⁴¹

Britain was more than willing to discuss the matter. First, it agreed that an arms race between Israel and the Arab states was not in the interest of the Western powers. Yet, there were other reasons why Britain was so interested in coordinating arms exports to the Middle East. The Foreign Office hoped that such an agreement could help 'keep United States exports to the areas from swamping our own, with consequent detriment to our

³³ Devereaux, Schrecker, *Formulation of British defense policy*, pp. 43-74; Levey, 'Britain's Middle East strategy'.

³⁴ United States Arms Aid to Middle East Countries, note by the War Office, 6 Feb. 1952, in TNA, DEFE 7/2097.

³⁵ SIPRI: *Arms trade registers*, p. 162; Sutton, Kemp, *Arms to developing countries*, esp. p. 9.

³⁶ Based on the numbers in Review of World Trade in Arms by the British Foreign Office, 1955, in TNA, DEFE 7/2097.

³⁷ Hovey, *United States military assistance*, pp. 17-48.

³⁸ Jabber, *Not by war*, pp. 80-8.

³⁹ Krause, *Arms and the state*, pp. 115 f.

⁴⁰ SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 150 f.

⁴¹ Here and on the following, see Jabber, *Not by war*, pp. 63-127.

prestige'.⁴² This short statement shows that Britain's motives in coordinating arms exports to the Middle East were very ambiguous. They aimed to both restrict the influx of armaments to the region and secure the region as a market for British arms exports. The reference to 'our prestige' demonstrates that the purpose for securing these markets was to preserve Britain's own influence over its former colonies. Therefore, Britain's readiness to discuss the arms trade with Washington can be interpreted as a continuation of its interwar policies. Whereas before World War II, arms trade restrictions had been an instrument to control the colonized territories, in the post-colonial setting, arms exports became the preferred way to maintain a certain degree of control.

This shift points to some fundamental changes in the arms trade with the Middle East. During the interwar period, mainly small arms had reached the Middle East. After 1945, the process of decolonization and the rapid advances in defence technology resulting from the Second World War and Korean War led to an influx of arms systems of greater complexity: tanks, airplanes and – since the 1960s – missiles. These weapons had a very ambivalent nature. On the one hand, they were seen by newly independent states as guarantors and symbols of independence. This was especially true for airplanes. Every national army was eager to develop its own air force. At the same time, airplanes could not be operated without the assistance and know-how of the exporting states. By providing training in the use of weapons, assistance in their maintenance and a supply of spares, the arms-supplying states could exert a certain degree of control over how their products were used by the recipients. Scholarship has always discussed, controversially so, the question of to what extent arms suppliers were able to exert any real influence through exports.⁴³ However, what counts in this context is that Britain's policy throughout the years was built on the belief that arms exports gave them influence.

In 1950, the US, Britain and France signed the so-called Tripartite Declaration, in which they both acknowledged the legitimate need for Near Eastern states to maintain a certain level of armed strength and reaffirmed their opposition to the development of an arms race between the Arab states and Israel. To coordinate their policies in this sense, the Near East Arms Coordinating Committee was established. Its functions were to keep a record of military equipment supplied to the Middle East, to consider the programmes of its member states, and to make recommendations about what actions should be taken with respect to requests for arms submitted by Near Eastern states. Like CoCom, the Near East Committee had only an advisory character. The Tripartite Declaration was not legally binding, and the Near East Committee had no authority to prevent any country from supplying arms.⁴⁴

The non-binding character of the Near East Committee's suggestions was very much to the liking of the Foreign Office. When it came to questions of how to implement the agreement, British officials affirmed in their internal communications: 'We are alive to the danger of hindrance to our exports. We do not intend, however, to refer each individual application to the Committee. Its provisions are vague enough, we hope, to let us out of this'.⁴⁵ Thus, the lax provisions of the arms control system established by the Tripartite Declaration were in part attributable to Britain's interest in using the agreement to defend its share of the Middle Eastern arms market.

⁴² Minute to Mr. Wheeler, 8 Jun. 1952, in TNA, DEFE 7/2097.

⁴³ Albrecht, *Handel mit Waffen*, pp. 123-35; for an overview of the debate, see Kinsella, 'Arms transfer dependence'. From a historical point of view, see Grant, *Rulers, guns and money*, esp. pp. 232-43.

⁴⁴ On the history of the Tripartite Declaration and the Near East Arms Coordination Committee, see Jabber, *Not by war*.

⁴⁵ Minute to Mr. Wheeler, 8 Jun. 1952, in TNA, DEFE 7/2097.

However, the Near East Committee soon lost its limited relevance. By the mid-1950s, the French armament industry had recovered, but the French government did not want to bear the financial burden of this effort alone. Accordingly, France began looking for export markets, and Israel was a perfect match. Britain and the US were selling arms to Israel only reluctantly out of fear that doing so would alienate their Arab allies. France, however, did not consider the Tripartite Declaration as an obstacle to selling the products of its recovered armament industry. In 1954, France began exporting its newly developed Ouragon fighter and Mystère bomber, as well as vast quantities of tanks, to Israel.⁴⁶

The second blow to the Tripartite Declaration came as an aftermath of the Egyptian revolution in 1952 and the abolishment of the monarchy. The revolution was carried out by the so-called Free Officers Movement, which had a nationalist and anti-imperialist agenda. Their aim, among others, was to end British occupation and increase their independence from the former colonial powers. One important step in achieving this goal was to find new arms suppliers who could help ensure Egyptian independence. Until the coup, Britain had been the only supplier. Soon after taking power, the new government began negotiating an arms deal with the Soviet Union – officially through Czechoslovakia. The arms deal of 1955 was a strong anti-imperialist signal. Another one followed soon after: In 1956, the nationalization of the Suez Canal was announced. Despite desperate attempts by Britain and France to maintain control over this strategically important passage by force and with the help of Israel, they ultimately had to surrender this remnant of colonial rule.⁴⁷

Egypt was the first recipient of Soviet weapons in the so-called ‘Third World’. Until then, it had been the policy of Britain and the US to avoid an arms race in the Middle East by supplying only a limited number of weapons to states in the region. This policy was shattered in the aftermath of the Suez Crisis, as Israel and Egypt began stockpiling arms against each other. Consequently, although the Near East Committee continued working until 1967, the Tripartite Declaration was dead.⁴⁸ It is no coincidence that the last effort to control arms exports to the Middle East collapsed right at the moment, when the last former colonial power lost its most important foothold in the region. Colonialism had been a central motive for regulating the arms trade; it had also provided the means to enforce this control. As a consequence of decolonization, this project came to an end.

The Suez Crisis showed clearly that London’s Middle East strategy of winning the Arab states as allies had failed. Pan-Arabism experienced a phase of broad public support combined with a strong anti-colonial spirit, and not only in Egypt. Public protests against the regional influence of the former colonial powers, Britain and France, took place in Syria and Lebanon, and the governments of these states started to distance themselves from the West more noticeably. The newly discovered capacity of the Soviet Union to deliver weapons to former colonies provided them with the means to alienate themselves from Britain. Decolonized states began viewing Soviet arms exports as a guarantor of their independence. In the second half of the 1950s, the Soviets increased arms exports to the Middle East considerably. Syria and Yemen also turned to Moscow. Britain’s hopes now rested with Iraq, which, under the rule of the Hashemite dynasty, became a principal ally of the West. In 1955, the Baghdad Pact was signed by Iran, Iraq, Pakistan, Turkey and Britain as a treaty of mutual defence against Soviet influence. However, in 1958, a group of officers led by Abd al-Karim Qasim overthrew the monarchy, which had been implemented by Britain. Qasim criticised Britain’s hold on Iraqi oil, even though he feared sanctions too

⁴⁶ SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 52-5; Jabber, *Not by war*, pp. 104-7.

⁴⁷ Roussillon, ‘Republican Egypt’, pp. 337-40; Westad, *Global Cold War*, pp. 123-6.

⁴⁸ Jabber, *Not by war*, p. 115.

The Decolonization of the Arms Trade

much to nationalise the Iraqi Petroleum Company. The new regime denounced the monarchy as puppets of the former colonial powers, cut off relations with the West, and turned to the Soviet Union to – like Egypt – equip its army with Soviet models.⁴⁹

This decision was not only meant to be a signal of independence, but also to confer financial advantages. Britain depended on earnings from commercial exports for a number of reasons, not least of which was its trade balance with the oil-exporting states and its relatively small demand for armaments – at least when compared with the Soviet Union and the US. In order to maintain its armament industry, Britain had to reduce its research and production costs by enabling longer production runs and increasing profitability through exports. Therefore, British military aid volume was considerably smaller than that of the US.⁵⁰ The Soviet Union, on the other hand, gave political considerations priority over economic interests. Governments from Third World countries could buy Soviet armaments for comparably low prices and on very good conditions. This enabled Middle Eastern states to increase their number of armaments considerably.⁵¹

At the same time as the Soviet Union was stepping into the arms trade in the Middle East, the US became more strongly involved, even though it did not place itself in direct competition with Britain. Iran, which had not yet received a significant number of weapons, played a key role. At the beginning of the 1950s, the Western powers had observed Iran's policies with suspicion. Between 1951 and 1953, Mohammad Mossadegh had been prime minister. After taking office, he denounced the power of the Anglo-Persian Oil Company, which held national oil concessions. Mossadegh viewed nationalization as the only way to achieve economic and political independence. Shortly thereafter, the Iranian congress passed legislation that led to the nationalization of the Anglo-Persian Oil Company. The West therefore considered Mossadegh's government to be socialist and thus a threat. In 1953, Mossadegh was arrested after a coup instigated by Britain and the US. The Shah, who had left the country, returned.⁵²

During subsequent years, the US built up the Shah as a close ally against the Soviet threat. Because of its border with the Soviet Union, Iran was included together with Taiwan, South Korea and Vietnam in the category of 'forward defense areas'. States in this category received around 70 percent of American military aid. US military aid was a major factor in postwar arms transfers. During the 1950s, not even one-quarter of US arms leaving the country were sold on a commercial basis. Three quarters of the transfers were part of the military aid programme implemented in 1951 to construct an anti-communist international security system. States which were considered helpful in confronting the Soviet threat received donations of arms or could purchase them on a non-profit basis.⁵³ After 1955, Iran received large numbers of weapons from the US. Due to these transfers, the American share of the Middle Eastern market grew considerably.⁵⁴

After losing Egypt and Iraq to the Soviets, Britain's exports dropped significantly, and it lost its status as the main arms supplier of the Middle Eastern states. Competition, however, increased immensely. During the decade following the Soviet–Egypt arms deal, exports to the Middle East quintupled compared with the early 1950s. Before 1955, the Middle

⁴⁹ SIPRI, *Arms trade with the Third World*, pp. 201-20; SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 41-66. Regarding the Iraqi revolution, see Marr, *Modern history of Iraq*, pp. 81-112; Tripp, *History of Iraq*, pp. 148-67.

⁵⁰ Albrecht, *Handel mit Waffen*, pp. 103-6.

⁵¹ Pierre, *Global politics of arms sales*, pp. 78-80; Boden, 'Cold War economics'.

⁵² Westad, *Global Cold War*, pp. 119-23.

⁵³ Review of World Trade in Arms by the British Foreign Office, 1955, in TNA, DEFE 7/2097; Hovey, *United States military assistance*, see esp. pp. 8-15; Albrecht, *Handel mit Waffen*, pp. 93-103.

⁵⁴ Albrecht, *Handel mit Waffen*, p. 177; SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 46-50.

Eastern arms market had been smaller than those of the Far East, South Asia and South America. After, it became as important as the former two, in some years comprising one-third of all arms sales to the developing world. The conflict between Israel and Egypt dominated the scenario, with both countries becoming main recipients of arms. The Soviet Union was the top supplier, providing 40 to 56 percent of all major weapons between 1955 and 1965. The US and France each had a share between 15 to 20 percent, while Britain provided only 7 to 9 percent of all major weapons.⁵⁵ In sum, anti-colonialism, the Cold War and the Arab–Israel conflict together prompted the growth of the arms market in the Middle East, as did attempts by the former colonial powers and the world’s new superpowers, the US and the Soviet Union, to maintain a certain degree of influence over these countries vis-a-vis the two great conflicts that shaped relations in the region.

III

This constellation of factors would structure the arms trade in the region throughout the coming years. It would also impede the establishment of regulatory norms, as one frustrated initiative by Britain’s Labour Party government following the Six-Day War shows. Initially, the conditions seemed opportune. The administration of Harold Wilson, which had taken power in 1964, had placed arms trade regulations back on the government agenda. The Labour Party had been criticising the defense policies of the Tory government for years. Among the issues were arms exports, especially to South Africa.⁵⁶ The first task of the new prime minister in this area was to create the post of Minister of Disarmament within the Foreign Office and give it to the *Times*’ defense correspondent, Alun Gwynne-Jones, a strong and well-known critic of British armament policies, who after his appointment became Lord Chalfont.⁵⁷

From the beginning, Chalfont pushed for more arms trade regulations. However, no Foreign Office official was passionate about this priority of the newly appointed minister, who had no experience as a politician. For two years, whenever Chalfont raised the issue, he was met with extensive memoranda stating the impossibility of setting up an effective multilateral or international agreement on arms limitation. The situation in the Middle East was considered especially complicated and therefore hopeless.⁵⁸ However, when growing tensions in the region erupted into the Six-Day War, Chalfont made another attempt. In reaction to fierce debates at the UN, where arms exports to the Middle East had been denounced by many delegates, Chalfont convinced Foreign Secretary George Brown to instruct staff members to reconsider the question of arms exports to the region.⁵⁹

However, Chalfont was confronted not only with reluctant subordinates but also with the political priorities of the Labour Party, which stood in the way of more regulations, especially in the Middle East. In the post-colonial setting, it proved impossible for the Labour government to reconcile its demand for arms trade controls for this region with other policy goals. First there was the problem of Britain’s balance of payments. Although the economy was in good condition when Labour took office, the Wilson government inherited an unresolved problem from the conservatives which had the potential to cause

⁵⁵ SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 46-50, 150 f., 162-4.

⁵⁶ Phythian, *Politics of British arms sales*, pp. 5-8.

⁵⁷ Chalfont, *Shadow*, pp. 85-97.

⁵⁸ See documents in TNA, FO 371/187483 and FCO 10/142 and 143.

⁵⁹ Draft of the note by the Foreign Secretary on the policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries, n.d. [Oct. 1967], in *ibid.*, FCO 10/143.

great harm to the country's economy: Britain's balance of trade deficit was growing. Wilson rejected devaluation as a solution, fearing public uproar. The Arab countries and Iran were key to solving this problem. Britain depended heavily on oil imports from these countries, which made up a substantial portion of its total imports. The importation of crude oil by British oil companies was cheaper than the importation of petroleum products and thus helped significantly reduce the balance of trade deficit. Therefore, their interests were supported wherever possible.⁶⁰ This policy had been implemented at the beginning of the twentieth century, when Britain had secured exclusive concessions for its companies in the Middle East.⁶¹ As this region was now home to sovereign states, Whitehall had to look for other means to ensure the safety of its companies and its access to cheap oil.

Arms exports came to the foreground in this regard. In a memorandum prepared for the cabinet at the request of Lord Chalfont, Foreign Office officials recognised that exports to Israel's neighbours were seen by the public with a critical eye. However, since 'national interests' were concentrated in the Arab countries and Persian Gulf states, securing the 'stability of the area' would be necessary. Thus, Britain was obliged 'to supply reasonable quantities of arms to enable [the Middle Eastern states] to deter external attacks and internal subversion'.⁶² This policy was based on past experiences in Iran and Iraq, where revolutions had endangered the business of British oil companies. Arms exports were thus meant to avoid a historical repetition: 'There is a clearly fair division in the Middle East between the Arab states following an evolutionary policy and those following a revolutionary policy. The former are normally more favourable to British interests and it is therefore to our advantage that they should be strong enough to stand up to the latter. The moderates in the Arab world need to acquire arms from the West if they are to avoid being drawn into a still closer relationship with the Soviet Union, and if they are to maintain some degree of independence of action'.⁶³ Although not stated explicitly, 'independence of action' meant safeguarding British interests.

Yet, arms exports to the Middle East also contributed in a more direct way to reducing the balance of payments deficit. As a consequence of the growing demand for oil, imports from the Middle East increased sharply in the late 1960s, with no sign that this trend would slow down.⁶⁴ Against this backdrop, arms exports became a decisive factor in maintaining balanced trade. Britain's arms exports to the Middle East had recovered from the backlash between 1955 and 1958. Since 1962, they had been constantly growing. In 1966, they reached the same level as that of the mid-1950s, comprising approximately one-third of total arms exports to the Middle East,⁶⁵ and future prospects looked even better. Extensive deals had been concluded, two of which were worth more than £ 100 million.⁶⁶ These deals had the potential to turn the region into the most important recipient of British weapons outside of NATO.

Besides the balance of trade, there was a second major political issue in the Labour

⁶⁰ Kuiken, 'Caught in transition', pp. 275 f.; TNA, T 317/134.

⁶¹ Pedersen, *Guardians*, pp. 272-7.

⁶² Policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries, note by the Foreign Secretary, 6 Nov. 1967, in TNA, FCO 10/143.

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ Central Office of Information, *Britain*, pp. 378 f.

⁶⁵ SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 154 f.; Central Office of Information, *Britain*, p. 380. A comparison of the values given in these two statistics helps to estimate the share of the armament trade. It is, however, not possible to relate the numbers in the SIPRI statistics directly to British trade statistics, as SIPRI uses a different method to define the value of a product.

⁶⁶ Draft of the note by the Foreign Secretary on the policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries, n.d. [Oct. 1967], in *ibid.*, FCO 10/143.

government's agenda which was closely connected to the arms trade issue: reducing Britain's defence spending.⁶⁷ Arms exports to the Middle East could help achieve this aim in two ways. First, they would reduce the costs of armaments by externalizing development and research costs and ensuring longer production runs. Second, they would help absorb some of the negative effects caused by cuts in defence spending. In 1966, one-third of all British arms exports to developing countries were sent to the Middle East.⁶⁸ In fact, an arms deal worth more than £ 140 million had been concluded with Saudi Arabia with the declared purpose of absorbing a portion of the negative effects caused by cuts in defence spending.⁶⁹ Therefore – and because of the balance of trade deficit – the Foreign Office warned the cabinet to 'ignore the considerable commercial advantages of our arms sales to the area'.⁷⁰

Another factor was that the stationing of British troops in the Middle East, especially in the Gulf states, was costly and contributed to the deficit. After the Six-Day War, the conviction that these forces were ineffective when it came to influencing Middle Eastern policies gained ground in the cabinet. Therefore, the Labour government announced in July 1967 that it was withdrawing its remaining troops from the Arabian Peninsula. This announcement had the effect of not only encouraging small countries like Kuwait to begin building up armies for the first time, but also compelling Iran to order tanks from Britain.⁷¹ It was in Britain's own interest, as defined by Whitehall officials, to meet these demands.

Therefore, the Foreign Office suggested to the Secretary of State that he 'continue to work for an effective arms limitation agreement covering all the main suppliers'.⁷² However, it was also recommended that Britain 'continue to supply arms to the Middle East' until such an agreement could be reached: 'If we do not continue to supply arms, we should lose not only profitable exports, but any political advantage which our position as a supplier might give us'.⁷³ At the same time, staff members at the Foreign Office left no doubt that they considered the prospects of an agreement to be very low. They admitted that US President Lyndon B. Johnson had suggested that arms exports to the Middle East be registered, but in the eyes of British officials, this was not 'a practicable idea'.⁷⁴ The memorandum did not even contain a counterproposal.

Such pessimism was aligned with the Foreign Office's postwar policy of thwarting attempts to regulate the international arms trade. However, the Minister of State was unhappy about the reluctance of his subordinates. Not only did he wish to uphold Labour's more positive approach towards arms trade limitations, he also wished to adhere to the strategy Labour had been following since Wilson took office of pursuing closer cooperation with the Johnson administration.⁷⁵ Both the Secretary of State and Chalfont insisted that the Foreign Office enter into an exchange with the US State Department in order to develop proposals for an arms control system in the Middle East.⁷⁶

⁶⁷ Edgerton, *Warfare state*, pp. 241-4.

⁶⁸ SIPRI, *Arms trade registers*, pp. 154 f.

⁶⁹ Phythian, *Politics of British arms sales*, pp. 14-6.

⁷⁰ Policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries, note by the Foreign Secretary, 6 Nov. 1967, in TNA, FCO 10/143.

⁷¹ Callaghan, *Labour Party*, pp. 270-3; SIPRI, *Arms trade with the Third World*, pp. 104 f.

⁷² Draft of the note by the Foreign Secretary on the policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries, n.d. [Oct. 1967], in TNA, FCO 10/143.

⁷³ *Ibid.*

⁷⁴ *Ibid.*

⁷⁵ Callaghan, *Labour Party*, pp. 255-63.

⁷⁶ Note by T.L. Crosthwait, 7 Nov. 1967, *ibid.* See also the changes in paragraph 5 between the draft and the final memorandum 'Policy for the sale of arms to Israel and the Arab countries', note by the Foreign Secretary, 6

The Decolonization of the Arms Trade

In response, Foreign Office officials did what they were accustomed to doing: They started writing a memorandum, changing the initial focus by including other regions and even excluding the Middle East, arguing that it seemed ‘hardly practical’⁷⁷ to consider this area. When Chalfont insisted on a new initiative two years later, the Foreign Office held a series of meetings, but the resulting arguments remained more or less the same as those put forward in 1967.⁷⁸ Chalfont grew increasingly frustrated with his staff. In a March 1970 letter to one of his high-ranking subordinates, he complained: ‘The official attitude to an initiative on the Arms Trade is depressing. The Prime Minister has endorsed the idea of such an initiative and in my view there are no insuperable difficulties. [...] I realise that there are a number of problems, but that is all the more reason for urgency’.⁷⁹ However, shortly thereafter, Labour lost the election, and Chalfont left office. Afterwards, the issue of arms trade regulations for the Middle East was not taken up again by Britain. Whitehall officials had managed to enforce their view of the arms trade on the Labour Party: That the necessity to maintain influence over the former colonies in the face of trade deficits, oil imports, the Arab–Israeli conflict and the Cold War stood in the way of any effective agreement.

IV

Comparing the interwar- and postwar-period attempts to regulate the arms trade in the Middle East, the absence of an international law approach after 1945 is remarkable. In contrast, after World War I, the desire to regulate the influx of arms into the region had a global impact. It acted as a strong impulse to negotiate international law and led to both the inclusion of an arms traffic clause in the Covenant of the League of Nations and to the signing of the Convention of Saint-Germain.

That said, there is one noteworthy similarity between how the problem of limiting the arms trade was handled before and after 1945. In both periods, the practice of arms transfer control was not regulated by international law but rather by informal multilateral agreements concluded by arms-producing states: The agreement to comply with the provisions of the Convention of Saint-Germain regarding the prohibited zones and the Tripartite Declaration agreement. However, the latter was not as restrictive as the former. The agreement for the interwar period consisted of clearly defined provisions regarding the prohibited zones and was used by Britain to demand full compliance. Any arms transfer not consistent with the provisions was denounced. The Tripartite Declaration, on the other hand, formulated only vague, general guidelines. None of the signatories made an attempt to enforce full compliance.

One explanation for these differences can be found in the process of decolonization after 1945. It is no coincidence that the most comprehensive negotiations for limiting the arms trade through international law and the implementation of the most effective measures to limit the transfer of arms took place during the interwar period, when the colonial empires reached their maximum extent. In order to control these vast territories, the colonial powers were willing to strengthen international law and negotiate effective agreements. Once they

Nov. 1967, in *ibid.*

⁷⁷ Regional Agreements to limit the Introduction or further supply of sophisticated Weapons, August 1968, in *ibid.*, FCO 10/144.

⁷⁸ Final record of a meeting held in the India Office Council Chamber on 9 Apr. 1970 to discuss a possible UK initiative on regional arms limitation, in *ibid.*, FCO 66/208.

⁷⁹ Lord Chalfont to Thomas Brimelow, 9 Mar. 1970, in *ibid.*

began to lose their hold on territories in South Asia and the Middle East, however, they also began to lose interest in regulating the arms trade through international law.

Decolonization not only brought down arms transfer regulations; it also transformed the effects of arms trade regulations. The interests of the former colonial powers in the Middle East had not disappeared, as this region provided a considerable share of the increasing demand for oil. However, vis-a-vis sovereign states, the means of exerting influence had to change. Anti-colonialism, Arab nationalism, the Cold War and the Arab–Israeli conflict put the ability of the Western powers to secure their interests in the region to the test. This constellation of factors transformed the Middle Eastern arms market from the ground up. During the interwar period, the significance of the region for the global arms market lay in its function as a transfer site for mainly small weapons. From here, arms coming from Europe were re-routed to South Asia, where Britain's main interests lay. As the former colonial powers and new superpowers tried to secure a certain degree of control over the Middle East in the two decades following World War II, the Middle Eastern states became recipients of highly sophisticated weapons. Because of their sophistication, these weapons created new dependencies, which the former colonial powers hoped to exploit to influence the policies of decolonized states. Arms trade regulations, on the contrary, were increasingly regarded as a hindrance to exerting influence.

Finally, decolonization created a new and substantial arms market for sophisticated weapons, one which was large enough to have an impact on the national economy of the former colonial powers. It was not just that the emergence of new states created new customers. Attempts by the Middle Eastern states to emancipate themselves from the influence of former colonial powers, together with the desire of hegemonic powers to maintain or gain influence, had created by the mid-1950s a dynamic which led to a boom in the Middle Eastern arms market. Hence, the economic cost of arms trade regulations grew remarkably. As the example of Britain shows, it would be too simplistic to state that Whitehall was eager to secure a profitable market for its armament industry. Because of its volume, the Middle Eastern arms market had effects on different political issues: defence spending, trade and currency policies. Therefore, British authorities had little interest in arms trade regulations.

From a contemporary viewpoint, the restriction of the arms trade as an instrument to pursue imperial goals might seem like a paradox. Arms trade regulations are widely interpreted as a sign of humanitarianization of international law, while colonialism is rightly regarded as a system of repression that caused great harm to humankind. Nonetheless, it was colonialism which created a singular window of opportunity to restrict the arms trade during the interwar period, whereas the process of decolonization contributed significantly to closing this window.

References

- Albrecht, U., *Der Handel mit Waffen* (München, 1971).
- Anghie, A., *Imperialism, sovereignty and the making of international law* (Cambridge, 2004).
- Ball, Simon, 'Britain and the Decline of the International Control of Small Arms in the Twentieth Century', *Journal of Contemporary History* 47:4 (2012), pp. 812-837.
- Beachey, R.W., 'The arms trade in East Africa in the late nineteenth century', *The Journal of African History*, 3:3 (1962), pp. 451-67.
- Becker, Lorca, A., 'Universal international law: nineteenth-century histories of imposition and appropriation', *Harvard International Law Journal*, 51:2 (2010), pp. 475-552.
- Boden, R., 'Cold war economics. Soviet aid to Indonesia', *Journal of Cold War Studies*, 10:3 (2008), pp.

The Decolonization of the Arms Trade

- 110-28.
- Bromley, M., Cooper, N. and Holtom, P., 'The UN arms trade treaty: arms export controls, the human security agenda and the lessons of history', *International Affairs*, 88 (2012), pp. 1029-948.
- Cain, F.M., 'Exporting the Cold War: British responses to the USA's establishment of COCOM, 1947-1951', *Journal of Contemporary History*, 29 (1994), pp. 501-22.
- Callaghan, J., *The Labour Party and foreign policy: A history* (London, 2007).
- Central Office of Information, *Britain 1969. An official handbook* (1969).
- Chalfont, A., *The shadow of my hand* (Gloucester, 2000).
- Devereaux, D. and Schrecker, Ch., *The formulation of British defense policy towards the Middle East, 1948-56* (Basingstoke, 1990).
- Edgerton, D., *Warfare state: Britain, 1920-1970* (Cambridge, 2006).
- Engel, J.A., "'We are not concerned who the buyer is": Engine sales and Anglo-American security at the dawn of the jet age', *History and Technology*, 17 (2000), pp. 43-68.
- Enomoto, T., 'Controlling arms transfers to non-state actors: from the emergence of the sovereign-state system to the present', *History of Global Arms Transfer*, 3 (2017), pp. 3-20.
- Gassama, I.J., 'International law, colonialism, and the African' in Martin S. Shanguhya, Toyin Falola, eds., *The Palgrave Handbook of African colonial and postcolonial history* (New York, 2018), pp. 551-67.
- Grant, J.A., *Rulers, guns, and money: The global arms trade in the age of imperialism* (Cambridge, Mass., 2007).
- Harkavy, R.E., *The arms trade and international systems* (Ballinger, 1975).
- Hilbert, L.: 'Waffenexport. Aspekte des internationalen Waffenhandels nach dem Ersten Weltkrieg', in Jürgen Heideking, Gerhard Schulz, eds., *Wege in die Zeitgeschichte. Festschrift zum 65. Geburtstag von Gerhard Schulz* (Berlin, 1989), pp. 415-432.
- Hovey, Harold A., *United States military assistance: A study of policies and practices* (New York, 1965).
- Jabber, P., *Not by war alone. Security and arms control in the Middle East* (Berkeley, 1981).
- Kinsella, D., 'Arms transfer dependence and foreign policy conflict', *Journal of Peace Research*, 35:1 (1998), pp. 7-23.
- Krause, K., *Arms and the state: Patterns of military production and trade* (Cambridge, 1992).
- Kuiken, J., 'Caught in transition: Britain's oil policy in the face of impending crisis, 1967-1973', *Historical Social Research*, 39:4 (2014), pp. 272-90.
- Levey, Z., 'Britain's Middle East strategy, 1950-52: General Brian Robertson and the "small" Arab states', *Middle Eastern Studies*, 40:2 (2004), pp. 58-79.
- Marr, P., *The modern history of Iraq* (Boulder, 2004).
- Mastanduno, M., *Economic containment. CoCom and the politics of east-west-trade* (Ithaca, 1992).
- Pedersen, S., *The guardians: The League of Nations and the crisis of empire* (Oxford, 2015).
- Phythian, M., *The politics of British arms sales since 1964* (Manchester, 2000).
- Pierre, A.J., *The global politics of arms sales* (Princeton, 1982).
- SIPRI, *Arms trade registers: The arms trade with the third world* (Cambridge, Mass., 1975).
- SIPRI, *The arms trade with the third world* (Baltimore, 1975).
- Stone, D.R., 'Imperialism and sovereignty: The League of Nations' drive to control the global arms trade', *Journal of Contemporary History*, 35 (2000), pp. 213-30.
- Sutton, J.L./Kemp, G., *Arms to developing countries, 1945-1965* (London, 1966).
- Tripp, Ch., *A history of Iraq* (Cambridge, 2000).
- Webster, A., 'From Versailles to Geneva: The many forms of interwar disarmament', *Journal of Strategic Studies*, 29:2 (2006), pp. 225-46.
- Webster, A., 'Making disarmament work: The implementation of the international disarmament provisions in the League of Nations Covenant, 1919-1925', *Diplomacy and Statecraft*, 16:3 (2005), pp. 551-69.
- Westad, O.A., *The global Cold War: Third world interventions and the making of our times* (Cambridge, 2005).
- Yasuhara, Y., *The myth of free trade: COCOM and CHINCOM, 1945-1952* (Madison, 1984).

ジーメンス事件の再検討 —「海軍収賄事件」裁判記録の分析を通じて—

奈倉 文二*

Re-Examination of the Siemens Affairs: An Analysis of Documents of the Trials for a "Case of Bribery by High Officials of the Japanese Navy"

By BUNJI NAGURA

The purpose of this paper is to re-examine the Siemens Affairs by analysing documents of the trials for a case of bribery by high officials of the Japanese Navy. The Siemens Affairs comprised a major international bribery case involving a warship and munitions. There were two incidents. One was the "Siemens-Richter incident", which came to light in the latter of January, 1914, immediately after the detection by the Reuter dispatch. The other was the larger "Vickers-Kongo incident" (of bribery by high Naval officials involved in the ordering of the large battleship Kongo), which was clarified after the investigation. The written judgement and published documents of the trials of the Siemens Affairs have been used. This paper examines the documents of the public trial by the Tokyo District Court, which had been closed. These trial documents are classified in two groups. Some are "written apologies for the naval-bribery affairs", while the others are "documents of problems on the warship". The main contents of the former are questions to persons involved in the Reuters News Agency and the Siemens Company in relation to the "Siemens-Richter case", while the contents of the latter comprise various hearing documents on the "Vickers-Kongo case", mainly from naval officers and the directors of Mitsui Bussan. We find that the content of the testimonies is diverse, especially in the latter case. We can find that the role of Yamamoto Jotaro, one of three managing directors of Mitsui Bussan, was important, as was that of Matsuo Tsurutaro, one of the directors involved in ordering the battleship Kongo from Vickers.

1 ジーメンス事件研究と裁判記録

ジーメンス事件は、周知のように、軍艦・軍需品納入にまつわる海軍関係の国際的な一大贈収賄事件であり、1914（大正3）¹⁾年1月下旬発覚（ロイター通信社電報発端）以来3月下旬山本権兵衛内閣崩壊に至る日本政治史上の大事件である。同事件は発覚当初の

* 獨協大学名誉教授（Professor Emeritus, Dokkyo University）

1) 年号は一般的な記述や文献刊行年は西暦を用いるが、本稿で使用する裁判記録に関する記述は史料表現通り元号を使用する。但し、M（明治）、T（大正）と略す場合がある。

「ジーマンス・リヒテル事件」と捜査過程で明らかになった更なる大事件「ヴィッカーズ・金剛事件」（巡洋戦艦「金剛」の発注受注をめぐる海軍高官の収賄事件）とに二大別される²⁾。

検察による捜査も同年1月末から始動し、ジーマンス社³⁾社員カール・リヒテルから同社秘密文書を買取ったプーレー（ロイター通信員）の自白をきっかけとしたジーマンス社関係者の捜査に及び、さらに外電報道に記されていた海軍機関少将藤井光五郎の取り調べ過程でヴィッカーズ社（以下V社）関係の事件へと発展していった（「ジーマンス・リヒテル事件」から「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開）⁴⁾。

本稿ではジーマンス事件に関する裁判記録の検討を通じて同事件の再検討を試みる。

もちろん、これまでのジーマンス事件研究においても、判決書をはじめ、公刊された裁判記録は使用されてきた。事件直後弁護活動に関わった弁護士花井卓蔵が後に一書にまとめた著書（花井卓蔵 [1929]）、同じく弁護士今井力三郎の元に残された「金剛事件」関係の訴訟記録⁵⁾があり、これらをも使用した元NHK取材を基にまとめて公刊した盛 [1976]などが代表的なものである⁶⁾。このほかに、当時主任検事を担当した小原直の回顧録を含む小原直 [1967] などがある。

今回本稿で分析対象とする史料は、「海軍収賄事件」（ジーマンス事件）⁷⁾に関する東京地方裁判所における公判記録である。より正確に言えば、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録（主として1900年代から1950年代にかけての刑事裁判記録）のうちの「海軍収賄事件」であり⁸⁾、同裁判記録は8簿冊（マイクロフィルム3リール）、寄贈者はすべて花井卓蔵である。その裁判記録を整理し、一覧表（[表1]）として掲載しておく。

2) 詳しくは、奈倉・横井・小野塚 [2003] 第5章、奈倉 [2013] 第4章、等を参照のこと。

3) 史料では「ジーマンス・シュッケルト電気株式会社」等の表現もあるが、以下ジーマンス社と表記。

4) 奈倉・横井・小野塚 [2003] 164頁、吉村 [1975]、等。

5) 後に専大今村法研 [1977-79] として公開。

6) 盛 [1976] は、それまで非公開だった裁判記録をも一部使用している点で貴重である。

7) 本刑事裁判記録上の名称は「海軍（収賄）事件」だが、1914年1月に発覚した近代日本史上の大事件の名称は一般にはジーマンス（シーメンズ）事件ないしジーマンス・ヴィッカーズ事件と呼ばれることが多いので、以下では史料表現を除きジーマンス事件と記す。

8) 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵の原資料は、花井卓蔵らの弁護士により寄贈された79件（896簿冊）に及ぶ膨大なものである（35mmマイクロフィルム448リール）。本裁判記録は、元来は合同図書館において「貴重図書」として秘蔵されていたものであったが、早稲田大学研究グループの尽力と合同図書館の特別の許可により、2011年5月、早稲田大学中央図書館においてマイクロフィルムの形で所持と公開が可能となった（現在は同図書館を通じて所定の手続きを経れば閲覧可能）。

表1 「海軍収賄事件」裁判記録一覧

Reel No.	コマNo.	年月日	内容	備考		
No.36	244 ~ 247 ~		22.海軍収賄事件			
	248 ~ 251	T.3, 6, 8	海軍事件公判始末書其一 上申書	ブーレー通訳関係		
	251 ~ 299	T.3, 6, 11	第一回公判始末書	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、上田、加賀		
	300 ~ 351	T.3, 6, 11	第二回公判始末書ノ二	被告人、同上		
	352 ~ 467	T.3, 6, 12	第三回公判始末書	被告人、同上		
	468 ~ 579	T.3, 6, 13	第四回公判始末書	被告人、同上		
	No.37	1 ~		海軍事件公判始末書其二		
		17 ~ 36	T.3, 6, 15	第四回公判始末書	被告人ブーレー外5名(通訳の件など)	
		36 ~ ~73		T.3, 6, 21?	(翻訳) 上申書、ジョン・ラッセル・ケネディ	
				T.3, 4, 17	代理委任三閱スル宣言書(ハーバート・デイ・ロイテル)	
			T.3, 5, 19	ハーバート・デイ・ロイテル→ジョン・ラッセル・ケネディ (以下、省略)		
			T.3, 6, 29	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、上田、加賀		
145 ~ 149		T.3, 6, 30	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀			
150 ~ 153		T.3, 7, 1	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀			
154 ~ 160		T.3, 7, 2	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀			
161 ~ 163		T.3, 7, 14	被告人ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀			
164 ~ 234	T.3, 7, 14	ブーレー、ブランデル、ヘルマン、権藤、加賀	花井 [1929] 196 ~ 228頁に掲載。			
No.38	239 ~ 410	T.3, 3, 6 ~ 30	軍艦問題記録前編(予審記録)	専大今村法研 [1977] に全て収録。		
	1 ~ 191	T.3, 3, 30 ~	軍艦問題記録後編	表2「海軍収賄事件(四ノ二)		
	194 ~ 287	4, 25	予審終結決定まで	軍艦問題記録(後編)一覽として掲出		
	289 ~ 437		T.3, 6, 18 ~	被告人飯田・岩原・山本・松尾・松野・加納・長谷川		
			7, 18			
			T.3, 6, 18・19・20	公判傍聴速記(東京地方裁判所第一審公判)	6, 20 松本和訳問調書(第一~五回及び第七回)	
	440 ~ 503	T.3, 7, 6	海軍収賄事件、法廷弁論速記	到着の旨、及び井上角五郎、山内万寿治、松方		
	505 ~ 567	同上	同上	五郎の聴取書提出あった旨の報告及び要領摘読 書き込みあり		

出典)「海軍収賄事件」(東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録)、Reel No.36 ~ 38、より作成。

以下、本裁判記録の内容を記すに当たり、既刊行文献に収録されているものについては、その旨を記しつつ分析を進める⁹⁾。

なお、現役海軍軍人の松本和及び藤井光五郎については海軍軍法会議で審理されたので、判決書¹⁰⁾を除き「被告人」としての審理過程は公にされていない。ただし、東京地方裁判所では松本及び藤井についても「参考人」としての調書・聴取書はとられており、また、松本については「民間人」の裁判にも関わるためか、表1中「備考」欄記載のように「松本和訊問調書」が「海軍事件取寄記録」として取り寄せられ、このうち「第一～五回及び第七回」分については東京地裁に到着したことが知られる。その内容は、盛 [1976] (175-201頁) 及び専大今村法研 [1977] (336-371頁) にも掲載されており、今までにも知ることができたが、本裁判記録には「第六回訊問調書」（大正3年4月19日）も収録されており、大変貴重である（後掲表2のNo.43、内容は後述）。

本裁判記録は、表1からも明らかなように、「海軍事件公判始末書」と「軍艦問題記録」とに二大別される。

前者「海軍事件公判始末書」（第1～9回）（大正3年4月～7月）の内容は、被告人プーレー訊問から始まりブランデルらのロイター通信関係者の訊問、ヘルマンらのジーマンス社関係者の訊問、権藤、上田らの日本電報通信社員の訊問が主である（第2・3回公判始末書が詳しい）。ただし、プーレー訊問等の内容からも部分的には「ヴィッカーズ・金剛事件」に関連する記述がうかがえる（後述）。

それに対して、後者「海軍収賄事件・軍艦問題記録」（大正3年3月～7月）前編（予審記録）・後編は、主として三井物産関係者と海軍軍人松本和らに対する事情聴取の記録であり、内容的には「ヴィッカーズ・金剛事件」関係についての聴取記録である。

以下、本稿では、既刊行文献で知られている諸事実・経過は略述すると共に、それをふまえて本裁判記録中の特記すべき記述を整理して記す。

2 ジーマンス・リヒテル事件と「海軍事件公判始末書」

第1回「公判始末書」「其の二」（大正3年6月11日）のヘルマン（ジーマンス東京支社取締役）による陳述は、表1記載のように盛 [1976] (50-53, 219-260頁) に掲載されている。

第2回「公判始末書」（大正3年6月12日）、「プーレー訊問」(Reel No.36)では、まず、「プーレーによるリヒテル所持の秘密書類買取経過」についての叙述。

9) 本稿は裁判史上の問題点を明らかにするものではなく、あくまでも本裁判記録の検討を通じてジーマンス事件研究の発展に寄与しようとするものである。

10) 松本及び藤井の判決書は、花井 [1929] 145-157頁及び172-195頁に掲載されている。

本経過については盛[1976](41-44頁)にも記載されているが、誤った部分もある。

すなわち、リヒテルのプーレー訪問（大正2年11月3日¹¹⁾と所持している秘密文書の買取要請、それを受けたプーレーによるリヒテル訪問（同日午後）と当該文書類の閲覧と内容（コミッションに関する契約書、日本海軍との取引、多くの覚書など）。プーレーは興味を抱き、ブランデル（ロイター社の代理者）¹²⁾と相談の上で返事すると言って別れる。

翌朝、プーレーはブランデルと会い、リヒテルの所持している書類の内容を簡単に伝え、買いたい旨話す。プーレー、午後リヒテルと会い（横浜グランドホテル）、代価750円で同意。リヒテルにロイター横浜出張所まで来てもらい、ブランデルの部屋で750円¹³⁾を渡す。(358-391) [括弧内の数値はマイクロフィルムのコマ・ナンバー（以下同様）]

次に【プーレーが購入し、訊問で語った秘密書類内容の要点】

海軍高官の内には藤井、松本、村上、福田という氏名あり。藤井のとったコミッション（ヤロー商会に駆逐艦注文した際の）について記した書面はドイツ語で読めず。リヒテルが作成した写しを買う。ケスレル（ヘルマンの前々任取締役）の書状原本をリヒテルは破いてしまったと言うが、実際はその後ドイツで原本が公表されたので、私（プーレー）に嘘をついたと思う、と述べる。

藤井、松本、村上、福田がとったコミッションについて：プーレーが買った書類には姓名は明記してなかったが、リヒテルが作った目録には姓と頭文字が示され、エフ（藤井）、エム（松本）、エム（村上）がコミッションを取ったことは確かである。(392-401)

プーレーはリヒテルから書類を買い、ブランデルに渡して金庫に入れ、翌日に上海のロイター社に送ってもらう。上海に送った理由の一つは、「ロイテル」（ロイター）男爵から秘密書類は一旦上海へ送るようと言われていたからで、上海で複写し、一部は自分の元へ、他の一部は原本とともに本国へ送って公表する考えであった、と述べる。(401-403)

* 【プーレーによる秘密書類買取後のジーメンズ側の動き、等】

プーレーに対して権藤（日本電報通信社員）から話あり（11月5日）。その内容は前田不二三（ドイツ大使館勤務）が参り、プーレーがリヒテルから購入したという書類を売ってもらいたい、とのこと。権藤は幾許でも出すと言ったが、プーレーはこの書類は売るべき品ではないと答える。

プーレーは、その頃ウィルヘルム（ジーメンズ社支配人）の訪問を受け、リヒテルの持

11) 盛[1976](41頁)は小原検事取調聴取書(大正3年1月29日)に基づき、リヒテルによる最初のプーレー訪問期日を10月3日としているが、明らかな誤り。

12) 主として会計事務に従事。プーレーが工作上必要な費用はその都度ブランデルが与える。

13) 盛[1976](42頁)は、注11記載のプーレーの陳述に基づき770円と記すが誤り。

参した書類を持っているか聞かれたので、持っていると言ったところ、盗品故、売り戻してくれと言われたが、盗まれたのであれば上海へ行って取り戻せば良い、と言って別れた。

プーレーは翌6日ヘルマンと面会。当該書類はジーマンス社へ返すことが決まり、ロイター社にはジーマンス側に書類を返すことにし、会社の方から上海へ書類を取り戻しに行くかもしれぬという話をしておいた。(403-421)

* [関連してV社関係者の動き]

11月15日、プーレーは「ウィンドル」から電話を受けウィルヘルムに会う。この件で何故「ウィンドル」が関係するようになったかと言えば、彼はV社とヤロー商会の「代表者」なので、日本海軍高官の名を聞いたことから知り合い、書類のことも聞いたこともあるので、と。(422-423)

プーレーが情報を得るために接触した「ウィンドル」なる人物は、V社の日本派遣員B.H.Winder (以下ウィンダー) であり¹⁴⁾、プーレーが買い取った書類の内容からも「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開がうかがわれる。

* [書類のジーマンス側への返還と小切手（5万円）受領]

プーレーは15日の会合で件の書類を上海から取り戻してヘルマンに与えることを約す。17日にウィルヘルムが来て私に上海へ行ってくれと熱望したが、当時この書類をジーマンス社及び海軍軍人が取り戻そうとしており、自分が上海へ行くことは危険だったので、橋口という者を上海へ遣ることになる。上海にある書類は重要で、何人も信用を置くことは出来ないので、電報を打ち、書類に保険を付して日本へ送って貰うこととした。書類は11月24日の夕刻か25日の朝、横浜の香港上海銀行へ到着。(434-439)

書類到着は当時横浜に居たブランデルから自分（プーレー）に通知あり。書類をヘルマンに返す旨ブランデルと話し、26日に書類をヘルマンに渡す。その時ヘルマンから小切手5万円¹⁵⁾を受け取った。5万円を受け取った理由は、書類を上海から取り戻した費用、手数をかけたことへの報酬並びに書類に関する口止め料。25,000円は厚意をもって自分にくれ、25,000円が費用手数の賠償及び口止め料。5万円を香港上海銀行へ預け入れて後、ブランデルに5千円与えた（ウィルヘルムから受け取るべき人として指定された一人だったから）。さらに、権藤、上田に対し9千円の小切手を与えた（後述）。(439-449)

第3回公判始末書（大正3年6月13日、東京地方裁判所）では、ブランデル、権藤、上田、加賀尋問と続くが（Reel No.36）、逐一紹介している余裕はないので、前記のプーレー訊問

14) B.H.Winderについては、奈倉 [1998] 94, 95頁、奈倉・横井・小野塚 [2003] 86, 105頁等を参照のこと。

15) 当時の貨幣価値を現在に換算すると5千倍とも6千倍とも言われる。仮に5千倍とすると5万円は2億5千万円に相当（以下同様）。

との関係で必要最小限言及するにとどめる。なお、加賀訊問は藤井光五郎との関係についての訊問で、藤井の金を預かった経緯等なので省略（後掲表2の24参照）。

まず、**[ブランデル尋問]** より。

11月4日午後、ブランデルはプーレーから件の書類を読み聞かされた。自分が見た二三通は何れも手紙で、二通は英文。読み聞かされたのは独文。当時非常に忙しく、内容は覚えていない。書類を購入後封筒に入れ、封印して金庫に納めた。5日朝長崎へ向かうが、書類を神戸へ持ち行き、6日に上海に向けて発送（保険は付さず）。18日に帰る（横浜着）。

ジーメンス社が25万円で当該書類を買い戻すべく請求していることは、長崎から帰って数日後に少し聞いた。同社はその後5万円にまけてくれと申し込んだことについてはプーレーから電話で聞いた。書類は、11月25日、横浜の香港上海銀行銀行へ到着。受け取り名義人が自分になっていたので、書類受け取りに要する書面をプーレーに渡した（26日と記憶）。プーレーが5万円受け取ったことはだいぶ経ってから聞く。11月末頃プーレーより5千円受け取るが、プーレーが取った5万円の内の5千円かはわからず。（472-502）

次に、**[権藤尋問]** より。

権藤は日本電報通信社取締役。3階の部屋をロイター社通信員のプーレーに貸与しており、その関係でプーレーと知り合うが、英語が話せず、通訳に上田を用いる。

前田不二三が来て（11月4日か）、ジーメンス社の重要書類が紛失、持ち出したのは同社雇人リヒテルで、書類を新聞社へ持ち回り、日本電報通信社へも持ち込んだと聞いたと言う。リヒテルが来たか判らない旨言うと、前田は「彼が来たら、幾許金がかかっても厭わないから、その書類を買い取ってくれ」との依頼であった。私（権藤）は社内にロイター社があるから訊ねてみると、リヒテルが来た形跡があったので、その旨を前田に伝えた。前田は、問題の書類はロイター社の手に入ったろうから、その買取方の交渉をしてくれと言う。11月7日頃、上田の通訳でこの書類をプーレーが買ったか聞いたところ、プーレーは既に買い取り、書類は上海へ送ったと言う。前田にはその旨伝えた（9日か10日）。

11月末にプーレーが訪ねて来て、件の書類は結局会社へ返したとのこと。ウィルヘルムから貴殿にと、自分と上田の二人に9千円の小切手をくれた。この9千円には書類の件は誰にも言わないようにとの口止めの意味も含まれていると解した。（510-538）

[上田訊問] については、内容的には**[権藤訊問]** と殆ど同じなので省略。（538-555）

第4～9回公判始末書（大正3年6月15日～7月14日）（すべてReel No.37）：簡単な応答で、とくに注目すべきことはない。第9回は判決言い渡し¹⁶⁾。

16) 判決書全文は、花井 [1929] 96-228 頁に掲載されている。ただし、微妙に文言異なる。

3 ヴィッカーズ・金剛事件と「海軍収賄事件・軍艦問題記録」

次に、主として三井物産関係者と海軍軍人松本和らに対する事情聴取の記録内容のうち、特筆すべき事柄を中心に叙述する。

＊「海軍収賄事件（四ノ一）軍艦問題記録前編（予審記録）」（大正3年3月6日～30日）（Reel No.37）（239-410）。すべて専大今村法研 [1977]に収録されている（記述内容省略）。

＊「海軍収賄事件（四ノ二）軍艦問題記録後編」（Reel No.38）（1-191）。

本記録は、被告人飯田義一・岩原謙三・山本条太郎・松尾鶴太郎・長谷川直蔵の調書のほか、多くの参考人、証人の調書、聴取書などである（大正3年3月30日～4月25日、一部3月21日分を含む）。本記録の目次を表2に掲げ、便宜的に資料ナンバーを付す。

なお、現役海軍軍人藤井光五郎・松本和に対する裁判は海軍軍法会議で行われたので、本記録中には参考人としての調書・聴取書などの形で残されているが、注目されるのは、前記のように「被告人松本和、第6回訊問調書」が収録されていることである（表2 No.43, 内容後述）¹⁷⁾。

以下、史料ナンバー順に要点を摘記する方式ではわかり難いのと厩大な枚数を要するので、松尾・松本の贈収賄関係を軸に、松尾と物産三常務、松本・藤井等の海軍軍人の関わりについて、表2中の史料で注目すべき内容に言及する（言及不要なものは省略）。

まず、松尾・松本の聴取書・調書などから、松尾・松本の贈収賄関係について。

表2では松尾の聴取書がとられているのは大正3年3月21日が一番早い（No.6）、それに先立ち、予審では聴取書は既に3月6日以降、調書も14日以降とられており¹⁸⁾、松尾の履歴、物産時代の職務、物産が英国V社代理店として軍艦金剛を請け負う経緯、請負金額、物産がV社より得たコミッションの内から明治44年12月30日に15万円を得たこと（三井銀行の小切手2枚で受け取り7万5千円ずつ三菱銀行と横浜正金銀行の自分名義の特別当座預金とする）、さらに大正2年7月1日にはコミッションの残額として物産より23万3800円を受領（三井銀行の小切手として受け取り三菱銀行の定期預金とする）、これらの金額は総て物産重役岩原の手を経て受領したこと、などが詳細に記されている。

表2の2（及び6）では松本和による3回にわたる金銭融通の要請と松尾の快諾が示されている（明治43年11月5千円、翌44年2月6千円、同年3月1万5千円）。

松本の意を受けた松尾の行動について略記すると、①大正2年4月15日、松尾は1万550円を三菱銀行より引き出し松本に用立てる（玉川村の売地購入のため）。②同年4月21

17) 既に記したように、「被告人松本和、第6回訊問調書」は、盛 [1976]、専大今村法研 [1977] 等にも記載されておらず、本稿で初めて明らかにされるものである。

18) 専大今村法研 [1977]（33-51頁、207-226頁）及び盛 [1976]（98-109頁）。

表2 海軍収賄事件（四ノ二）軍艦問題記録（後編）一覧

No.	軍艦問題記録後編目録	頁	年月日	備 考
1	松本和 聴取書	1	T.3. 3, 30	東京地裁任意出廷陳述
2	松尾鶴太郎 同上	17	T.3. 3, 30	
3	参考人 松本和 調書	25	T.3. 3, 30	参考人尋問（被告岩原・松野・加納・松尾）
4	参考人 藤井光五郎 調書	43	T.3. 3, 31	
5	予審請求書	63	T.3. 3, 31	（松尾）
6	聴取書 松尾鶴太郎	65	T.3. 3, 21	
7	予審請求書 長谷川直蔵	70	T.3. 3, 31	（日付不確実）
8	被告人 長谷川直蔵 調書	73	T.3. 3, 31	
9	松尾鶴太郎 聴取書	93	T.3. 4, 1	
10	岩原謙三 聴取書	99	T.3. 4, 1	
11	自首状	107	T.3. 4, 1	（岩原）
12	松本和 聴取書	109	T.3. 4, 1	任意出廷陳述
13	参考人 松尾鶴太郎 第二回調書	115	T.3. 4, 2	
14	予審請求書	143	T.3. 4, 4	（岩原・松尾）
15	被告人 岩原謙三 第四回調書	145	T.3. 4, 4	
16	参考人 松本和 第二回調書	157	T.3. 4, 5	（被告岩原・松野・加納・松尾・長谷川）
17	差押品目録	175	T.3. 4, 9	（松本）
18	被告人 岩原謙三 第五回調書	177	T.3. 4, 9	
19	被告人 松尾鶴太郎 第三回調書	181	T.3. 4, 10	
20	参考人 黒沢篤見 調書	185	T.3. 4, 10	
21	証人 太田友重 調書	195	T.3. 4, 10	
22	参考人 松本和 第三回調書	198	T.3. 4, 10	参考人尋問（被告岩原・松野・加納・松尾）
23	証人 米内源治郎 調書	201	T.3. 4, 12	
24	証人 加賀亀蔵 調書	207	T.3. 4, 12	
25	証人 秋山安蔵 調書	241	T.3. 4, 14	
26	山本条太郎 聴取書	247	T.3. 4, 16	
27	飯田義一 同上	255	T.3. 4, 16	
28	追予審請求書	261	T.3. 4, 16	（飯田・山本）
29	被告人 山本条太郎 調書	263	T.3. 4, 17	
30	被告人 飯田義一 同上	279	T.3. 4, 17	
31	被告人 岩原謙三 第六回調書	293	T.3. 4, 17	
32	証人 西村茂兵衛 調書	297	T.3. 4, 18	
33	決定	301	T.3. 4, 18	（岩原）
34	艦政本部回答	304	T.3. 4, 17	「金剛」契約代価（増額変更含む）
35	参考人 藤井光五郎 第二回調書	305	T.3. 4, 20	
36	被告人 松尾鶴太郎 第四回調書	313	T.3. 4, 21	
37	被告人 岩原謙三 第七回調書	319	T.3. 4, 21	
38	被告人 山本条太郎 第二回調書	325	T.3. 4, 21	
39	上申書（長谷川直蔵）	327	T.3. 4, 22	
40	被告人 岩原謙三 第八回調書	329	T.3. 4, 23	
41	松尾鶴太郎 聴取書	333	T.3. 4, 23	
42	求意見書	335	T.3. 4, 23	
43	被告人 松本和 第六回尋問調書	335	T.3. 4, 19	別掲史料
44	予審終結決定ニ付意見書	347	T.3. 4, 20	（岩原ら7名）
45	被告人 岩原謙三 第九回調書	355	T.3. 4,	（日付空欄）
46	予審終結決定	359	T.3. 4, 25	（飯田・岩原・山本・松尾・松野・加納・長谷川）

出典：「海軍収賄事件」（東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録）、Reel No.38、より作成。

日、松尾は4,090円を同行より引き出し松本に用立てる（松本の鎌倉別荘の隣地購入のため）。③同年10月頃、松本の意を受け松尾が五分利公債額面5千円2枚買受ける。（15-18）

次に表2の1「松本和 聴取書」（T.3, 3, 30）より¹⁹⁾。

前記玉川・鎌倉の地所購入、松尾が金を出す。「リヒテル問題」が喧しくなり、松本はかねてから親交のある長谷川直蔵を呉に呼び（大正3年2月初め）、玉川地所用の約1万円は君から借りたことにしたいので松尾にもその旨話をしてくれ、などと依頼。

三井がV社のエイジェントでコミッションをとることも知っているが、その割合は聞かず。松尾が物産を辞める時に多額の金を貰ったことは松尾の話から分かった、と。（1-14）。

以下、表2の3「参考人 松本和 調書」（T.3, 3, 30）をも参照。

物産は「海軍ノ御用」を勤めており、その関係で岩原は海軍省へも自宅へも参り、知り合いに。松尾とは極めて懇意（松尾は待命中造船大監より造船総監に陞進したが、私は総監たる資格ありと認め推薦）。

軍艦金剛のV社による建造（略）。金剛建造に関して英国へ出張した人物（略）。

中野・鎌倉・玉川地所購入の際の金のやりくり及び松尾より借用の経緯など（前記）。額面5千円の公債証書2枚を松尾から貰ったこと（前記）。

公債証書等の後始末：長谷川直蔵を呉に呼び、善後策を講じたこと（前記）。（19-27）

表2の6「聴取書 松尾鶴太郎」（T.3,3,21 ?）（3,31か？ <後述>）東京地裁にて陳述。

「全部真実を告白する」、明治43年初頃装甲巡洋艦の英国への注文が定まりしを聞くや「好機逸するべからずとし、V社是对アームストロング社（以下A社）、三井是对高田、私是对山内の競争として力を尽して勝利を得んことを決心」（自ら対決構図を語る！）。

岩原と協議、三井がV社より受取る約1/3（40万円位）を貰い受けたし、その金は必要に応じて「友人」（海軍の当路者）に分配するので含んで貰いたしと申し出、岩原は快諾。

入札の結果V社の設計、代金等がA社に比し優れ、契約成立。その頃私（松尾）は松本氏に対し、今回の注文がV社と定まったため、「私も三井から40万円の分配を受けるので御入用の際は何時にてもお使い下されたし」と申し、同氏は黙って聞く。その後松本氏の要求に応じ、三井より金を引出し、または私が三井より受け取った15万円の内より支出。

明治45年1月洋行に当たり、三菱の預金帳を松本氏に預け、不在中御入用の時には随意引き出されたしと申ししたが、松本氏は引き出さず（同年6月末帰朝、通帳返却を受ける）。松本氏以外に右15万円の内より支出せず。23万3800円の口は全く使用せず。（39-41）

表2の9「松尾鶴太郎 聴取書」（T.3, 4, 1）東京地裁に任意出頭陳述。

19) 専大今村法研 [1977] (297-304頁) には3月26日の分があり、一部重複。

「昨日申し立てしことに付き [こうあるので前記松尾の聴取書は3,31と思われる（筆者）] 尚多少事実を隠蔽せる点あり昨夜より又良心の責苦に不堪、今日更に其点に付き真実の申立を致しますから御訂正を願います」とのことで、下記内容を述べる。

最初岩原と40万円の約束をなす際、幾分を友人に分配することを含んでおいてもらいたい旨申立てたが、実は全部が友人に行くもので私の受取るべき分はない、従って岩原より受け取った15万円も23万3800円も右の趣旨で受け取る。友人というのは松本氏で、40万円分配を受ける約束を松本に告げた時、松本は黙って聞き、その意味を了解せる模様と。

23万3800円の定期預金証書を松本に示した際、私名義にて保管せるも全部松本が使用し得るものであることを暗示、松本もその趣旨は了解したと信ずる、と。(53-56)

表2の12「松本和 聴取書」(T.3, 4, 1) 任意東京地裁検事局に出頭陳述。

○松尾が三井を辞める頃、三井から15万円を貰った際、**山本条太郎に礼をするとの話**。何故礼をするというのか不思議に思っていた。[**山本の役割、松本は知らず!**(筆者)後述]
○昨年7月頃、松尾から、まだ三井より貰う金が残っていて、金額も聞いた様に思うが、その金として23万3800円の定期預金証を示されたことはない。(61-63)

表2の13「参考人 松尾鶴太郎 第二回調書」(T.3, 4, 2) 東京地裁（前回と重複分は略）

○金剛の請負、V社とA社との間に激烈な競争、日本でも物産と高田との間に競争、山内中将はA社のために運動したと申立てたが、誤解。「当時山内中将は在職中で到底運動するような事は出来なかった」、と言う。[**果たしてそうだろうか?**(筆者)後述]。(中略)
○明治43年夏頃よりV社A社間の競争が激烈になり、日本でも私は時々海軍当局を訪問。同年9月か10月頃岩原に対し、「成功の上は物産が受くるコミッションの内約40万円許りを海軍当局殊に松本中将に贈る謝礼用として支出して貰いたい」と言い、岩原も承諾。
○40万円を贈るのは初めは松本一人に限った訳ではなかったが、他の者に贈る必要を認めなかったから松本一人に贈ることにした。
○V社による金剛請負が確定したと同時に松本宅を訪問、V社より受けるコミッションの内約40万円を物産より支出してくれることになったからお含み願いたい、かつ御入用次第何時にても御使用くださいと申したところ、松本は「左様か」と答えた。
○右40万円中とは別に、自分は3万円の特別賞与をもらう (M.44,3,8)。
○金剛の請負：指定競争入札について（略）。
○松尾から松本への金の流れ、細かく（略）。
○物産の**山本条太郎へ1万5千円渡した件** (M.45,1,8)：松尾は物産より金剛コミッションの約1/3を貰うことになったのは山本の尽力も与って力あることと思**い松本と相談の上金**

1万5千円山本へ贈与した、と。物産の他の重役には贈らず。山本が吾々の為め最も誠実に尽力してくれたから贈った、と。(64-78)

表2の16「参考人 松本和 第二回調書」(T.3, 4, 5) 東京地裁（内容重複部分は略）

山本条太郎へ1万5千円渡した件：松尾は参考人と相談の上山本へ礼をしたと言うが、私（松本）は松尾と山本との関係は知らないで、そのような相談を受ける訳はない、と。

松尾は金剛コミッションの分配を物産より受け、その金の内を参考人（松本）に使用してもよいと言うのは、賄賂の提供ではないか、との問いに「左様」と。

松尾は23万3800円の半期分利息6800円を参考人の承諾を得て使用したというが、左様なことは知らず、と。(85-94)

表2の19「被告人 松尾鶴太郎 第三回調書」(T.3,4,10) 東京地裁。（重複分は省略。）

松本方に行って、金剛コミッションの内の幾分の分配を受くることになっているから含んでいて貰いたいと言った。これが「初めての賄賂」だったので露骨にその金を使用されたいとも言えず、婉曲にその意味を匂わせて置いた。(97-98)

表2の22「参考人 松本和 第三回調書」(T.3, 4, 10) 東京地裁。

軍艦設計のことは造船総監近藤基樹が主として取調べ、同人の意見がV社の方が適当とのことなので艦政本部全体その意見に一致した。私も無論同意見。

松尾は金剛注文確定前、コミッションの分配金は海軍で必要なら使用してよいと言っていた。自己の用途に使用してよいとの意味ではなかったように思う、と。(106-107)

表2の36「被告人 松尾鶴太郎 第四回調書」(T.3,4,21) 東京地裁。（目新しい点のみ。）

○海軍当局者へ贈賄すべき金40万円の支出について、先般取調を受けた際「是れが初めての贈賄」と言ったが、言葉が露骨過ぎるので「初めての仕事」と訂正願います、と。

○山本への1万5千円：本年3月10日頃山本より硫黄株1千株を寄越し右1万5千円を株の売買に装う、とのこと。(163-166)

次に、松尾・松本の贈収賄関係を補強する意味で、物産三常務の内、中心的役割を果たした岩原の供述を見る。

表2の10「岩原謙三 聴取書」(T.3, 4, 1) 東京地裁に任意出頭、陳述。

○「之迄は物産の立場及び関係人の迷惑を考え、事実を申すのを憚っておりましたが（中略）今日は全部を申し上げます」と。やはり3月末・4月初めから供述変化が認められる。

○松尾を物産に入れたのは海軍に対する取引交渉に当たらせるため。明治43年3・4月頃超弩級艦一艘の英国への注文の話が出たので是非共V社の為に注文を取りたいと思い、私は松尾と相談の上、一面はV社へ骨を折って注文を取るようにせよと申し、一面は松尾をして海軍当局者に対して製艦の方針等を搜らせた。（以下略）

○この注文を取るため、松尾が専ら海軍当局者に対して交渉。松尾は主として松本に面会、私（岩原）も数回松本中将に面会、是非V社に注文するようお願い。

○松尾は此の注文を取るには友人等に対して金を遣る必要があるから是非金を出してくれとの話があり、私もこれを承諾。

○当時松尾は40万円位と金額を指定して言ったのか、V社からの口銭を5分にしてその1/3位と言ったのかは記憶がない。

○44年12月の15万円は、松尾から約束の内15万円だけ出してくれと言われて支出。この支出は既に大体相談が決まっていたので飯田にだけ話して伝票に判を押させた。

○23万3800円は昨年7月に松尾から残額を出してくれとの請求があったので渡した。飯田には話したが、山本・福井には話したか記憶ない。この金も全部海軍当局者に行くべき筈だったので、松尾の手に今日残っているのは不思議。

○松尾には44年3月中に3万円与える。金剛につき特に尽力したから。(56-59)

表2の11「自首状 岩原謙三」(T.3, 4, 1) (上記「聴取書」と期日、内容同様、略)(60-61)

表2の15「被告人 岩原謙三 第四回調書」(T.3,4,4) 東京地裁にて訊問。

山本条太郎へ1万5千円贈った件：岩原は「一向存じませぬ」、と。(79-84)

表2の18「被告人 岩原謙三 第五回調書」(T.3,4,9) 東京地裁。(重複分は省略。)

帳簿上の機密費を仮払金と改竄し且つ伝票を変更した際は飯田、山本、福井とも協議。

帳簿改竄後松尾より手形を取ることも飯田、山本、福井とも相談の上。(95-96)

表2の31「被告人 岩原謙三 第六回調書」(T.3,4,17) 東京地裁。略(殆ど今までの確認)。

表2の40「被告人 岩原謙三 第八回調書」(T.3, 4, 23) 東京地裁。(既知のこと等、省略)

元帳振替帳の改竄(この詳しい方法、略)。(171-172)

表2の37「被告人 岩原謙三 第七回調書」(T.3, 4, 21) 東京地裁。(既述分は項目のみ。)

*V社と物産との代理に関する契約書。*金剛に関するコミッション。*金剛の注文期日。
*被告よりロンドン滞在中の松尾に宛てた手紙。*物産の1年間の営業高とその純益。*物産より受けたる俸給、等。

○明治43年8・9月頃海軍当局へ贈賄すべき約40万円の支出：松尾より言わないのに進んで金を出そうと云う訳はない。

○当時飯田・山本にも相談したか、との問いに、先ず飯田に相談し後に山本にも相談、と。

○帳簿及び支払伝票の変更も総て飯田・山本と協議の上。(166-168)

表2の45「被告人 岩原謙三 第九回調書」(T.3, 4, <日付空欄>)、東京地裁にて訊問。

陳述訂正：40万円は松尾が海軍の友人に贈る金として支出して貰いたいとの話で、これに同意し、その旨を飯田、山本に話し協議の結果決定した旨申立てたが、保釈を得た後、飯田、山本に面会した処、その様な話を聞いた事はない、松尾に遣ると云う相談だったから同意した、と。私も証拠はないので、私の記憶は不確実ということに願います、と。（184-185）

次に、物産三常務の内岩原に次ぐ重要な役割を果たしたと思われる山本条太郎について。

表2の26「山本条太郎 聴取書」(T.3, 4, 16) 任意東京地裁検事局に出廷陳述。

一、経歴（略）。二、物産取締役中の分担業務（略）。三、軍艦金剛建造につきV社より受取ったコミッションの割合及び金額（略）。四、松尾鶴太郎の業務（略）。

五、金剛のV社への注文につき松尾が非常に尽力したため、三井より松尾に多額の報酬を与えたのは承知。2年程前に岩原が金剛コミッションがV社より順次入るから松尾に1/3位を報酬として与えるとの相談あり、1/3は少し多い様感じたが金剛注文に松尾が大変尽力したことは聞いていたため岩原の提議に同意。

六、右の金は純然たる松尾の報酬として同人に与えたもので、松尾の手を経て海軍方面に渡るものとは少しも知らない、と。

七、松尾に与えた右の金は帳簿に機密費として支出と記載。本年1月海軍収賄問題がやかましくなった時に帳簿に多額の金を機密費として支出した記載があつては疑を受けるとのおそれより岩原から相談を受けた際、機密費の費用を変更しておけば良いと答えた。その時貸付金と改め、さらに仮払金と直したとのこと。相談はほんの立話。帳簿改竄につき伝票も作らなければならないが伝票のことまで考えず。

八、松尾に渡した多額の報酬の内、松尾より海軍方面に分配していないかとの懸念もあり、岩原に三井に迷惑がかからないかと聞いた時に大丈夫と申ししていたから安心してた、と。

九、松尾に40万円の報酬を与えたが、海軍方面に対する贈賄の意味で渡したものでは決してない、と（前の弁明「六」参照）。

十、最初3万円の報酬を松尾に与えた日に別に1万5千円を機密費として松尾に交付してあることは裁判所等の取調べを受けて初めて承知、この金が松尾を経て松本中将に渡されたことなどは少しも知らない、と。（Reel No.38）（130-133）

こうした山本の陳述（とくに六、八、九、十）は松尾からの金銭授受について全くの無知か、あるいは、無知をよそおった陳述か？（筆者）（後述）

表2の29「被告人 山本条太郎 調書」(T.3,4,17) 東京地裁（重複事項略、記述順変更も）
○V社への金剛注文、岩原が松尾をして海軍方面に向って依頼、松本にも依頼したと思う。

○金剛請負に関するV社A社間の激烈なる競争について、一向存せず、と。

○明治43年8・9月頃、松尾より岩原へ、物産がV社より受くるコミッションの内約40万円を松本他海軍当局へ贈るため分配されたき旨を申し出た際、岩原より自分（山本）へも相談があったかどうか、よく記憶せず。

○物産より松尾へ金剛請負に関する賞与として金3万円渡した件（44年3月8日）については、金剛請負の賞与と同人のその他の業務に対する賞与とを込めて遣った、と。

○2年許り前に飯田の事務室にて岩原より私と飯田に対し金剛コミッションも追々入金になったから1/3位は松尾にやらねばなるまいと同意。その際は4・5分間の話。

○コミッションの1/3を松尾にやるのは少し金高が多いと思ったが、主任たる岩原の提案なので同意。38万3800円の内、何程か海軍当局に行くと自分（山本）は想像もせず。

○15万円（明治44年12月30日）と23万3800円（大正2年7月1日）、機密費として支出、のち仮払金に変更した件、ほか（省略）。

○帳簿の項目変更は岩原、飯田、被告3人の相談で行った。

○明治45年1月8日松尾より金1万5千円貰い受けた件：「松尾は独立して商売を始めるについては将来色々世話にもなるであろう又先年横浜煉瓦株に付ても迷惑を懸けたことがあるから其時日本硫黄株20万円払込のもの千株を松尾の方へ遣ろうかと申したるに松尾は夫れでも宜いと云うて居りましたが其儘私が持って居り大正2年暮に同人に引渡ししました。」（138-145）[回答になっていない。意識的に回避したのか。（筆者）（後述）]

表2の38「被告人 山本条太郎 第二回調書」（T.3,4,21）東京地裁。（陳述訂正。）

○岩原から相談あった際、機密費として支出したと言うと疑いを受くるかも知れぬから仮払金として支出したことにしようと話し合い、簿帳変更のことは頭になかった。（169-170）

次に、物産三常務の内では、事実上の相談役と言われる飯田義一について。

表2の27「飯田義一 聴取書」（T.3, 4, 16）。（経歴等、既知の事項は略記）。

一、協議員との名義で相談役。（二、大きな問題について相談を受けるだけ。）

三、金剛注文をV社が引受け5分の口銭を受取る件、松尾へは相当の報酬をやる話。金額40万円位と初めに決めたのか、V社から受取る額の1/3と決めたのか記憶がない。

四&五、15万円と23万3800円の支出、岩原から松尾にやる金との事で伝票に印を押したが、松尾の手から松本他当局の者に行くなどとは聞かず。

六、松尾に3万円（M.44,3,8）、金剛その他一般に尽力した報酬。3万円やった後38万円余をやるのは変だが、会社では或人の力によって儲かる仕事が出来た中には利益の1/3や1/2を与える事はしばしばある。私は松尾が三井を辞めた当時多くの金を貰ったためこれを資本に独立すると思っており、松尾の手に全部入ると思っていた。

七、この3万円を出した翌日機密費の名目で松尾に渡してある事は知らず。

八、15万円と23万円余の機密費としての支出：本年1月下旬ジーマンス事件が起ったため、岩原からこれを貸金に仮装しておこうとの話が出たので承諾。後に岩原から伝票も改めたとのことで判を押した。15万円と23万円余が賄賂の為に松尾に渡されたからこれを隠すためという訳では決してない、と。(134-136)

表2の30「被告人 飯田義一 調書」(T.3, 4, 17) 東京地裁。(既知のこと等、省略)。

○岩原から松尾をして「運動」：自分は協議員で担任取締役より相談を受け話を聞くだけ。

○明治43年8・9月頃、松尾より海軍当局へ贈賄すべき金として、岩原より約40万円をV社より受くるコミッションの内より支出したいとの相談を受けたかどうか、記憶なし。

○約40万円の金が要るとは、松尾にやるという意味。主任たる岩原の提案なので同意。

○約40万円の金を松尾一人にやるのは過当ではないか、との問いに、金剛の注文は殆ど松尾の尽力で取ることが出来たので40万円位やるのは当然と思い同意、と。

○明治42年11月岩原が松尾の手を経て松本へ金5千円遣っていること、記憶なし。機密費5千円、支払伝票に捺印、何に使用したか記憶なし。

○明治44年2月岩原が松尾の手を経て金6千円を松本に渡している件、記憶なし。

○明治44年3月岩原が松尾の手を経て松本へ金1万5千円支出した件も記憶なし。

○この機密費1万5千円の支払伝票には自分の捺印あるが、何に使ったか覚えなし。

○同年3月7日松尾へ3万円の賞与をやった件とその支払伝票については、肯定。

○明治44年12月3日松尾へ金15万円を遣った件、肯定。

○大正2年7月1日松尾へ金23万3800円を渡した件、肯定。

○右15万円と23万3800円の支出は、何れもその当時機密費として支払伝票を作成し、且つ元帳振替帳にも機密費として記載したことも同意。

○本年1月頃、岩原は物産が金剛に付て百幾十万円の大コミッションを取ったことが知れると世間がやかましくなるから何か秘密の方法を講じて置かねばとのこと（その方法等、省略）(146-153)

次に、海軍軍人藤井光五郎関係の記述は少なく、「参考人」としての調書を記す。

表2の4「参考人 藤井光五郎 調書」(T.3,3,31)²⁰ (28-38)。

詳細は略すが、藤井はマッケクニ (Sir James McKechnie, V社バロー造船所長) から7回にわたり送金を受けた合計300,856.28円を受領したことを認める。

表2の35「参考人 藤井光五郎 第二回調書」(T.3,4,20) 東京地裁。

20) 藤井光五郎の調書 (T.3,3,31) は盛 [1976] に全文掲出されている (85-97頁)。

上記第一回調書（T.3, 3, 31）と異なる重要点のみ記す。

○加賀亀蔵へ預けた金の内M44,1,19の金2万円：1月中V社のマッケクニより48,449円61銭を送ってきた内の2万円。同年2月10日加賀へ預けた2万8千円もその内。（159-162）

表2の34「艦政本部回答」（T.3.4.17）：「金剛」契約代価、等（省略）²¹⁾

表2の43「被告人 松本和 第六回訊問調書」（T.3,4,19）於高等軍法会議（175-179）、については、以下、項をあらためて述べる。

3の<補>：松本和の「訊問調書」（とくに第六回）について

先に記したように、現役海軍軍人藤井光五郎及び松本和に対する裁判は海軍軍法会議で行われたので一般には非公開であったが、東京地裁で行われた裁判においても「参考人」としての調書・聴取書はとられていただけでなく、東京地裁からの依頼に基づき、軍法会議における「被告人松本和訊問調書」が東京地裁に送られていた。その第一～五回分と第七回分は「海軍事件取寄記録及検事聴取書」として盛 [1976]（175-201頁）及び専大今村法研 [1977]（336-371頁）に掲載されている。しかしながら、第六回分だけはいずれにも未掲載で、その内容は知られていなかったが、本「裁判記録」には第六回分（大正3年4月19日）も収録されている。そこで、以下、別掲史料として「被告人 松本和 第六回訊問調書」全文を掲げ、その内容中、とくに注目すべきことを中心に紹介しておく。

前半部分は、松尾より5千円、6千円、1万5千円の金を融通される際の話（松尾がいずれより周旋するのか、松尾の金を融通するのか、三井から出ているのか、など）、松尾がV社の計画を持参し、効能を述べるのは請負を希望するため、A社の代理人も同様に申ししてきたこと、など。松尾が「金剛」契約成立前に松本宅を訪ね、コミッションの3分の1（約40万円）を貰うことになったので適宜使用されたい旨を述べたが、松本は私のために使うという意味ではなく、海軍のために使用して良いという意味と解釈したこと、などを述べる。ただ、その後、松尾は地所を見つけては自分に買うように勧め、金は松尾の方で都合すると言うので、松尾が「金が出来たので私へ謝意を表す意思」であろうと推測、松尾が受け取ったコミッションの一部を自分のものとする考えではなかった、と。

後半部分では、松尾が受け取った「38万円余」の金は全部松本の「処分権内」に入ったとのことであれば、その金を「自分名義ニ移ス等相当処置ヲ為スヘキ筈ナリ」で、「依然松尾ノ名義ニ置ク筈モアリマセン」と否定。松尾は「此金ヲ百万円ニモ致シテ見タシト申シ居リシ事実」によっても「全部私ノモノニスル意思ニ非サリシコトハ明瞭」と否定し、

21) 専大今村法研 [1977]（390・391頁）、盛 [1976]（217, 218頁）に掲載。ともに「艦本機密第428号」（大正3年6月19日）として記されている。

別掲史料：「被告人 松本和 第六回尋問調書」

問	松本和ナリヤ
答	ハイ
告知	前回ニ引続キ第六回訊問致スニ付右了知セラレタシ
答	了承
問	明治四十三年十月松尾ヨリ五千元ヲ借受ケタル以前ニ松尾トノ間ニ貸借関係アリシコトアリヤ
答	其以前ニハアリマセン
問	五千元六千元一万五千元ノロニ付イテハ証書モナク又夫レニ付利息ヲ支払ヒタルコトモナシトノコトナル 右金ノ出所ニ付テハ其節松尾ヨリ何事モ聞カサリシヤ
答	買物ノ話ヲ為シタルトキ松尾ハ金ハ自分カ心配スル故買テ置キ給ヘト申スノテ買入レ金ノ融通ヲ頼ミタル次第ニテ松尾カ何レヨリ周旋スルノカ又ハ同人ノ有金ヲ融通スルノカ其辺ニ付テハ尋ネタルコトモアリマセン
問	其金ハ三井ヨリ出テ居ルトノ話ハ聞カサリシヤ
答	聞キマセン
問	然ラハ氣付ハセサリシヤ
答	氣付キマセン
問	金剛ニ関スル「ヴィッカース」会社トノ契約前ニ三井ノ岩原モ度々其許ノ処ニ契約ヲ依頼スル為メニ来リタル趣キナルカ左様カ
答	契約シテ呉レト云ッテ来タルニ非ス何カ御用ハアリマセンカト申シニ三度来マシタ造船契約ニ関シテハ露骨ニ頼ミニハ参リマセン其契約手順等ハ松尾ハ能ク承知致シ居ル故コウシテ呉レ、アヽシテ呉レ抔ト云テ頼ミハ致シマセン只数々「ウィッカース」ノ計画ノ功能ヲ陳ル為メニ参リマシタノテス
問	松尾ハ海軍ノ当局者主トシテ松本本部長ニ向テ「ヴィッカース」会社ニ金剛ノ請負ヲ命セラルハ様致シタイト話シタト申スカラ松尾カ毘社ノ計画ヲ持参シ功能ヲ陳ヘシトノ意味ハ請負ヲ命セラレタキ意味ニ於テ陳ヘラルハモノカ
答	左様ニ思ヒマス詰リ計画ノ功能ヲ述ヘニ来ルノハ請負ヲ希望スルカ為メニシテ「アームストロング」等ノ代理人モ同シク申シテ来マシタ
問	金剛ノ代価ニ付「ヴィッカース」会社ヨリ申出タル金額ヲ減少セシムヘキ議論ハナカリシヤ
答	「ヴィッカース」会社ノ見積代価ニ付テハ何人モ相当ト認メ居リ之ニ対シ意見ヲ出シタ者ハアリマセン自分等モ予想ヨリ安イ位ニ思ヒ居リマシタ
問	松尾カ四十五年一月洋行スル際十万元ノ定期預金証書ト三菱ノ約三万円ノ特別当座勘定書ヲ其許ニ預ケ置キ帰朝後一度返還セラレタルヤ否ヤ覺ヘサレトモ大正元年十二月カ二年ノ一月ニ返ヘサレタリト申シタカ如何其旨一度返シテ再ヒ預リタル如キ記憶アリヤ
答	記憶ハアリマセン併シ本人帰朝後一度返ヘシ再ヒ預リタルヤモ知りマセン若シ返シタリトスレハ夫レハ六ヶ月定期ノ書替ノ為メナラント想像致スノデアリマス
問	松尾ノ申立ニ依レハ金剛ノ契約成立前松本氏ノ私宅ニ至リ約四十万円ヲ三井ヨリ貰ヒ受ケタルコトニナリマシタカラ御舎ノ上適宜使用相成タシト申シタト申スカ夫レニハ相違ナキヤ
答	松尾ハ「コンミッション」ノ三分ノ一ヲ貰フコトニ致シタル故海軍拡張費ノ請求等ノ為メニ随分金ノ入用モアルヘキニ依リ其金ノ中ヲ使ハレテモ宜シト申シマシタ当時自分ハ私一個ノ為メニ使フト云フ意味ニ非スシテ海軍ノ為ニ入用ノコトアラハ使用シテ宜シトアラハ使用シテ宜シト云フ意味ト解釈シマシタ
問	夫レニ対シ其許ハ何ト答ヘラレシヤ
答	別ニ返事ハ致シマセン

問	其後其金ヲ何カ海軍ノ為メニ使用スル計画又ハ意見ヲ提出サレタルコトアリヤ
答	自分ハ兼テ左様ナ金ヲ海軍ノ為メトハ云ヘ之ヲ使用スルコトハ好マシカラスト思ヒ居リシ故何等ノ計画又ハ意見ヲ出シタルコトハアリマセン
問	其金ハ其許ノ自由処分ニ任セラレタルモノト考ヘラレシヤ
答	自分ハ其当時何トモ考ヘス又使フ考モ起サ、リシ只其後松尾カ地所ヲ見付ケ彼レヲ買ヘ金ハ自分カ心配スルト申スノテ自分ハ松尾ハ金カ出来タノテ私ヘ謝意ヲ表スル意思ニテ為スナラント推測シマシタカ決シテ自分カ松尾カ受取タル「コミッション」ノ金全部又ハ一部ヲ自分ノモノトスル意見アリシニハアリマセン 松尾ハ常ニ私ニ対シ世話ニナリシ故其御恩ハ決シテ忘レス酬ユルト申シテ居リマシタ
問	松尾ハ大正二年七月ニ二十三万円余ヲ三井ヨリ受取リタル際松本氏宅ヘ至リ之ニテ決算済ノ旨ヲ報告シ其際金ヲ如何ニスヘキヤヲ相談シタル処同人ハ君預リ居レト申サレタ故今以テ預リ居リマス該金員ハ全部松本ノモノト信シ居リ致シ居レト陳述シ居レリ此陳述ニ依レハ松尾カ三井ヨリ受取タル三十八万円余ノ金ハ全部其許ノ処分権内ニ入レラレタルモノナリトノ意味ナルカ之ニ対スル答ハ如何
答	是迄陳述セル通り自分ハ松尾ノ云フコトヲ聞キ流シ居リタルモノニシテ其金ヲ自分ニ貰フ考ハ毛頭無之ノミナラス自己ノ処分権内ニ入レル考モ持チマセン、ナル程松尾カ二十三万円余ヲ受取タル砌三井ノ残金ヲ受取リマシタト申シタル故自分ハ単ニソウカト答ヘ又松尾ハ彼ノ金ノ内ヲ自分ノ商業用ニ使用シタル申来リシトキ自分ハ君ノ金ヲ君カ使用スルニ何モ自分ニ云フ必要ハナイテハナイカト申シタル処松尾ハ、マー御話丈ハ致シ置キマスト申シタルコトハアレトモ私ハ夫レニ付深ク意ニ留メス是迄申シタル如キ単純ナル意思デアリマシタ若シ自分カ松尾ノ陳述ノ如ク自分ノモノトナリタランニハ其後其金ニ付キ自分名義ニ移ス等相当処置ヲ為スヘキ筈ナリ何時如何ナル事存生スルヤモ知レサルニ依然松尾ノ名義ニ置ク筈モアリマセン仮ニ松尾名義ニ為シ置ク必要アリトスレハ返リ証書ヲ取り置ク等ノ注意ハ必要ナルニ夫レ等ノ手段ヲ少シモ講シマセン又金ニ付テノ話アリシ以後ノ私ノ行動及ヒ所業ヨリ觀察セラレテモ自分ニ斯ル大金カ這入り居タルモノト思ヒ居ラサリシコトカ分ルト思ヒマス何トナレハ其以後モ自分ハ節儉シテ僅ノ蓄積モ為シ退職後ノ凶ヲナシ居リ其後二年間ニ於ケル自分ノ行動ニ徴シ意思ヲ判断セラレンコトヲ希望シマス松尾ハ此金ヲ百万円ニモ致シテ見タシト申シ居リシ事実ニ依リテモ同人カ全部私ノモノニスル意思ニ非サリシコトハ明瞭デアロウト思ヒマス同人ノ陳述ハ間違テ居リマス第一大正二年十二月政変ノ頃家宅捜査ナシトモ限ラス等ノ話ハ絶対ニアリマセン又左様ノコトハ当時全然念頭ニアリマセン松尾ハ如何ナル考ヨリカハリマセンカ同人カ裁判所ニ拘留サレル以前弁護士ノ意見ヲ聞キタルヤノ話モ聞キマシタ或ハ同人カ三井ニ対スル關係ヨリ御申聞ケノ如キ陳述ヲ致スモノニ非サルヤトモ思ヒマス 松尾ハ私トノ關係ノミナラス其人物ヨリ見テモ左様ノ悪意アル人トモ思ハレス然ルニ其ノ陳述カ實際ト違ヒ居ル点ハ甚タ不思議ニ存シマス
右読聞ケタル処無相違旨申立左ニ署名捺印セリ	
	被告人 松本 和
大正三年四月十九日	於高等軍法會議審延 録事 田中 損郎 主里 内田 重成
右謄本也	
大正三年四月廿一日	高等軍法會議 録事 森井 光雄

出典)「海軍収賄事件」(四ノ二)(東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵刑事裁判記録)、Reel No.38。

さらに「同人ノ陳述ハ間違テ居リマス」と強く断言。

このような松尾の陳述は、この間に弁護士の意見を聞いたとの話もあり、また、三井との関係からこうした陳述をしたのではないかと松本は推測。最後に、松尾は「私トノ関係ノミナラス其人物ヨリ見テモ左様ノ悪意アル人トモ思ハレス然ルニ其ノ陳述カ實際ト違ヒ居ル点ハ甚タ不思議ニ存シマス」と結ぶ。

こうした後半部分の陳述は、第5回までの「尋問調書」とは調子が異なり、松尾に対する非難の口調が加わったものであり、最終第7回「訊問調書」（大正3年4月24日）も「松尾ノ陳述ハ余リニ意外ナル故ニ、彼ノ陳述ヲ疑イ、不本意ナガラ今ノ陳述ヲナス次第」と述べている（盛 [1976] 200頁、専大今村法研 [1977] 369頁）。

こうした松本による松尾に対する論述の変化（非難の口調）は、今回、第六回「訊問調書」の内容を吟味することにより明らかにし得た、と言えよう。

4 終わりに

これまで見て来た裁判記録のうち、前半の「海軍事件公判始末書」においても「ジーマンス・リヒテル」事件から「ヴィッカーズ・金剛事件」への展開が看取されることは記した通りだが、一点だけ補足すると、プーレーは大正2年11月9・10日頃にV社日本派遣員のウィンダーに会い、リヒテルから件の書類を買取りジーマンス社に売り付けようとする経緯などを話しており²²⁾、さらに、同月11日か12日、当時来日中のダグラス・ヴィッカーズ（V社取締役）にも面会して件の書類が偽造か否かを確かめようとしている²³⁾。

後半の「海軍収賄事件・軍艦問題記録」における種々の証言については、証言内容の変更・訂正や証言者により証言内容が大きく異なっている場合がある。そうした事例をいくつか例示しつつ、本稿で明らかになったことを示しておこう。

松尾鶴太郎は聴取書（大正3年3月21日か31日）で、明治43年初頃、戦艦金剛の英国への注文が決まるや「V社は対A社、三井は対高田、私は対山内の競争として力を尽して勝利を得んことを決心」と自ら対決構図を語ったが、後の調書（4月2日）では「当時山内中將は在職中で到底運動するような事は出来なかった」、と訂正している。果たしてそうだったのだろうか。山内は確かに「在職中」とはいえ既に「待命中」なので、表だって「運動」し難いとしても、「運動」は可能だったと思われる²⁴⁾。

22) 判決書（ヘルマン・プーレー等）（花井 [1929] 216・217頁）。

23) 小原検事取調聴取書 [大正3年1月29日（盛 [1976] 42頁）]。

24) 山内は海軍「在職中」（呉鎮守府司令長官）の前年（明治42年）12月においては、松本和艦政本部長の依頼を受けてA社会長アンドルー・ノウブルに装甲巡洋艦積載の「新十三伊半砲壇」の要領及び代価を問い合わせさせており（奈倉・横井・小野塚 [2003] 178頁）、その直後「待命」になってからもA社との関係は

次に、松尾から松本へと贈られた約40万円（15万円と23万3800円）の内、後者（23万3800円）については、三井銀行の小切手で受け取り、三菱銀行の定期預金としたが、松尾はその定期預金証書を松本に示し、自分名義だが全部松本が使用し得るものであることを「暗示」し、松本もその趣旨は了解したと信ずるとしている（T.3,4,1,松尾聴取書）。しかしながら、松本はその定期預金証書を示されたことはない、と（同日、松本和聴取書）。

この23万3800円分については、実際には全く使用しなかったとの松尾の供述（T.3,3,21か31）があり、関連して、岩原は聴取書（T.3,4,1）で23万3800円も含めて全部海軍当局者に行くべき筈だったので「松尾の手に今日残っているのは不思議」、と述べている。

また、松尾は23万3800円の半期分利息6800円を松本の承諾を得て使用したというが、松本は「左様なことは知らず」、と（T.3,4,5）。

つまり、「23万3800円」の分については、松尾は物産から受領し、定期預金としたことは松本に知らせつつも（定期預金証書を示したかは証言に食い違いがあるが）、その定期預金には一切手を付けず、その利息（半期分利息6800円）のみ、自己の使用に付したということを知ることができる。

次に、松尾が山本へ1万5千円渡した件（M.45,1,8）は、証言の食い違いが目立つ。

松尾は物産より金剛コミッションの約1/3を貰うことになったのは山本の尽力も与って力あることと思ひ、松本と相談の上、金1万5千円を山本へ贈与したと証言（T.3,4,2）。しかし、松本は何故山本に礼をするのか不思議と証言（T.3,4,1）。また、岩原はこの件は「一向存じませぬ」と証言（T.3,4,4）。松尾による独断だったことがわかる。また、松尾は物産の他の重役には贈らず、山本にだけ贈ったのは、山本が吾々のため最も誠実に尽力してくれたから贈った、と言う。

1万5千円を受け取った山本は、証言では殆どまともに答えず、松尾への日本硫黄株千株売買に装っている（山本調書T.3,4,17及び松尾調書T.3,4,21）。山本が松尾より1万5千円を受け取った理由・経緯については、判決書でも明確な指摘はない（松尾の言として、物産入社後山本が大いに自分を助けてくれたこと、「金剛」請負について種々有力な助言をしてくれたこと、など）²⁵⁾。

では、実際に山本が果たした役割と松尾の認識についてであるが、山本がV社重役の一人ダン（James Dunn, マッケクニの前任者）と「別懇」で手紙を出すなどV社による金剛

緊密なので、「金剛」請負について何等かの「運動」は可能だったと考える方が自然であり、また、1910（明治43）年春頃にはA社から前後数回にわたり6万円相当の英貨が送られ、山内は受領している（奈倉[2013] 198-200頁等）。

25) 「金剛事件一審判決」（専大今村法研 [1979] 128頁、等）参照。

受注を働きかけ、それが功を奏したと松尾は認識していたからではないだろうか²⁶⁾。

また、山本の各種証言は既に見て来たように、概して無知を装うか、意識的に問題をずらすような言動が多いことに注意しておく必要がある。

物産三常務のうち岩原が対海軍（とくに松本）との関係で（松尾と連携しつつ）重要な役割を果たしたことは勿論であるが、山本についてはこれまでジーメンス事件裁判中あまり重視されてこなかっただけに、ここであらためてその役割を強調しておきたい。

なお、**ダン**については、本裁判記録ではあまり言及がなく、従来のジーメンス事件研究でもあまり注目されてこなかったが、海軍軍人藤井光五郎に対しても金剛受注を引き受けたい旨の話をしていたことが知られる（藤井調書、T,3,3,31）²⁷⁾。

文献リスト

小原直回顧録編纂会 [1967] 『小原直回顧録』[のち中公文庫（中央公論社刊）、1986年、に一部省略して刊行]。
専修大学今村法律研究所（専大今村法研と略記） [1977-79] 『金剛事件（一～三）』（今村訴訟記録第一～三巻）ケイエムエス印刷。

奈倉文二 [1998] 『兵器鉄鋼会社の日英関係史—日本製鋼所と英国側株主：1907～52—』日本経済評論社。

奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二 [2003] 『日英兵器産業とジーメンス事件—武器移転の経済史—』日本経済評論社。

奈倉文二 [2013] 『日本軍事関連産業史—海軍と英国兵器会社—』日本経済評論社。

花井卓蔵 [1929] 『訟庭論草—軍艦金剛の建造請負に関する事件を論ず—』無軒書屋（春秋社版は1930年刊）。

盛善吉 [1976] 『シーメンス事件—記録と資料—』徳間書店。

吉村道男 [1975] 「シーメンス事件の国際的背景」（國學院大學『国史学』97）。

26) この点について、筆者は僅かであるが既に記したことがある（奈倉・横井・小野塚 [2003] 190頁）。また、盛 [1976] 129頁をも参照のこと。

27) 盛 [1976] 90頁、奈倉・横井・小野塚 [2003] 190頁、参照。

呉海軍工廠形成の目的とその実現の方策
—呉海軍工廠第3船台建設の謎とその解明を通じて—

千田 武志*

Purpose of the Establishment of the Kure Naval Arsenal and the Measures to Realize That Project : Mystery and Elucidation on the Construction of the Third Shipway of the Kure Naval Arsenal

By TAKESHI CHIDA

My own book, entitled *The Establishment of the Kure Naval Arsenal*, was published in 2018. I tried to substantiate the overall history in detail, without making a convenient hypothesis, and to describe matters logically and legitimately. With this intention, my book applied the “theory of the arms transfer” as the analytical method in order to study the process of arms production from the perspective of arms transfer. It is very fortunate that there were not only favourable comments but also critical reviews of my book. The former comments regarded the detailed elucidation of the overall history of the Kure Naval Arsenal, while the latter reviews were mainly on the development of the esoteric logic of arms transfer. The purpose of this paper is to give a clear explanation of the logical development in my book and to present the framework of my research by responding to the above-mentioned reviews. This paper focuses on the construction of the third shipway, which has been regarded as the greatest mystery in the history of the Kure Naval Arsenal, and tries to clarify the background of the mystery by means of an approach that integrates the historical documents with the perspective of arms transfer. Global technology transfer includes the following processes: (1) a navy expansion plan in the recipient country of the arms transfer; (2) ordering arms for the overseas armament companies; (3) dispatching engineers to the vender and the expansion of the naval arsenal; (4) diffusion of technology from the dispatched engineers to the native craftsmen through modification and repair of the imported arms; (5) manufacture of arms of the same type as the imported arms in the leading arsenal; and (6) technology transfer to other domestic arsenals and companies.

1 はじめに

平成30（2018）年の2月、『呉海軍工廠の形成』¹⁾と題する自著を発刊し、5月に大部な

* 広島国際大学客員教授（Visiting Professor, Hiroshima International University）

1) 千田 [2018]。なお煩雑さをさけるため、自著において使用された資料については本稿の行論に必要と思われるもの以外には、出典を省略する。

自著への理解を得るため社会経済史学会で報告した²⁾。しかしながら呉工廠形成の目的は理解できるがその方策に関しては難解であるとか、その方策と日清戦争後の海軍予算の膨張との関係についての質問がよせられた。また書評においては、「先行研究が極めて少ないという状況の下で、永年にわたり蒐集した膨大な諸史料を丹念に検討することにより呉工廠形成過程の全貌を詳細に明らかにした」との評価を得たが、「『武器移転論』の適用（発展的適用）では不十分で、『武器移転的視角』にまで発展させた方法でなければならないのか、評者としては今一つ理解しづらい」という指摘を受けた³⁾。本稿の目的は、こうした批判や指摘をふくめて自著の論理展開を明確化することによって自著への理解を深めるとともに、そこから得られる新知見によって呉海軍工廠史を発展させ、今後に予定している日露戦争後の呉工廠史や海軍史研究の指針とすることである。

ここで分析方法について述べる前に、自著に対してこうした成果と問題が発生した原因について考えることにする。その第一は、呉工廠の形成が国際関係を敏感に反映した明治期日本の巨大プロジェクトであるにもかかわらず、それを検証する資料に乏しいだけでなく事実とそれを記した文書を隠蔽し虚偽の報告をしたとしか考えられない場合さえみられることである。第二は、自著が呉工廠の前身にあたる組織を対象とする第1編（第1～第6章）、主な関連事項を取り上げる第2編（第7～第12章）と、本論の指針となる序章、本論を総括する終章からなる大部な構成となったこと、第1編に関して計画、組織・人事、施設・設備の整備、兵器の生産について、第2編も関連事項について詳細に実証し、その実証に論理性を付与するとともにその実証が事実か否かの判断基準として「武器移転的視角」を採用し、この両面から呉工廠の形成過程を総合的に分析したことによる。その結果、これまで不明であった少なからぬ点を明らかにし得たのであるが、複雑な問題や呉工廠形成の特性などに関しては、複数の節や章、場合によっては全体を読了しなければ理解できないという難解さがもたらされることになった。

本稿においては自著の論理展開への理解を得る方法として、呉工廠形成の最大の謎である第3船台建設問題の分析を通じて呉工廠形成の目的、その目的を実現する方策（日清戦争後の海軍予算の膨張との関係もふくめて）、兵器の国産化などについて解明することを目指す。具体的には、第3船台建設をめぐる諸説の検討、資料による実証と疑問の提示、その疑問の背景を解くための方法として、主に軍備拡張計画、呉工廠形成に関連する各

2) 本稿は、社会経済史学会第87回全国大会（2018年5月26日 大阪大学）において報告した「明治期海軍の兵器生産に関する一考察—呉海軍工廠第3船台建設の謎とその解明を通じて—」を加筆し修正したものである。

3) 奈倉 [2018] 125、126頁。

種計画と目的（兵器の種類）、兵器の保有と国産化にともなう技術移転について分析する。なおこうした多方面から総合的に分析する視角として武器輸出、技術移転はもとより、ライセンスの供与、兵器の共同開発、さらに軍事システムの移転をふくむ広範で多面的な概念である「武器移転論」⁴⁾を日本海軍の兵器生産に発展的に適用した「武器移転的視角」⁵⁾を採用する。試みに「武器移転的視角」の連環を示すと、次のようになる。

後発国の日本海軍は、先進国から輸入する兵器とそれを生産する海軍工作庁を設立ないし拡張するために軍備拡張計画を作成し、政府や議会との折衝によって決定する。次にそれにもとづいて海外から兵器を輸入するとともに、発注先の兵器製造会社に同種の兵器の造修を担う技術者を派遣し、同じ目的で海軍工作庁の設立ないし施設・設備の整備を行う。そして帰国した技術者の指導により海軍工作庁において、輸入した兵器の改造や修理を通じて職工などの技術の習得を達成し、やがて同種の兵器生産を実現する。さらにその技術は、先導的な海軍工作庁から他の工作庁へ、また兵器製造会社へと移転される。こうした過程は、次なる段階へと繰り返されることになる。

2 呉海軍工廠第3船台建設に関する諸説

本節においては、まず呉工廠第3船台についての二つの研究を紹介する。次に海軍の刊行資料と多年にわたり造船部で働いていた人物の回想録を取り上げる。

海軍工廠の研究において施設・設備が対象とされることは珍しく、第3船台の研究も少ない。こうしたなかで昭和4（1929）年に発行された『明治工業史 土木篇』は、「第三船台は二十七年十二月竣工せり。其の後三十五年に至り、第一船台を造修し、三十七年十月より三十九年三月迄に第二船台を改築し三十六年八月より三十九年一月迄に第三船台を改築したり」と述べている⁶⁾。注目すべき点は、一度、27年に竣工した第3船台を、39年に改築したと記していることである。

次に昭和59年に発刊された室山義正氏の『近代日本の軍事と財政』をみると、明治24年に第1船台が起工され、25年3月に竣工するなどほぼ当初の予定どおり計画が進行していた。ところが25、26年度になるとほとんど工事が中断され、27年の工事再開後は第2船渠の建設に傾注されることになり、「船台は、僅かに小規模の第2船台が起工されたた

4) 奈倉 [2005] 2頁。

5) 「武器移転的視角」については、主に千田 [2018] 11～13頁を参照。なおこの用語は、「武器移転論」の生産過程への適用に際してこれまでの範疇を超える部分が少なからずみられることから仮に使用したものであり、奈倉氏のように自著に対して「武器移転論」の生産過程への発展的に適用したものであるという見解が定着した際には、この用語に固執するつもりはない。

6) 工学会 [1929] 878頁。

けで、第3船台建設は棚上げされる。ここで事実上、2船渠3船台計画は、2船渠2船台計画に変更されることになった」と述べられている⁷⁾。なお同書によると第3船台は、36年8月に起工、37年11月に竣工したという。

これまで第3船台の建設について二つの説をみてきたが、両者とも根拠となる資料は示されていない。そこで明治31年に呉海軍造船廠によって発刊された『呉海軍造船廠沿革録』をみると、本文には記述がないものの「呉造船廠建造物及土木工事」と題する一覧表において、2万8706円で27年11月に建設されたと報告されている⁸⁾。一方、大正14（1925）年に発行された『呉海軍工廠造船部沿革誌』には、27年竣工の記録はなく36年8月20日に起工し、37年11月25日に竣工したと明記されている⁹⁾。

ここで明治28年末に呉鎮守府造船部に職工として就職し、大正5年に技師に昇進した八木彬男氏の昭和31年の講演会記録を取り上げる。八木氏によると、「明治二十八年の末頃に私入業しました時には既に三カ船台共に在ったことを覚えて居ります、但当時の主船台は第二でありまして宮古、対馬などの軍艦は皆第二船台で造られました。第一船台は之に比べると余程小規模で、河川砲艦宇治が、ここで造られた事があります……。第三船台は更に第一よりも小さかったと記憶します、之が大改築されて主船台となつたのは、日露戦争直前の頃でありました」と回想している¹⁰⁾。

これまで第3船台に関する主な文献をみてきたが、明治27年竣工・39年改築説、計画棚上げ後に36年8月起工・37年11月竣工説、27年11月竣工説、日清戦争前小船台建設・日露戦争直前大改築説などに分かれる。このように第3船台に関しては、27年竣工説を疑問視しているものもふくめて多様な説が存在するにもかかわらず、驚くべきことにこれを問題にし当時の文書などにより深く掘り下げた研究はみられない。

3 呉海軍工廠第3船台建設についての資料の発掘と実証

本節では前節の記述を踏まえながら、第3船台の建設に関する当時の資料を発掘し、実証することを目指す。その際、資料に記されている内容を正確に把握するとともに、他の資料と照合しそれが事実か否かを判断する。また第3船台の建設に関連する記述を手掛かりとして、第3船台問題を解明する糸口を見出すことにする。

第3船台建設に関して当時の資料の「明治二十七年度呉鎮守府工事竣工報告 卷一」（こ

7) 室山 [1984] 342頁。

8) 呉海軍造船廠 [1898] 91頁。

9) 呉海軍工廠造船部 [1925] 14、17頁。

10) 八木 [1957] 16～17頁。

れ以降、「明治二十七年度竣工報告」と省略）で確認すると、4万3000円の予算で26年8月8日に起工、2万8706円の工事費で27年11月27日に竣工、残額1万4294円のうち1万1040円を錬鉄工場建増費に流用しその他を不要にしたと12月2日に報告されている。また規模については、付属資料の「造船部第三船台建設工事仕様書」（作成年月日不明、以下、「工事仕様書」と省略）に、「陸上長百式拾メートル八拾三ミリメートル巾式拾メートル全海中却台長七拾メートル巾八メートル」という記述がみられるが¹¹⁾、残念ながら工事中の資料をみつけることはできなかった。なお36年当時の呉造船廠の配置図をみると、第2船台と同規模の第3船台が明示されており、海軍の公式記録では、第2船台と同規模の第3船台が存在したことになっている¹²⁾。

これ以降、第3船台に関する資料を探すと、明治35年1月28日に村上敬次郎海軍省経理局長から有馬新一海軍艦政本部長にあてた、次のような照会状がみつかった¹³⁾。

海軍拡張費ヲ以テ呉造船廠ニ第四船台ヲ新設スル予定ナリシモ棧橋ノ築造ヲ必要トスルカ為メ該船台ノ新設ヲ止メ之ニ代ユルニ第三船台ヲ改築スルコトノ議アリタリ然ルニ該棧橋ヲ完全ナラシムル為メ更ニ第三船台ヲ改築スルコトヲモ見合スコトニ相成居候処一面ニ於テハ艦艇補充基金ノ制既ニ定マリ呉造兵廠ニ於テ装甲板製造ノ事業亦将ニ起ラントスルニ際シ呉造船廠ニ一等戦艦以下ヲ製造スヘキ船台ノ備ナカル可ラス被存候ヘ共右戦艦ノ製造モ現在ノ船台ニテ不都合無之ヤ又ハ船台ノ新築若ハ改造ヲ要スルヤ其辺御意見致承知度若シ其新築若ハ改造ヲ要スルモノトセハ自然棧橋築造ノ設計ヲ変更スルノ必要モ起ルヘキカト存候条至急御回報〔以下省略〕

資料中で述べられている海軍拡張費は、後述する明治29年の第11回軍備拡張計画において海軍に配分された予算であり、甲鉄戦艦（この他に資料により甲鉄艦などの記述がみられるが、以後、戦艦と統一する）4隻をふくむ多くの艦艇に加え、これまで予算不足のため整備のすすまなかった鎮守府の施設建設費が認められており、そのなかには第4船台建設費もふくまれていた。ところが照会状によると、33年4月に至り棧橋建設が主張され、そのため船台に関しては第4船台の建設を中止し第3船台を改築する案、さらにそれをも

11) 村上敬次郎呉鎮守府監督部長より西郷従道海軍大臣あて「明治廿六廿七年度継続ニ係ル土木費工事竣工報告」1894年12月2日（「明治二十七年度呉鎮守府工事竣工報告 巻一」（防衛研究所蔵）。

12) 「呉海軍造船廠配置図（仮題）」1903年（「明治三十六年度呉鎮守府工事竣工報告 巻二」（防衛研究所蔵）。

13) 村上海軍省経理局長より有馬新一海軍艦政本部長あて「呉造船廠第三船台改築ニ付照会（仮題）」1902年1月28日JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C 1012777900, 明治35年公文雑輯 巻21 土木2（防衛研究所）。

見合す案が有力視されることになった。

資料中に記述されているように海軍は、明治32年の「軍艦水雷艇補充基金特別会計法」（以下、「特別会計法」と省略）の制定にあわせるかのように、37年から戦艦の建造を開始するという自らの方針を公言し、呉海軍造兵廠においては戦艦搭載用の12インチ（30.5センチメートル）以下の砲熕兵器の生産を目指す第1期呉造兵廠拡張計画を決定したのに続き、当時は第16回帝国議会において装甲板（以後、当時の資料で多く用いられた甲鉄板を使用）の製造が可能な第2期呉造兵廠拡張計画への協賛を得ようと奔走していた（明治35年2月8日に貴族院本会議で可決）。こうした呉造兵廠の動向に対応して村上経理局長は、呉造船廠においても戦艦の建造が可能な船台の新設または第3船台の改造が必要ではないのかと照会したのであった。

これ以降、複雑な交渉が展開されたが、紙幅の関係もあり結論のみを示す。村上経理局長の質問に対し呉鎮守府は明治35年3月、「今や愈ヨ大改造ヲ要スルモノトスレハ一等巡洋艦ノミ製造ノ目的ヲ以テセス寧ロ進テ戦闘艦製造ニモ堪ヘ得ル如ク堅固ナル基礎ヲ以テ建造スル方得策ト存候」と回答¹⁴⁾、現在の全長190.08メートル（陸上長120.08メートルに海中却台70メートルを加えたものと思われる）を215.08メートルに延長するため11万500円を要求した。なお一等巡洋艦という艦種の名称は31年に確定されたといわれているが、18年の第6回軍備拡張計画や後述するように呉兵器製造所設立に関する資料にも登場しており、本稿においては自著と同様に当時の資料にもとづいて広い意味で使用する。

呉鎮守府の回答に対し艦政本部は明治35年4月22日、「呉提出ノ改築要領ハ式百拾五米突八拾『ミリ』ノ処右長サニテハ将来ノ巡洋艦等ヲ製造スルニ充分ナラス故ニ頭部ニ於テ更ニ拾米突伸長ヲ要ス」という見解を示した¹⁵⁾。こうして第3船台は、将来、戦艦建造も可能な全長225.08メートルに大幅に拡大されることになった（有馬の「将来ノ巡洋艦等」は、戦艦等と解釈することが妥当）。また費用は、第4船台建築費9万7477円、不足額を端船格納場費の残額7711円のうち7335円と造船工場機械場建増費の残額1万2158円を流用することになっている。

これまでの資料によると、海軍は2万8700円で明治26年に起工し27年に竣工した全長190メートルの第3船台を、11万7000円で戦艦の建造が可能な約225メートルに改築することになる。しかしながらここには、全長190メートルの第3船台を4万3000円の予算の

14) 柴山矢八呉鎮守府長官より斎藤実海軍総務長官あて「第三船台ニ関スル調査報告（仮題）」1902年3月29日、同前。

15) 有馬艦政本部長より村上経理局長あて「第三船台改築費並ニ計画改正ノ件（仮題）」1902年4月22日、同前。

うち約2万8700円の工事費で建設したというのは安すぎるのではないか、その第3船台を全長225メートルに改築するのに第3船台の建設費はもとより第4船台の当初工事予算9万8000円より高い11万7000円の工事費で建設するというのは高すぎるのではないか、また工事を示す資料がないこと、「工事仕様書」に年月日がないことから本当に27年に2万8000円で全長さ190メートルの第3船台が建設されたのかという疑問が生じる。

このように第3船台に関して、建設したとされる明治26年から27年だけでなく改築が決定された35年についても原資料による実証を試みた。一般的にはこれによって問題は解明されたと考えられるわけであるが、第3船台に対しては実際に27年に計画通りに建設されたのか否かという疑問が発生した。こうしたことは呉工廠の形成においてはしばしばみられることであり、それを解決するためには遠回りのようでもこれまでの資料から第3船台を拡張することになった背景（戦艦搭載用の砲煩と甲鉄板の計画に連動させて第4船台予算を流用して一等巡洋艦用の第3船台を戦艦用に拡張することに至った）を把握し、そのことを「武器移転的視角」にもとづく連環のなかで分析することが求められる。

4 軍備拡張計画と呉海軍工廠の形成にともなう各種計画

本節においては、「武器移転的視角」にもとづく連環、とくにその基本であり出発点でもある軍備拡張計画について概観し、次に呉工廠の形成に関わる諸計画を提示する。そしてそれ等を総合的に分析して、呉工廠形成の目的やその目的を実現するために海軍が採用した方策と、第3船台が計画通りに建設されたのか否かについて再考する。

(1) 軍備拡張計画

ここでは呉工廠形成に関係する軍備拡張計画を対象とし、それが艦艇を中心とする兵器の保有と呉工廠の前身にあたる組織の形成に与えた影響を明らかにする。まず明治14（1881）年の第4回軍備拡張計画の策定過程を取り上げると、12月10日に赤松則良主船局長は、必要艦艇数を40隻としそのうち15年度以降11年間に1655万円の費用で32隻の艦艇を国内で建造することにし、そのため300万円の費用で6年間に防禦に最適な西部に海軍一（実質的には日本一）の造船所を建設することを建議した¹⁶⁾。これを受けた川村純義海軍卿は、12月20日、三条実美太政大臣に15年度以降、4014万円の費用で20年間に60隻の艦艇を建造するとともに、西部に300万円の費用をかけて5年間に一大造船所を新設するという第4回軍備拡張計画を上申したが、許可を得ることができなかった。注目すべ

16) 赤松則良海軍省主船局長より川村純義海軍卿あて「至急西部ニ造船所一ヶ所増設セラレンヲ要スル建議」1881年12月10日（「川村伯爵ヨリ還納書類 五 製艦」防衛研究所所蔵）。

き点は、「川村伯爵ヨリ還納書類」の「甲号 軍艦配置」において川村海軍卿は自説の4艦隊・4鎮守府構想を展開し、第2鎮守府の位置として呉村（呉村という村名は正式には存在しない）と明記していることである¹⁷⁾。

明治15年11月15日に川村海軍卿は三条太政大臣に、東洋の情勢が逼迫しているとして、必要艦艇60隻のうち8年間に48隻の艦艇を建造（維持費をふくめて7600万円）するという第5回軍備拡張計画を上申した。これに対しては年間300万円の新艦製造費が認められたが、川村は16年2月24日にこれにこれまでの新艦製造費33万円を加えた年額333万円、合計2664万円を資金として8年間に32隻の艦艇を建造することを稟議し裁可された。また5月28日には、新艦製造費を繰上支出する許可を得ている。

明治17年2月8日、海軍は軍務局を廃止して軍事部を設置、軍令機関の発展の一步を築いた。これを機に海軍省内においては、「甲鉄艦を中心とする外洋艦隊を整備すべきであるという海軍軍事部の意見と、海防艦と水雷艇を中心とする海防艦隊を整備すべきであるという主船局の意見が対立」することになった¹⁸⁾。その結果、18年の第6回軍備拡張計画は、両案を併置した異例の内容となった¹⁹⁾。なお実現をみることはなかったが、川村は1期3年の3期計画によって軍事部案を実施しようと試みている²⁰⁾。

結局、両案は決着をみないまま内閣制度に移行、明治19年の最初の閣議において第5回軍備拡張計画の残額1674万円を19年度以降の概定額とし、これに対して海軍公債1700万円を発行し19、20、21年度の3カ年に艦艇建造や海軍施設の整備がなされることになり、呉鎮守府設立費として約166万円が割り当てられた。このうち中心となる艦艇建造計画は、フランス人のベルタンに委ねられ、5年間に54隻・6万7300トンないし6万6300トンの艦艇を建造する案が策定され、期間が3カ年に短縮されただけで第6回軍備拡張計画（第1期軍備拡張計画とも呼ばれる）として採用された。

内閣制度に移行後、軍事部系の軍人や技術士官が中枢を占めた海軍省は、明治18年の軍備拡張計画において閣議で承認を得たのは軍事部案であるという統一見解のもと、21年2月に参謀本部による戦艦をふくむ3期計画（長期・全体計画）²¹⁾と、そのうちの第1期計画（戦艦をふくまない）に相当する艦艇と海軍工作庁の整備費からなる第7回軍備拡張計画（第2期軍備拡張計画）を作成、そのうち第1期計画にあたる部分のみを「第二期海軍臨時費請求ノ議」として政府に提出し、その一部の承認を得た。そして23年9月、7年

17) 「甲号 軍艦配置」（「川村伯爵ヨリ還納書類 参 官制 軍艦配置」防衛研究所所蔵）。

18) 原 [2002] 213頁。

19) 海軍大臣官房 [1922] 12～13頁。

20) 「川村計画案（仮題）」1885年6月（前掲「川村伯爵ヨリ還納書類 五 製艦」）。

21) 参謀本部作成の全体計画については、海軍大臣官房 [1904] 29～34頁を参照。

間に戦艦をふくむ軍艦12万トン保有計画を骨子とする第8回軍備拡張計画を政府に提出、財政的制約により要求の一部しか認められなかったが、「一二万トン保有論はこの後政府の公式見解」となった²²⁾。

こうしたなかで海軍は明治24年7月、軍艦12万トン保有論を根拠として9年間に戦艦4隻をふくむ第9回軍備拡張計画を閣議に提出し巡洋艦と報知艦の2隻のみの導入が認められたが、それさえ帝国議会の解散、25年の第3回帝国議会での否決により実現できなかった。こうした状況を打開するため海軍は、25年10月に戦艦4隻など8万7800トンを16年間に建造するという第10回軍備拡張計画を提出、政府より戦艦2隻、(7カ年継続)と三等巡洋艦1隻、報知艦1隻(両艦とも6カ年継続事業)を建造する許可を得た。この軍艦製造費は、25年11月に開会された第4回帝国議会の衆議院本会議で否決されたが、政府はこれを認めずそのため議会は混乱した。結局、26年2月10日に詔勅が発せられ政府案は議会の協賛を得ることになった²³⁾。

日清戦争後の明治29年、第11回軍備拡張計画が作成された。その際に海軍は同計画の基本方針について、「明治二十六年度拡張当時ノ計画ニ起因スルモノニシテ明治二十六年度拡張ノ際ニハ前述ノ如ク僅カニ其計画ノ一部タル甲鉄艦二隻及巡洋艦報知艦各一隻計四隻ヲ新造スルコト、ナリ他ハ之ヲ後年ノ計画ニ譲レリ……計画ハ其後一二ノ変更アリシモ明治二十八年ニ至リ二十七八年日清戦役ノ結果局面ニ変化ヲ来シタルト実地ノ経験トニ依リ前記製艦計画ニ左ノ修正ヲ加フルコト、ナレリ」と説明している²⁴⁾。そしてこの方針にもとづいて、29年度から35年度に至る第1期と30年度から38年度にわたる第2期拡張計画によって構成される総額2億1310万円の第11回軍備拡張計画を成立させ、戦艦4隻をふくむ多くの艦艇を保有した。さらに既設鎮守府の施設が整備されることになり、呉鎮守府は31年に第1、第2水雷艇船渠、第4船台(呉鎮守府設立計画の第1船台)など造船部門53施設、製品置場、電気機械試験室、電気工場など造兵部門47施設の建設を要求した²⁵⁾。すでに述べた第4船台の予算を使用して第3船台を改築することができたのは、この第11回軍備拡張計画で鎮守府施設費が認められたことによる。

(2) 呉海軍工廠の形成にともなう諸計画

「武器移転的視角」にもとづく連環の基本となる軍備拡張計画を概観したのに続き、こ

22) 大沢 [2001] 178頁。

23) 第4回帝国議会における論議については、広瀬 [1938] 432～441頁を参照。

24) 海軍大臣官房 [1904] 75～76頁。

25) 西郷海軍大臣より三鎮守府長官あて「拡張費建築工事着手順序ノ件」1898年8月10日(「明治卅一年公文備考 卷廿二 土木下」防衛研究所所蔵)。

ここではそれと関連させながら呉工廠の形成にともなう諸計画を取り上げる。そして資料に出てきた第3船台、第4船台、砲煩兵器生産、甲鉄板生産については、それら諸計画に位置づけるとともに、核心となる第3船台の場合は建設費や建造された軍艦の有無にも言及する。

明治14（1881）年に呉に鎮守府を設立することを内定した海軍は、19年5月4日に第2海軍区の位置を呉港に決定した。こうしたなかで呉鎮守府設立についての調査をすすめたところ、「此建築ニ要スル費用ハ少ナクモ尠千万円ヲ要スヘシ」という結果になったのであるが²⁶⁾、配分された予算は166万円にすぎなかった。そのため海軍は、全体計画が3期(8年以上)・1382万円以上という呉鎮守府設立計画を作成した。この計画によると、第1期計画は3カ年間に162万円の予算で兵器製造施設を除く狭義の鎮守府、造船部（工場用地の整備と第1船渠の一部）など、第2期計画は5カ年間に913万円で主に造船部施設（第1・第2船渠、第2・第3、第4船台など）、狭義の鎮守府の一部、第3期計画は、308万円以上によって造船部施設（第3・第4・第5船渠、第1・第5・第6船台など）を建設することになっている（第3期計画の期間と造家費は未定）²⁷⁾。理想と現実の較差に直面した海軍は、現実を受け入れつつ理想を実現する方法として、長期的展望により段階的に事業を推進する計画を作成したのであるが、そこには途中で計画が中止とならないように第1船渠費39万円のうち第1期計画に6万円の予算を配分するなど、細心の注意がはらわれている。

明治21年2月、海軍省は第7回軍備拡張計画を作成、そのうち第1期計画にあたる部分を「第二期海軍臨時費請求ノ議」として提出したが、5月24日に却下された。このなかには呉鎮守府設立費として第2期計画をわずかに上回る937万円（うち造船部費は532万円）が要求されたが（このうち第1、第2船渠費は88万円、第2・第3・第4船台費は4万6463円）、他の予算と同様に却下され、造船部の計画については改めて作成し許可を受けることになった。このため呉鎮守府は23年3月、22年度から29年度までに216万円余の予算で、2船渠・3船台を中心とする8000トン級の軍艦の建造が可能な造船部を建設する呉鎮守府造船部8カ年計画を作成した²⁸⁾。注目すべき点は、予算総額、船渠・船台の予算、台数、規模から勘案すると「第二期海軍臨時費請求ノ議」は呉鎮守府設立計画第2期造船部計画予算を要求したものであり、造船部8カ年計画はこれらに比較して大幅に予算は減少しているものの、工場建設費や船渠費を減少させつつ、より規模の大きい同数の船渠・船台を建

26) 「海軍省所管特別費始末」1891年8月調査（「斎藤実文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵）25頁。

27) 「呉鎮守府設立費予算明細書」（呉市寄託「沢原家文書」）。

28) 中牟田倉之助呉鎮守府長官より西郷海軍大臣あて「造船部建築費内訳明細書進達」1890年3月25日（「明治廿三年公文雑輯 土地營造部 十」防衛研究所所蔵）。

設することを目指しており、基本的に前2計画を継承したものとみなされるということである。なお造船部8カ年計画から、工事開始順に船台の番号が表示されるようになった。

このうち中核となる船渠・船台計画についてみると、明治22、23年度に2万6229円で長さ130メートルの第1船渠、24年度に3万7340円で第1船台、25、26年度に4万3000円で第2船台、26、27年度に4万3000円で第3船台（船台はいずれも全長122メートル）、27～29年度に46万円で130メートルの第2船渠が建設されることになっている。同じ規模の船台にかかわらず異なる予算が計上されているが、このことは建造艦艇においても1万トンの甲鉄および鋼鉄巡洋艦を目指すという異説²⁹⁾があるのと同様、予算要求に際しておおよその規模や金額を計上し、事業実施前に状況の変化を加味し変更を行うことによる差異のように思われる。

ここで船渠・船台についてみると、明治24年当時に海軍が保有するすべての艦艇を修繕できる133メートルの第1船渠、25年に2万6962円で長さ100メートル（推定）の第1船台、26年に3万888円で長さ120メートルの第2船台、27年に2万8706円で長さ120メートルの第3船台、計画から2年おくれて74万8030円で31年に新たに保有する戦艦の修繕が可能のように160メートルに変更した第2船渠を竣工したと報告されている。また建造された艦艇をみると、第2船台で27年に報知艦「宮古」（1800排水トン、以下トンと表記）が起工、30年に進水、32年に竣工、34年に三等巡洋艦「対馬」（3120トン）が起工、35年に進水、37年に竣工、第1船台で35年に砲艦「宇治」（540トン）が起工、36年に進水、竣工している。これらの点を総合すると、なぜ第2船台と同じ規模の第3船台の工事費は少ないのか、なぜ繁忙期にもかかわらず最新の第3船台は使用されなかったのかという疑問が生じることになる。

造船部8カ年計画が作成されたのと同じ明治23年2月、海軍は22年度から34年度までの13年間に253万円の予算で呉軍港に24センチ以下の大砲、速射砲、魚形水雷などの兵器とその素材となる特殊鋼を製造する小型製鋼工場を建設するという呉兵器製造所設立計画を作成した。この計画は、一等巡洋艦への搭載兵器と素材となる特殊鋼の一部を製造するばかりでなく、他の海軍工作庁にもそれらを供給することを目的としていた³⁰⁾。注目すべき点は、日清戦争期に兵器の早期製造の必要性が認められ、これまでの呉兵器製造所計画を基礎とし仮設工場を建設、両計画によって早期に15センチ以下の速射砲、魚形水雷や原料鉄となる特殊鋼が製造されたが、15センチから24センチまでの普通砲などの

29) 『海軍省明治二十二年度報告』55頁。

30) 呉兵器製造所設立計画については、主に「自明治廿三年至同三十年兵器製造所設立書類一、二、三」を参照。

製造は延期されたことである。

造兵部門の戦艦搭載用の兵器生産は、二回にわたる特別予算の確保によって実現された。そのうち明治31年に作成された第1期呉造兵廠拡張計画は、32年度から35年度までの4年間に307万円（建築費84万円、機械費220万円、作場費3万円）で、当時世界最大にして戦艦用の12インチ砲以下の兵器とその素材である特殊鋼を製造する施設・設備を整備するという内容になっていた³¹⁾。この計画は大蔵省の了解が得られなかったため、海軍省は32年に第11回海軍拡張費の一部を流用し機械費を賄うことによって、33年度から36年度の4カ年間に111万円（建築費109万円、作場費2万円）で同じ施設・設備を建設するという、いちじるしく予算を減額した計画を作成し、大蔵省はもとより第14回帝国議会においても異論なく協賛を得た。

こうしたなかで海軍は、明治33年に34年度から38年度までの5年間に629万円（建築費68万円、器械費561万円）の予算で戦艦用の甲鉄板および砲楯用鋼板製造所を設置するという第2期呉造兵廠拡張計画を作成した³²⁾。そして第15回帝国議会上程したが、衆議院は通過したものの貴族院で否決された。ロシアとの緊迫した情勢のなかで予定通り37年度から戦艦の建造に取り組むことを至上命題と考えている海軍は、周到な準備をすることとし、34年11月18日に予定されている官営製鉄所作業開始式に参列する貴・衆両院議員などを呉造兵廠観覧会に招待し、そこに試製6インチ甲鉄射撃試験品を展示し技術的な信頼を得ることにした。そして前議会に提出した5年間の予算案を4年間に短縮し、12月10日に開会した第16回帝国議会に提出し協賛を得た。

（3）呉海軍工廠形成に関する各種計画の総合的分析

ここでは呉工廠形成に関する諸計画について総合的に分析することによって、呉工廠形成の目的、その目的を実現するために海軍が採用した方策、また第3船台建設問題について一定の見解を示すことにする。その際、自著で明確とはいえなかった呉工廠形成の目的を実現する方策と日清戦争後の海軍予算の膨張との関係、各種計画の目的(兵器の種類)とその類推方法に関しても説明する。

このうち呉工廠形成の目的については、明治14（1881）年の第4回軍備拡張計画の作成過程において、艦艇の国産化を実現するため防備に最適な呉に海軍一の造船所を有する

31) 「明治三十二年歳出追加概算書」JACAR:Ref.C06091192900, 明治31年公文備考 巻26 会計1 (防衛研究所)。

32) 山本権兵衛海軍大臣より山県有朋内閣総理大臣あて「甲鉄板製造所設立ノ件」1900年8月29日（「自明治三十二年至同三十九年公文別録 海軍省二」(国立公文書館所蔵)。

鎮守府を設立することを内定した。また23年には、13カ年間にわたる呉兵器製造所設立計画を策定し、防備に優れ完全な造船所を備えた呉軍港に一等巡洋艦への搭載兵器を製造し他の海軍工作庁へそれを供給する役割を担う中央兵器工廠を建設することを決定した。こうした点を総合すると、呉工廠の形成は兵器の国産化のため、防備に最適な呉軍港に完全な造船部門とともに中央兵器工廠の役割を有する海軍一の兵器製造所を目指したといえよう。

こうした目的を実現するための方策として海軍は、長期的な展望のもと理想的な全体像を構想し、その構想の実効を目指して小額の予算でも可能な基本的事業に着手することを優先した第1期計画、目的の一部ないし前段階の残事業の実現を目指す第2期計画、最終目的を推進する第3期計画のような段階計画を作成している。その際、長期にわたる計画が途中で中止されないような継続事業の採用、小額の当初予算を補うため状況の変化などを理由とする追加予算の要求、予算の流用などの手段が用いられている。

すでに述べたように第11回軍備拡張計画において、海軍は戦艦4隻などの保有を実現した。海軍はそのことを第10回軍備拡張計画の方針を基本的に受け継ぎ、日清戦争などの状況の変化を加味した政策であると主張しているが、そもそもそれは戦艦16隻などの保有を求めた21年の第7回軍備拡張計画の全体計画に起源を有していた。こうした点を踏まえて海軍の目的実現の方策を再考すると、長期的な全体計画を作成し状況の変化を加味しながら、段階的、漸進的に事業を推進したといえよう。しかしながら日清戦争後になると、「第一に賠償金の獲得、第二に戦勝によって高まった陸海軍の威信と『三国干渉』によるナショナリズムの高揚、第三に政府と民党の接近」などにより³³⁾、軍事費の大幅な拡大が実現するようになる。日清戦争以前には計画に対して一部しか認められなかった予算が、第11回軍備拡張計画をはじめ第1期、第2期呉造兵廠拡張費計画に対しては、ほぼ要求通り協賛が得られるという変化が生じたのであった。

新たな計画ではないが、呉鎮守府設立計画の第1船台（のち第4船台）が建設できたのも第11回軍備拡張費により第4船台費が認められたことによる。また明治32年に、「特別会計法」が制定され（明治32年3月22日官報）、清国からの賠償金のうち3000万円を基金とするとともに、艦艇製造費の逓減歩率額を一般会計からこの基金に組み入れて財源が確保されるようになった。この法律に関し海軍省は、「明治三十七年度以降毎年凡六百六十余万円を積立つるの計算にして、艦船の補充に応じ海軍の勢力を維持するを得べく、此に於てか帝国海軍の基礎初て確立すと云うべきなり」と高く評価し³⁴⁾、これまで

33) 池田 [2012] 111頁。

34) 海軍大臣官房 [1927] 388頁。

海軍省首脳の胸中に温めてきた戦艦をふくむ艦艇ならびに搭載兵器と兵器素材の国産化という目標を前面に掲げ各種計画を推進するようになった。こうした点を勘案すると、海軍の戦艦と搭載兵器の国産化という目的実現の方策は、長期的な展望のもと段階的、漸進的に事業を推進するという基本は変わらないものの、日清戦争以前には計画に対して一部しか認められなかった予算が、巨大な施設・設備の整備が必要な計画の最終段階にあたる戦後に至り、ほぼ全額が認許されるようになるという変化が発生したことにより、目的の実現を早め確実なものにしたといえよう。

ここで呉工廠の形成に関する諸計画の目的（兵器の種類）とその類推方法について、総合的に分析し提示する。日清戦争以前の計画のなかで、呉兵器製造所設立計画においては製造する兵器の種類を一等巡洋艦への搭載兵器という記述がみられるが、呉鎮守府設立計画では戦艦を保有するか否かが問題になっていることもあり触れられることはなく、造船部8カ年計画でも8000トンの軍艦と述べられているものの艦種には言及されていない。このように計画作成時には秘密でも、後年になるとそれが開示されることはしばしばみられる。すでに述べたように明治35年の資料には、第3船台は一等巡洋艦用として計画されたと明記されており、それを敷衍すると第3船台がふくまれる造船部8カ年計画とそのもとになった呉鎮守府設立計画第2期造船部計画は一等巡洋艦の建造を目的とし、その後の第4船台をふくむ第3期計画は戦艦の建造を目指したものと推定することができる。18年の第6回軍備拡張計画で戦艦建造を目指す軍事部案と主船局案が併記されたのであるが、翌年に作成した呉鎮守府設立計画において海軍は、内閣制度への移行後に軍事部系の士官や技術士官が中枢を占めるようになったことを示すかのように、第2期計画で一等巡洋艦、第3期計画で戦艦の建造を目的とする計画を樹立していたと考えられる。そして23年には、その呉鎮守府設立第2期造船部計画を継承した一等巡洋艦の建造を目的とする造船部8カ年計画、また一等巡洋艦への搭載兵器の製造を目指す呉兵器製造所設立計画を決定したのであった。

最後に造船部8カ年計画において建設されることになった第3船台が計画通り建設されたのか否か、これまでの記述をもとに再考する。まず建設費についてみると、全長190メートルの第3船台の建設費2万8700円と同船台を225メートルに改築する工事費11万7000円を比較すると前者は安すぎ後者は高すぎる、仕様書に作成日がなく工事中の資料も見当たらないこと、また同予算、同規模の第2船台の建築費3万1000円に比較して第3船台の建築費が安いこと、第2船台において2隻の軍艦が建造されているのに繁忙期に最新の第3船台において建造した艦艇がないことなどの疑問を提示した。さらに諸計画を検証すると、呉兵器製造所設立計画で目指された一等巡洋艦用の24センチ砲の生産施設・設備も整備

されていないこと、そうしたなかで戦艦搭載用の12インチ砲以下の砲熕兵器、甲鉄板、本格的な戦艦建造用の船台を整備する計画が決定しており、こうした点を総合的に判断すると、一等巡洋艦計画は一部延期され一挙に戦艦以下の艦艇と搭載兵器の生産計画に変更されたと結論づけられることになる。

5 兵器の保有（輸入）と国産化にともなう技術移転

本節においては、先進国からの兵器の輸入と発注先（兵器製造会社）への技術者の派遣および技術の習得の関係をとり上げ、「武器移転的視角」の連環のなかで兵器の保有と技術移転の役割を明らかにするとともに、第3船台建設の背景について考察する。兵器の輸入にともなう技術移転については、艦艇の場合は造艦技術の発展段階によって第1期（帆船・機帆船期）、第2期（純汽船・前ド級期）に分類し、第1期についてはそれに素材（木製—鉄製—鋼製）の組み合わせにより、第2期に関しては、海軍が保有した順序に従い水雷艇、非装甲巡洋艦、駆逐艦、装甲巡洋艦、戦艦というように小段階に区分し、艦艇の発注と技術移転の関係を明らかにする³⁵⁾。一方、搭載兵器の場合には同様の段階をたどるとは限らないという問題がある。また紙幅と筆者の能力のため、全過程を取り上げることは不可能である。そこで艦艇については第1期の木造から鉄製への移行、第2期は水雷艇、巡洋艦と戦艦、搭載兵器に関しては巡洋艦の発注と速射砲、戦艦の発注にともなう12インチ砲と甲鉄板の技術の習得に限定して論を展開する。

(1) 艦艇の保有（輸入）と技術移転

「清輝」（スループ、897トン、明治6年に起工、9年に竣工）にはじまる横須賀造船所における第1期の木造軍艦の建造は、最初にフランス人技術者、次に江戸時代にオランダに留学した経験者やフランス人のもとで技術を習得した日本人技術者の主導によって行われた。この間、新たな飛躍を期してイギリスの兵器製造会社に小型の甲鉄艦「扶桑」（3717トン）、鉄骨木皮の装甲コルヴェットの「金剛」と「比叡」（ともに2284トン）が発注され、それぞれ明治8（1875）年に起工、10年に進水、11年に竣工した。注目すべき点は、「アールス造船所の社長になった時期に金剛、比叡、扶桑の設計・建造・回送は一括してリードが発注されていますから、発注はリードの指導下にある留学生に、建造現場での実習の機会を与える目的もあった」ということである³⁶⁾。なおこのなかには、4年に海軍兵学寮を卒業しイギリスに留学し、多年にわたり海軍の艦艇建造を主導した赤峰伍作、志道貫一、佐

35) 造艦技術の発展段階に関しては、小野塚 [2003] 19～21頁を参照。

36) 中岡 [2006] 351～352頁。

双左仲、土師外次郎らがふくまれていた。

留学生の帰国後に海軍省主船局は、「イギリスで建造された鉄骨木皮の『金剛』、『比叡』に倣い」³⁷⁾、巡洋艦の「葛城」「大和」「武蔵」（いずれも1480トン）を計画したのであるが、「葛城」が明治15年12月25日に起工するまでに約3年を要している。鉄骨木皮軍艦の国内建造には、より多くの留学経験者や彼らの監督官としての海外への再派遣などによるさらなる技術の向上、輸入した鉄製軍艦の運用、清掃、修理、改造などを通じての技師から職工にいたるまでの技術移転に加え、施設・設備の整備などが必要とされたことによる。なお「葛城」より約2カ月遅れて16年2月23日、イギリス人のキルビーの経営する神戸鉄工所において同型艦の「大和」を起工している。

ここで第2期の艦艇のうちもっとも早く日本が保有した水雷艇について取り上げると、海軍は明治14年にイギリスのヤーロー社製の水雷艇（40トン、鋼製、17ノット）を1隻、17年に3隻、その後は大型、高速（203トン、19ノット）で、それまでの「艇首に外装水雷装置」したものにかわり、「四箇の魚形水雷発射管を装備せる」³⁸⁾一等水雷艇「小鷹」を輸入し（明治21年に竣工）、いずれも横須賀造船所で組み立てた。これについては、「廻航費の負担、廻航の危険性と日本で組み立てた場合は将来の国産化に参考になることや他の軍艦の廻航に際して部品を運ぶことも考えられることなどを勘案して、建造後解体して日本に運ぶこととした」が、「これは、ほぼ同じ時期に清国海軍がドイツで建造した同規模の水雷艇『福龍』を現地で完成の上で廻航したのと対照的である」と述べられている³⁹⁾。こうして水雷艇の建造においても横須賀は先鞭をつけたが、全工程を建造するまでには至らなかった。

水雷艇の保有、建造が本格化するのには、フランスから海軍省顧問として招聘されたベルタンから明治19年5月11日に、近い将来に日本においても水雷艇を重要視する時代が訪れること、水雷艇の建造は立地条件に恵まれ高度な技術を有している点からも小野浜造船所が好ましいこと、建造に際してはヨーロッパで製造し小野浜で組み立てる過程をへて国産化することが望ましいなど具体的な提言を受けてからと見做される⁴⁰⁾。その直後の19年6月、海軍省は横須賀造船所曩舎を卒業しフランスに留学経験のある山口辰弥技師を同国に派遣、シュナイダー社との間で17隻の一等水雷艇を建造すること、そのうち10隻は同社で製造し小野浜で組み立てること、7隻は同社から材料と技術者を小野浜に送り建

37) 鈴木 [2012a] 157頁。

38) 大津 [1928] 317頁。

39) 鈴木 [2012b] 159頁。

40) ベルタン「神戸造船所ニ於テ新ニ水雷艇製造ノ業ヲ起スベキ意見」1886年4月19日（「明治十九年公文雑輯 職官 卷一」（国立公文書館所蔵））。

造ることという契約を締結した。その後、1隻は中止、2隻はノルマン社に発注するなどの変更がみられるが、小野浜は発注会社への技術者の派遣、同会社からの技術者の受入によって水雷艇の組立を行い、さらに同社から素材の提供を受けて建造を実現している。

巡洋艦について概観すると、明治16年から海外への発注と技術者の派遣をへて早くも明治19年10月30日に純汽船の巡洋艦「高雄」（鋼骨鉄皮、1778トン、15ノット）を起工し、22年11月16日に竣工したが、イギリスのアームストロング社製の「浪速」（鋼製、3650トン、18ノット）など3隻に比較していちじるしく劣り、またフランス人のベルタンに設計を依頼している。こうしたなかでベルタンの基本計画により、純汽船の装甲巡洋艦（海防艦）を3隻建造することになり、そのうち「橋立」（4216トン）が横須賀造船所で21年8月6日に起工、27年6月26日に竣工した。こうした条件付きの国産化をへて23年3月15日、日本海軍初の近代的な防護巡洋艦の「秋津洲」（3172トン）が横須賀鎮守府造船部において起工、27年3月31日に竣工した。

ここで自著においてはなし得なかった戦艦の発注にともなう技術の習得について、目良恒海軍技術学生について検証する。目良は明治24年11月からイギリスに留学しアームストロング社の造船工場および製図工場において巡洋艦と砲艦の建造に従事していたが、27年10月には満期を迎えることになっていた。ところが戦艦の一隻（「八島」1万2517トン）がアームストロング社に発注されることを知り、「甲鉄艦ノ製造ニ関シ製図并構造法ヲ十分修得仕度志願」し軍務局もこれを了承し⁴¹⁾、同年6月10日に在英公使館付の遠藤喜太郎大佐に留学延期願を提出するなど手続きを開始した。

これを受けた遠藤大佐は西郷海軍大臣に、「学生ニシテ未タ是迄充分甲鉄艦製造実地従事致候者無之実ニ今回ノ如キハ好機会ニシテ若シ同人留学延期御容許相成候得者第一今回製造ノ甲鉄艦監督上ニ便利不尠且ツ今後本邦ニ於テ甲鉄艦御製造有成候節ハ大ニ利益ト可相成候存候間何卒留学延期御認可相成度此旨上申」した⁴²⁾。また軍務局は、28年に予定していた大上大技士のイギリス派遣を中止することにして許可を求めた。こうして目良は、3年間の留学延長が認められた。注目すべき点は目良の留学当時、海軍は三景艦を超える規模の軍艦を海外の兵器製造会社に発注しておらず、「八島」の発注による彼の留学の延長は、戦艦以下の建造技術を習得し国産化する絶好の機会となったと思われることである。

41) 遠藤喜太郎在英公使館付海軍大佐あて「海軍技術学生 目良恒留学延期御願」1894年6月10日（「明治廿七年公文備考 卷一 官職 儀制 検閲 教育 演習」防衛研究所蔵）。

42) 遠藤海軍大佐より西郷海軍大臣あて「海軍技術学生目良恒留学延期之義ニ付上申」1894年6月13日（同前）。

（2）艦艇への搭載兵器の保有（輸入）と技術移転

これ以降、艦艇への搭載兵器（製鋼をふくむ）の保有と国産化にともなう技術移転を対象とする。明治初期の海軍の砲煩は、多くの制式が混交し統一性に欠けていたが、明治5（1872）年から6年にかけて外遊した川村海軍卿一行がドイツのクルップ砲の優秀性を確認して帰国して以降、ほとんどの艦艇に同社製の砲煩が搭載されることになった。

こうしたなかで海軍は、巡洋艦「千代田」（2439トン）や三景艦などの備砲について検討を開始し、明治21年11月9日の兵器会議において、当初の12センチ通常砲搭載をやめ新艦艇のすべてに12センチ速射砲を採用することを決議、12日に西郷海軍大臣に上申した。それを受けてフランス駐在の富岡定恭少佐とオーストリア駐在の山内大尉によって、各国の速射砲の調査が行われ、その報告書を参考として22年6月13日の海軍技術会議において山内の推薦したアームストロング式12センチ速射砲と砲架を採用することを決議した。その結果、先の4艦と通報艦「八重山」（1609トン）にアームストロング式12センチ速射砲が採用され、「秋津洲」には12センチに加え最新式の15センチ速射砲も搭載された⁴³⁾。

これらの速射砲は、日清戦争の勝利に大きく貢献したが、アームストロング社にも巨大な市場を提供することになった。一方、アームストロング社やフランスのホッチキス社などで技術を習得した技術者たちと、アームストロング社などから購入した機械、素材によって呉鎮守府仮呉兵器製造所は29年度と30年度に12センチと15センチ速射砲の製造を実現した。こうして速射砲の導入を契機として海軍の兵器の発注先は、クルップ社からアームストロング社へと転換したのであるが、その原因は前者が山内大尉の工場視察を拒否したのに対し後者は重役のノウブルが出迎え、「直ちに予を工場に導き、自ら先づ砲の取外し及び組立を行ひ、夫より操法手続を演出し、続て弾丸、装薬及び火工品等に至るまで、懇々縷説して剩す所なく」技術を公開するという積極的な対応にあった⁴⁴⁾。

ここで明治23年7月10日に帝国大学工科大学を卒業し、3年間フランスに留学した有坂鋁蔵を取り上げることにする。有坂は、まず24年1月から1年間ホッチキス社の速射砲製造所の製図部で勉学を積み、優秀な成績をおさめたと証明されているが、同社が受け入れた経緯の記述はない。25年1月から20カ月間にわたり三景艦のうち「厳島」と「松島」（いずれも4210トン、32センチ砲搭載）を建造しているラ・セヌ鉄工造船所において火砲製造技術の習得に励んだわけであるが、両艦に搭載された12センチ速射砲はホッチキス

43) 速射砲の採用に関しては、主に有馬成甫「速射砲の採用」（有馬成甫編「海軍造兵史原稿—クルップ砲、速射砲、三十六糎砲の採用—」1935年、防衛研究所保管）によった。

44) 山内 [1914] 49～50頁。

社製ではなくアームストロング社製であり、有坂はフランス留学中にアームストロング社を訪問しているが、それがどのような影響を与えたかについては不明である。いずれにしても兵器の発注という好機を利用してフランスなどの兵器製造会社において速射砲と大砲の製造技術を習得した彼は、29年に仮呉兵器製造所主幹に任命され、速射砲、その後、大砲製造において中心的な役割を果たした⁴⁵⁾。

次に戦艦の発注と造兵技術者の派遣を対象とすると、明治26年2月の帝国議会において第10回軍備拡張計画のうち戦艦2隻などの保有が認められてから5カ月後の同年6月20日に造兵廠設立取調委員兼造兵監督官としてイギリス出張を命じられた山内大尉は、7月4日にワシントンにおいて、「甲鉄戦艦へ備付クヘキ十二吋砲身材料ノ儀ニ付調査ヲ為シ及同材料試験法等ヲ調査シヘシ」という訓令を受けている⁴⁶⁾。また11月には2名の技手のイギリスへの派遣が決定しているが、そのうち長谷部小三郎は、27年11月から2年間「八島」を発注したアームストロング社に留学したあと、29年10月に造兵監督助手に切り替えてイギリスに滞在、さらに技師となり製造科主任に昇進し33年3月に造兵監督官として戦艦「三笠」（1万5140トン）が建造されているヴィッカーズ社に派遣され、甲鉄板をふくむ戦艦建造に必要な製鋼技術を学んだ⁴⁷⁾。また有坂製造科主任は、戦艦「敷島」（1万5088トン）、「初瀬」（1万5240トン）、「朝日」（1万5443トン）と「三笠」建造中の31年3月19日から33年10月1日まで造兵監督官としてイギリスに出張して、戦艦に搭載される大口徑砲をふくむ最新の砲煩兵器の技術を習得した。

また海軍は、最初の戦艦の「富士」（1万2533トン）と「八島」の発注に際し明治28年から2年間、両艦の搭載砲を製造するアームストロング社をはじめとする兵器製造会社に職工10名、技手2名を派遣した。帰国後に彼らは呉造兵廠に勤務し、「成績良好ニシテ斯道ニ利スル所実ニ僅少ナラス」と高い評価を受けているが、注目すべき点は、「外人ノ教師ヲ聘シ練習セシムル等ニ比スレバ其功蹟霄壤ノ差異アルヘシ」⁴⁸⁾と、外国人教師の招聘より職工派遣の方が効果的であるという山内の持論が展開されていることである。こうした功績にもとづいて30年から二回目の職工派遣が実施され、その途上の31年に、「技官ハ高等学理ノ研究ヲナスト同時ニ実地操業ノ任ニ当ルベキ熟練ナル職工無之候テハ完全ヲ期スル事克ハザル」という理由によって、「少クモ十名ノ造兵職工ヲ英国ヘ派遣セシメル」

45) 「海軍少将正五位勲三等山内万寿治以下九名叙勲ノ件」1903年3月20日 JACAR:Ref.A10112559500, 叙勲裁可書・明治36年・叙勲巻1・内国人1（国立公文書館）の有坂の「履歴書」による。

46) 同前の山内の「履歴書」による。

47) 同前の長谷部小三郎の「履歴書」による。

48) 井上良馨呉鎮守府長官より西郷海軍大臣あて「造兵職工英国へ出張ノ義ニ付意見上申」1898年3月25日（「明治卅一年公文備考 巻四 教育下 演習 艦船一」（防衛研究所所蔵）。

ことを要求し実現した⁴⁹⁾。

これまで主な造艦技術と造兵技術の発展段階を選択し、兵器の発注と技術移転について検証した。その結果、艦艇と搭載兵器の発注に際し海軍は発注先の兵器製造会社などに技術者を派遣し新技術の習得に努めたこと、そして輸入した兵器の改修などによる技術の国内移転により新兵器の製造、国産化を実現したことが判明した。また自著では明確ではなかったが、新兵器（速射砲）の採用に際しては兵器会議の主導のもと海外駐在の士官や技術士官の調査報告などを総合的に判断し兵器の種類や発注会社などを決定したこと、イギリスの日本公使館付駐在武官は留学生の受け入れなど重要事項の決定に大きな役割を果たしたことが明らかになった。さらに兵器の発注先には高度な技術を有していることに加え技術移転に協力的な会社が選ばれたこと、戦艦の発注に際してはこれまでもまして多くの職工をふくむ技術者が派遣されたことも検証した。

ここで呉工廠の形成過程と第3船台問題の背景について、兵器の保有と国産化にともなう技術移転に限定して記述する。すでに述べたように海軍は、兵器の保有に際し発注会社に技術者を派遣し技術を習得しているが、「巖島」「松島」（明治20年製造訓令、21年起工）以降、明治26年に戦艦2隻をイギリスの兵器製造会社に発注するまで三景艦をこえる規模の軍艦を海外に発注した実績はなく、一等巡洋艦のような大型巡洋艦の建造技術も習得されておらず国産化の計画もなく、したがって一等巡洋艦建造の可能な第3船台の建設の必要はなかった。一方、海軍は戦艦2隻の保有を決定した26年に山内大尉にワシントンにおいて12インチ砲身材料の調査を命じたのを嚆矢として、27年からは造船・造兵技術者をつぎつぎと戦艦を発注した会社などに派遣し技術を習得させるとともに、それを国産化するために第1期、第2期呉造兵廠拡張計画を決定した。当然のことながら戦艦用として計画された第4船台の建設が必要となるが、その予算を要求するためには第3船台を計画通り建設したと報告しなければならず、それが極小の船台を偽装しそれをもって計画通り第3船台を建設したと虚偽の報告をさせることになったものと思われる。

6 おわりに

これまで自著の論理展開を明確化することによって、自著への理解を深めるとともにそこから得られる新たな知見によって呉工廠形成史を充実させ、今後に予定している日露戦争後の呉工廠史や海軍史研究の指針とするという本稿の目的に沿って、四つの節に分けて記述してきた。その際、論理展開を単純化するために呉工廠形成の最大の謎である第3船

49) 同前。

台の建設を対象として、「武器移転的視角」と実証による総合的な分析を試みた。そして第3船台の建設の謎とその背景とともに、呉工廠形成の目的とそれを実現するために海軍が採用した方策、兵器国産化過程などの解明を目指した。

このうち第3船台の建設に関しては、「明治二十七年度竣工報告」において明治27(1894)年に船台を竣工したと述べられているが、付属資料の「工事仕様書」に作成年月日がなく工事中の資料もみられないこと、第3船台の建設費が同船台の改築費や同規模の第2船台の建設費に比較して安いこと、第3船台で建造された軍艦がないことなどから、第3船台が計画通り建設されたということに疑問が生じた。こうした疑問の解明を目指し「武器移転的視角」の連環にもとづく分析を試みた結果、一等巡洋艦の建造と搭載兵器の製造を目的とした造船部8カ年計画と呉兵器製造所設立計画のうち一等巡洋艦にあたる計画の一部が延期されたこと、そしてそれは戦艦の保有（輸入）が決定した26年を契機として戦艦以下の艦艇の建造と搭載兵器を目的とする計画に変更されたと判断するに至った。予算不足に悩んでいた呉鎮守府は、計画の変更により不要となった第3船台建設予算を工場建設などに流用し、どのような艦艇建造も不可能な極小の船台を偽造して第3船台を計画通りに建設したかのような虚偽の報告をして、呉鎮守府設立計画で戦艦建造用と位置づけていた第4船台建設予算を獲得して、一等巡洋艦用の第3船台を戦艦用に改築するという名目で新たな船台を建設したのであった。

呉工廠形成の目的に関しては、『秘書類纂一〇 兵政関係資料』に収録されている「鎮守府配置ノ理由及目的」により、「実ニ安全無比ノ地タルヲ以テ、帝国海軍第一ノ製造所ヲ設ケ、将来益々其規模ヲ拡張シ、兵器艦船ヲ造出」することと明言されている⁵⁰⁾。しかしながらこの規定は後年のものであり、自著においては呉鎮守府設立の起源に遡り分析した。その結果、海軍は明治14年の第4回軍備拡張計画の策定過程において、艦艇の国産化を目指し防禦に最適な呉に海軍一の造船所をふくむ鎮守府を設立することを内定したこと、23年の呉兵器製造所計画で防禦に適した呉軍港に理想的な造船所に隣接した場所に一等巡洋艦への搭載兵器の製造と他の海軍工作庁へ製品の供給を目指す中央兵器工廠を設置することにしたこと、呉工廠形成の目的はこの両輪をそなえた海軍一の兵器製造所であることを明らかにした。

こうした目的を実現するための方策を明らかにするため呉工廠の形成に関する諸計画をみると、まず長期的展望のもと最終的に戦艦の建造を目的とする理想的な全体構想を作成し、政府の小額予算に適合させ事業を着工する第1期計画、目的の一部、最終目的を目指

50) 伊藤博文編『秘書類纂一〇 兵政関係資料』（秘書類纂刊行会、1935年）14～15頁＜原書房により1978年に復刻＞。

す第2期、第3期からなる長期、段階的な計画を策定し認可を得、漸次それを実施する方策や、計画が途中で中止されないように継続事業を採用するなどの手段が講じられている。自著においては呉工廠形成の目的の実現にはこうした方策が重要な役割を果たしたことを主張したのであるが、そこでも指摘したように日清戦争期以降になると戦艦と搭載兵器の生産を目的とする比較的短期の高額予算要求が認められようになったことは事実であり、そのことを考慮すると日清戦争後の目的は、基本的な方策とともに戦後の状況の変化による予算の拡大によって早期に実現されるようになったと修正することが必要と思われる。一方、呉工廠の形成には技術の発展が必要とされるが、その中核を担ったのは兵器の輸入に際して発注した先進国の兵器製造会社に技術者を派遣し発注した兵器などの製造技術を習得するという方策であった。

日本海軍の特徴である兵器の国産化について筆者は自著において、「武器移転的視角」にもとづいて一定の時期の軍備拡張計画や保有兵器において輸入兵器が多くなっても国産化が変更されたいえないと主張したが、明解な論理展開とはいえない面が残った。そこで「武器移転的視角」にもとづく連環によって本問題を再考することによって、戦艦2隻の保有を決定した明治26年に海軍は早くも戦艦搭載用兵器の調査と、27年から戦艦発注先へ造船、造兵技術者を派遣し技術の習得を開始、30年代にはそれに加えて戦艦以下の艦艇と搭載兵器の生産が可能な造兵、製鋼、造船施設・設備の整備を推進、そして38年に日本最初の主力艦となる呉工廠製の甲鉄板を装備した一等巡洋艦の「筑波」（1万3750トン、大正11年に巡洋戦艦に類別）と姉妹間の「生駒」を起工し主力艦と搭載兵器の国産化を実現したことが明らかになった。日本海軍の場合、兵器の国産化は輸入兵器が増加したことによって否定されるものではなく、「武器移転的視角」の連環に照合し国産化の過程を推進しているか否かを検証することで判断すべきものといえよう。またその際、兵器の保有の決定から同種の兵器の完成までに時間を要することを考慮しなければならない。

このように本稿では、自著の不十分な点を修正したり資料の発掘により新知見を得ることによって、論理展開を明確化し記述内容を深め発展させることに努めた。ただし本稿で取り上げたのは基本的論理体系だけであり、歴史研究に重要な具体的実証、学説については第3船台の建設に関するもの以外に取り上げることができなかった。紙幅に制限のある論文の限界であり、こうした点については詳述している自著に目を通していただければ幸いである。

文献リスト

- 池田憲隆 [2012] 「松方財政から軍拡財政へ」 明治維新史学会編『講座 明治維新五 立憲制と帝国への道』有志舎。
- 大沢博明 [2001] 『近代日本の東アジア政策と軍事—内閣制と軍備路線の確立—』成文堂。
- 大津淳一郎 [1928] 『大日本憲政史』第5巻、宝文館。
- 小野塚知二 [2003] 「イギリス民間企業の艦艇輸出と日本—一八七〇～一九一〇年代—」 奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二編著『日英兵器産業とジューメンズ事件—武器移転の国際経済史—』日本経済評論社。
- 呉海軍工廠造船部 [1925] 『呉海軍工廠造船部沿革誌』。
- 呉海軍造船廠 [1898] 『呉海軍造船廠沿革録』 <『呉海軍工廠造船部沿革誌』とともにあき書房により1981年に復刻>。
- 海軍大臣官房 [1904] 『秘 海軍艦船拡張沿革』。
- 海軍大臣官房 [1922] 『軍備拡張沿革 完』。
- 海軍大臣官房編 [1927] 『山本権兵衛と海軍』。
- 工学会 [1929] 『明治工業史 土木篇』工学会明治工業史発行所〈学術文献普及会により1970年に復刻〉。
- 鈴木淳 [2012a] 「軍艦 葛城・武蔵」『新横須賀市史 別編 軍事』横須賀市。
- 鈴木淳 [2012b] 「水雷艇 小鷹」前掲『新横須賀市史 別編 軍事』。
- 千田武志 [2018] 『呉海軍工廠の形成』錦正社。
- 中岡哲郎 [2006] 『日本近代技術の形成—<伝統>と<近代>のダイナミクス—』朝日新聞社。
- 奈倉文二 [2005] 「武器移転と国際経済史」 奈倉文二・横井勝彦編著『日英兵器産業史—武器移転の経済史的研究—』日本経済評論社。
- 奈倉文二 [2018] 「書評 千田武志著『呉海軍工廠の形成』錦正社、2018年、804頁」『国際武器移転史』第6号。
- 原剛 [2002] 『明治期国土防衛史』錦正社。
- 広瀬彦太編 [1938] 『近世帝国海軍史要』海軍有終会。
- 室山義正 [1984] 『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会。
- 八木彬男 [1957] 『明治の呉及呉海軍』呉造船所。
- 山内万寿治 [1914] 『回顧録』。

研究ノート

武器貿易条約（ATT）第3回および4回締約国会議の論点

榎本 珠良*

Key Issues at the Third and Fourth Conferences of States Parties to the Arms Trade Treaty

By TAMARA ENOMOTO

Since the 1990s, there has been a proliferation of initiatives to create regional and ‘global’ instruments that establish common criteria for the assessment of arms transfer licenses; this culminated in 2013 with the adoption of the Arms Trade Treaty (ATT). Since 2015, a Conference of States Parties (CSP) to the ATT has been held annually, and the Fifth Conference of States Parties (CSP5) will be held in Switzerland in August 2019. While research abounds on the negotiation processes since the 1990s of conventional arms control agreements and the roles of governmental and non-governmental actors in these negotiations, there is a striking absence of research on the implications of post-adoption processes and the roles of a wide range of actors involved in these processes. This article seeks to analyse the key issues of the Third and Fourth CSPs, including possible violations of the treaty by state parties, reporting mechanisms and sponsorship programmes for participation in a CSPs and related meetings. As a participant of the CSP process, the author hopes to record these historic moments and provide a basis for policy debates and future research on and evaluation of this process.

1 はじめに

1990年代以降、ジェノサイドや国際人道法の重大な違反などに使用されるリスクを認識しながら自国からの武器移転を許可する政府の行為が、国連等の場で批判された。そして、2000年代から国連で武器貿易条約（ATT）交渉が行われ、2013年に同条約が国連総会で採択された¹⁾。ATTには、締約国が、条約規制対象の通常兵器が移転先でジェノサイド等の実行に使われるであろうことを知っている場合や、国際人権法・人道法の重大な違反の実行等に使用されるなどの「著しいリスク」があると判断した場合に、その締約国は自国からの武器輸出を許可しない旨が盛り込まれた。

その後、ATTは2014年12月24日に発効し、翌15年8月24-27日にメキシコで第1回締約

* 明治大学研究・知財戦略機構専門研究員（Research Fellow, Organization for the Strategic Coordination of Research and Intellectual Properties, Meiji University）

1) UN Doc. A/67/L.58. The Arms Trade Treaty.

国会議（CSP1）が開催され、翌16年8月22-26日にスイスで第2回締約国会議（CSP2）が開催された。翌17年9月11-15日にスイスで第3回締約国会議（CSP3）が開催され、翌18年8月20-24日には日本で第4回締約国会議（CSP4）が開催された²⁾。第5回締約国会議（CSP5）は、ラトビアのジャニス・カークリンス（Janis Karklins）大使が議長を務め、2019年8月26-30日にスイスで開催される予定である。

本稿の目的は、ATTの締約国会議（CSP）プロセスにおける過去2年間の争点や動向を明らかにすることにある。通常兵器の軍備管理・軍縮に関する研究においては、条約形成過程には一定の焦点が当たるが、条約採択後の過程に関する研究は比較的少ない。しかし、CSPプロセスで検討されてきた事柄は、条約実施や武器輸出入の透明性確保等に影響すると捉えられているからこそ、論争を生んでいる。

筆者はCSPsに大学関係者としてオブザーバー参加しつつ、コンサルタントとして非政府組織(NGO)に関与している。CSP1の争点・結果とCSP2に向けた論点や、CSP2の争点・結果とCSP3に向けた論点を解説した論考³⁾に続き、本稿でCSP3およびCSP4の争点・結果を整理することで、このプロセスに関する研究と政策論議の一助となれば幸いである。

次節以降では、CSP3とCSP4の論点として、①条約違反の可能性が指摘された事例、②報告書、③スポンサーシップ・プログラムに焦点を当て、背景を説明したうえでCSP3とCSP4での経緯を述べ、主に②と③に関して今後の課題を示す。

なお、本稿で出典を明示していない箇所は、各CSPでの筆者自身による記録や、コンサルタントとしての仕事を通じて入手した情報に基づいている。ただし、本稿の分析や見解は筆者個人に属し、いかなる組織の主張も代弁するものではない。

2 条約違反の可能性が指摘された事例

先述のように、ATTは、締約国が、条約規制対象の通常兵器が移転先でジェノサイド等の実行に使われるであろうことを知っている場合や、国際人権法・人道法の重大な違反の実行等に使用されるなどの「著しいリスク」があると判断した場合に、その締約国は自国

2) CSPの議長国については、可能な限り各地域で持ち回る形で運用されている。CSP1の議長国はメキシコ、CSP2の議長国はナイジェリア、CSP3の議長国はフィンランドであった。続くCSP4の議長国についてはアジア地域から選出することが検討されたが、当初はアジア地域のATT締約国（締約国会議の議長国になる資格がある国）が日本のみであり、日本を議長国とする方向で検討が進んだ。また、2015年の第1回締約国会議で採択されたCSPの手続規則においては、自国でCSPを開催することをオファーする国があり、なおかつその国での開催が決定されない限りは、事務局設置国（スイス）でCSPを開催することになっている。CSP3において、日本の高見澤将林・軍縮会議日本政府代表部特命全権大使がCSP4の議長に選出され、議長国に決まった日本がCSP4を自国で開催することをオファーした。その後、同国での開催および具体的な会場などが決定された。

3) 榎本 [2016b]、榎本 [2017]。

からの武器輸出を許可しないことを定めている。そして、どのような状況をもって「知っている」、「著しいリスクがある」と見做すかの判断は、各締約国に委ねられている。

このような条約ゆえに、各締約国の個別の輸出可否判断について、他国や第三者が「ATT違反」とであると断定することは難しい。そして、条約交渉時より、各締約国による個別の武器移転の是非を締約国会議で検証する案に対しては、消極的な国が多くみられた。

最終的に、ATTの第17条第4項には、「この条約の実施状況の検討」(a)や「この条約の実施および運用、……に関する勧告の検討および採択」(b)、「この条約の解釈から生ずる問題の検討」(d)、「この条約に適合するその他の任務」(g)といった項目が、CSPsにおいて遂行する任務として記された⁴⁾。いずれも曖昧な文言ではあるが、これにより、各締約国による個別の武器移転の是非を検討する余地が残った。しかし、以下で述べるように、CSPプロセスにおいて、そのような検証を行う機運は極めて低下しているといえる。

(1) 対サウジアラビア武器移転

ATTの発効後に、多くのNGO（とりわけ欧米のNGO）は、対サウジアラビア武器移転問題に焦点を当てた。サウジアラビアの隣国イエメンでは、2015年に入りハーディー政権がシーア派武装組織フーシに倒された。サウジアラビアは、アラブ首長国連邦、カタール、クウェートなどの参加のもとに有志連合軍を形成し、同年3月に軍事介入を開始した⁵⁾。この連合軍は、ハーディー政権を復権させるべくイエメンでの空爆等を行ったが、これにより同国民間人への多大な被害が生じた。翌16年には、国連専門家パネル報告書がサウジアラビア連合軍による国際人道法の重大な違反を指摘したことが明るみに出て⁶⁾、同年2月5日には、国連事務総長もサウジアラビア連合軍の空爆を非難し、同国への武器輸出停止を訴えた⁷⁾。その一方で、ATT締約国や署名国には、サウジアラビアに武器を輸出する国も多くみられた。2016年5月までの情報によれば、2015年にATT締約国19か国（イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南アフリカ、モンテネグロ、ルーマニア）と署名国3か国（ア

4) The Arms Trade Treaty, Article 17 (4).

5) Al Jazeera [2015].

6) MacAskill [2016].

7) Ki-moon [2016].

アメリカ、トルコ、ブラジル)が、サウジアラビアに武器を移転した⁸⁾。2016年5月前後までに、オランダ、スペイン、デンマーク、ベルギーは対サウジアラビア武器移転に対する規制を強化し、スイスはイエメンの全紛争当事者への武器輸出を禁じた⁹⁾。しかし、CSP2の参加国は、会議場でこの問題に言及することを避けた。

CSP3では、1日目にコスタリカが、中央アメリカ・カリブ諸国地域や、イエメン、シリア、そしてアフリカ・中東の他の場所でも流血が続いていると述べたが¹⁰⁾、5日間の本会議中の声明において、イエメンの状況について言及したのは、この声明のみであった。CSP4では、1日目にイギリスが、自国の武器輸出制度はATTに完全に即したものであると主張し、ATTは締約国を「中傷」(vilify)するためのプラットフォームにしてはならないと述べた¹¹⁾。結局、CSP4の本会議でイエメンの状況に明確に言及した国はみられなかった。

(2) 対ベネズエラ武器移転

CSP3においては、ベネズエラに対する武器輸出を問題視する会議参加国もみられた。例えば、会議1日目にメキシコは、アルゼンチン、カナダ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコの12か国を代表して声明を読み上げた。この声明は、ATT第6条および第7条に照らし合わせて、現在のベネズエラに武器を輸出すべきでない^と訴え、ベネズエラが平和な状況に戻るまでは同国への武器輸出を控えるようATT締約国およびその他の国々に要請する趣旨であった。ベネズエラでは、近年の経済状況の悪化や、貧困や飢えなどの生活の困窮に加え、ニコラス・マドゥロ・モロス (Nicolás Maduro Moros) 大統領のもとでの政治に対する反発が強まり、2017年に入ってから国内各地でデモや暴動が頻発し、100人以上の死者が報告されていた¹²⁾。この状況に対して、上記12か国は同年8月8日にリマで会合を設けて、「リマ宣言」を採択した¹³⁾。この宣言は、ベネズエラの現政権に同国に民主主義の尊重を求め、

8) ATT Monitor [2016].ここで、締約国とは、批准、承認、受諾、加入、のいずれかの方法で、条約に拘束されることへの同意を最終的に表明した国を意味する。署名国とは、条約の趣旨や内容を公式に確認して基本的な同意を表明したが、批准、承認、受諾、加入のいずれも行っていない国を意味する。ATTに関する署名や批准等のプロセスについては、以下の条約本文を参照。Article 21, The Arms Trade Treaty.

9) ATT Monitor [2016].

10) Statement of Costa Rica, 11 September 2017.

<https://www.thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/CostaRica_CSP3_11092017_General_Debate/CostaRica_CSP3_11092017_General_Debate.pdf> (2018年11月12日アクセス)

11) Reaching Critical Will [2018a], p. 3.

12) Carroll [2017].

13) Lima declaration, 8 August 2017

<http://international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/latin_america-amerique_latine/2017-08-08-lima_group-groupe_lima.aspx?lang=eng> (2018年11月12日アクセス)

同国における深刻な人道危機を憂慮し、同国による組織的人権侵害や抑圧を非難し、ATT第6条および第7条に基づき同国への武器移転の停止を求める内容であった。CSP3の1日目に、メキシコはこの12か国を代表して、同宣言に言及しつつ、あらためてベネズエラへの武器移転の停止を求めたのであった。また、同じく1日目には、先述のようにコスタリカが、中央アメリカ・カリブ諸国地域や、イエメン、シリア、そしてアフリカ・中東の他の場所でも流血が続いていると述べたが、続けてコスタリカは、ベネズエラにおける状況に憂慮しており、ATT第6条と第7条に基づきベネズエラに武器を移転しないよう求めると述べた¹⁴⁾。

しかし、この要求に対して、他の国々からの反応・応答はみられなかった。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の2010年から2016年による武器輸出入情報によれば、この期間にベネズエラに武器を輸出した国は、アメリカ、イタリア、イラン、ウクライナ、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、中国、ドイツ、ロシアである。こうした対ベネズエラ武器輸出国のうち、CSP3に参加した国が、会議中にこの問題に言及することはなかった。その他の会議参加国も、この問題に関する議論を行わなかった。

他方で、CSP3後の2017年11月13日に、ヨーロッパ連合（EU）は、武器および人権抑圧に使用されうる物資などの対ベネズエラ移転を禁じる措置をとることに合意し¹⁵⁾、翌18年3月28日にはEU非加盟国のスイスも、ベネズエラに対してEUの措置に準じた武器およびその他物資の禁輸措置をとることを発表した¹⁶⁾。当初、EUの武器禁輸措置は2018年11月14日までとされたが、同年11月の決定により、2019年11月14日まで延長された。こうした動きを、CSPプロセスを通じた議論の成果と捉える見方もありうる。ただし、これらの措置は、ベネズエラに対する武器等の移転を一律に禁じるものであり、各国がATTの移転許可基準に照らし合わせて個々の武器移転申請を審査し可否判断した結果としてベネズエラに対する武器移転が不許可となったわけではない。したがって、この事例は、EU諸国等が対ベネズエラ武器移転を控えるにあたって、ATTの規制だけでなく追加の武器禁輸措置が必要であったことを示すものともいえよう。

CSP4においては、コスタリカが、同国周辺地域の「特定国」への武器移転を懸念する

14) Statement of Costa Rica, 11 September 2017.

15) Council Decision (CFSP) 2017/2074 of 13 November 2017, Concerning restrictive measures in view of the situation in Venezuela.
<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017D2074&from=EN>> (2018年11月12日アクセス)

16) Federal Department of Foreign Affairs of Switzerland, Sanctions against Venezuela, 28 March 2018.
<<https://www.fdfa.admin.ch/eda/en/home/news/news-fdfa.html/content/eda/en/meta/news/2018/3/28/70265>> (2018年11月12日アクセス)

と述べ、ATT第6条および第7条に照らし合わせて、その「特定国」への武器移転を行わないよう求める内容の声明を発表した¹⁷⁾。しかし、その他の会議参加国は、この問題に関する議論を行わなかった。また、欧米NGOの側も、CSP3、CSP4および関連の会議において、対サウジアラビア武器移転を批判して議題にすべきだと求めた一方で、対ベネズエラ武器移転については同様の主張を展開しなかった¹⁸⁾。いずれにせよ、今後のCSPプロセスにおいても、各締約国による個別の武器移転の是非について検証がなされる可能性は低いことが予想される。

3 報告書

CSPプロセスの当初から主要争点になっているのが、締約国の国内法制に関する報告書（以下、法制度報告書）と武器輸出入に関する年次報告書（以下、年次輸出入報告書）のテンプレート（以下、様式）の問題や、締約国の報告書提出状況の問題である。

両報告書に関する条約上の義務を確認しておこう。まず、ATT第13条1により、当該条約発効日の90日前（2014年9月25日）までに批准等の手続きを行った国に対しては、発効日より1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じる。また、2014年9月26日以降に批准等の手続きを行った国に対しては、その日から90日後に条約の効力が発生し、効力発生以降1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じる。

次に、ATT第13条3は、年次輸出入報告書について、次のように定めている¹⁹⁾。

締約国は、毎年5月31日までに、第2条1の規程の対象となる通常兵器の前暦年における許可されたまたは実際の輸出および輸入に関する報告を事務局に提出する。報告は、閲覧することができるものとし、事務局が締約国に配布する。事務局に提出される報告には、当該報告を提出する締約国が関連する国際連合の枠組み（国連軍備登録制度を含む）に提出した情報と同一の情報を含めることができる。報告には、商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を含めないことができる。

しかし、これらの条項には、両報告書に掲載すべき具体的な情報までは明記されていない。そこで、CSPプロセスにおいて、両報告書様式の作成が試みられたのである。

17) Reaching Critical Will [2018a], p. 3.

18) これに対しては、欧米NGOが問題視する武器移転の事例選択に偏りがあるといった批判が、CSP4に参加したNGOや研究者のなかにもみられた。

19) 本稿におけるATTの日本語訳は、外務省による仮訳を参照している。外務省 [2014]。

（1）作成された報告書様式

CSP1では、報告書様式草案を正式採択せず「留意する」旨に合意したうえで、ワーキング・グループ（WG）会合で検討を加えることを決定し、実際に2016年にWGが設置された。しかし、WGを通じては、CSP1で「留意」された両報告書様式草案の内容に変更は加えられなかった。CSP2では、締約国は両報告書様式を承認（endorse）し、締約国に対してこれらの様式の使用を推奨（recommend）し、これらの様式に関しては締約国による見直しを行っていく（will be kept under review）ことが合意された²⁰⁾。見直しの可能性があるにせよ、「承認」された報告書様式には、以下の点を含め、様々な問題が含まれていた。

まず、ATT第13条は、両報告書を「閲覧ができるものとし、事務局が締約国に配布する」（…shall be made available, and distributed to States Parties by the Secretariat）としている。2013年の条約採択時には、これは報告書を一般に閲覧可能にすることを意味するとの解釈が、交渉に関与した人々に広く共有されていたものの、条約採択後に論争が生じた。結局、CSP2で「承認」された両報告書の様式草案には、各締約国が一般公開の可否を選択するチェック・ボックスが設けられていた。これは、締約国は各報告書を必ずしも公開しなくてもよいことを意味した²¹⁾。

また、ATT第13条3は、各締約国は「商業上機微な」情報や「国家安全保障に関わる」情報を年次輸出入報告書から除外することができるとしている。これに関して、CSP2で「承認」された報告書様式草案には、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」を問う項目が設けられたが、この問いに関する「Yes」と「No」のチェック・ボックスへの記入は任意とされた。これにより、締約国が上記いずれかの理由により報告書から除外した情報があるか否かすら明らかにされない可能性が生じた。

なお、先述のように、ATT第13条3において、各締約国は、条約第2条1の通常兵器について年次輸出入報告書を提出し、この報告書には関連する国際連合の枠組み（国連軍備登録制度²²⁾を含む）に提出した情報と同一の情報を含めることができる旨が記されている。しかし、国連軍備登録制度の兵器カテゴリーからは、除外される武器が多い。さらに、ATT第5条3は、条約第2条1に含まれる重兵器7カテゴリーに関して、「条約発効時に国連軍備登録制度において記述されている兵器よりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない」としており、これは同制度で報告対象とされる重兵器だけを規制し

20) ATT/CSP2/2016/WP.6/Rev.1. Report of the ATT working group on reporting templates to the second conference of states parties.

21) ATT/CSP1/2015/WP.4/Rev.2. The Arms Trade Treaty: provisional template.

22) 1992年に設立され、重兵器を中心とする7カテゴリーの通常兵器について、報告年前年の移転数や移転相手国等の情報を各国が国連事務局に自発的に報告する制度である。

て報告することを要請するものではない²³⁾。また、ATT第5条3には、条約第2条1に含まれる小型武器・軽兵器の定義についても、「この条約の効力発生時に国連の関連文書において用いられるものよりも狭い範囲の兵器を対象とするものであってはならない」とされており、ここでの「国連の関連文書」は“relevant United Nations instruments”と複数形で記されている。このことは、締約国には、最低限でも、実際に複数存在する国連の関連文書——国連軍備登録制度、2001年の「銃器並びにその部品及び構成品並びに弾薬の非合法的な製造及び取引の防止に関する議定書」（以下、銃器議定書）²⁴⁾、2005年の「非合法小型武器・軽兵器の特定と追跡に関する国際文書」（以下、ITI）²⁵⁾——で対象とされる小型武器・軽兵器のすべてを規制し報告する義務があると解釈できる。

CSP2で「承認」された報告書様式草案は、国連軍備登録制度の兵器カテゴリーを大枠で踏襲し、小型武器・軽兵器の定義も同制度のものを援用したうえで、「国連軍備登録制度の定義を暫定的に踏襲したが、銃器議定書やITIの定義を含めてさらなる検討をする」旨を注記する形となった。この注があるにせよ、複数の文書のうち範囲が最も狭い国連軍備登録制度の定義を踏襲し、他の国連関連文書で規制される兵器の一部に関する報告を任意にしたことにより、条約上の義務との整合性に疑問が生じた。また、報告書様式草案には、その他の武器の輸出入を報告する欄が設けられたが、その記入は各国の任意とされた。

(2) CSP2 までの報告書提出状況

先述のように、2014年9月25日までにATTを批准した国については、2015年12月23日までに法制度報告書を提出する義務が生じ、2014年9月26日以降に批准等の手続きをした国に対しては、効力発生後1年以内に法制度報告書を提出する義務が生じた。また、締約国には、最初の年次輸出入報告書を2016年5月31日に提出する義務があった。そして、実際にそれぞれの報告書を提出した国の多くがCSP1で作成された様式草案を使用しないし援用したため、各国の報告書に記載された情報は限定的なものとなった。

両報告書の提出状況をみると、2016年7月12日の時点で法制度報告書の提出義務があった67か国のうち、実際に報告書を提出したのは73%にあたる49か国であり、2016年5月31日までに2015年の年次輸出入報告書を提出する義務があった63か国のうち、実

23) 国連軍備登録制度およびATTの規制対象兵器については、榎本 [2016a] を参照。

24) Protocol against the illicit manufacturing of and trafficking in firearms, their parts and components and ammunition, supplementing the United Nations convention against transnational organized crime.

25) International instrument to enable states to identify and trace, in a timely and reliable manner, illicit small arms and light weapons.

際に期限までに提出したのは、半数を若干超えた程度の34か国であった。なお、セネガル、ナイジェリア、ブルキナファソが自国の法制度報告書を非公開にし、スロバキアとモルドバが自国の年次輸出入報告書を非公開にした。

また、2015年の年次輸出入報告書のなかには、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」に関して「Yes」のチェック・ボックスに記入したうえで、情報を除外した報告書もみられた²⁶⁾。例えば、オーストラリア、クロアチア、セネガル、ドイツ、ドミニカ共和国、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、リベリアなどの報告書である。さらに、このチェック・ボックスへの記入は任意であるため、「Yes」にも「No」にも記入していない報告書もみられた。例えば、エルサルバドル、スペイン、スロベニア、ポーランド、モンテネグロ、ルクセンブルクは、このチェック・ボックスに何も記載しなかった。加えて、先述のように、この報告書様式の使用は義務ではない。したがって、イギリスやフランスのように、独自の様式で報告書を提出した国もみられたし、オーストリアは、基本的にこの報告書様式を使用したものの、除外した情報があるか否かを問う質問が記載されているページについては提出しなかった。これらの国の報告書については、除外した情報があるか否かすら不明である。

こうした問題に加えて、CSP2で「承認」された報告書様式における記述方法の問題も存在する。例えば、輸出入報告書の様式においては、その年に政府が許可した輸出入の情報を報告するか、実際に実施された輸出入の情報を報告するかを、各国の裁量で選択することができる。また、輸出入情報を数で報告するか、金額で報告するか、両方報告するかについても、各国が各兵器カテゴリーについて選択することができる。さらに、先述のように、輸出入報告書の様式において小型武器・軽兵器に関する報告範囲が曖昧であったり、独自の報告書書式を使用する国もあつたりする。各国による各カテゴリーの兵器の定義や輸出入の定義も一律ではない。

こうした様々な問題により、各国の輸出入情報の相互参照が極めて困難になっていることは、2015年の年次報告書の一部を抽出して分析するだけでも明らかである。例えば、NGOが、日本も含む17のATT締約国（アルゼンチン、イギリス、イタリア、スイス、スペイン、セルビア、チェコ共和国、ドイツ、日本、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア）による2015年の年次輸出入報告書の小型武器・軽兵器のカテゴリーのデータのみを抽出して精査したところ²⁷⁾、これら17か国が報告した435件の小型武器・軽兵器輸出のうち、他の国が提出した

26) ATT Monitor [2017], pp. 33-37.

27) ATT Monitor [2017], pp. 45-51. 本パラグラフおよび次のパラグラフにおけるデータは、全てこの報告書

報告書に記載された輸入情報と正確に一致していたのは、6%にあたる26件にすぎなかった。何らかの部分的一致——例えば、日本の2015年の年次輸出入報告書に、ニュージーランドに「スポーツ用・狩猟用ショットガン」を165挺輸出したと記載され、ニュージーランドの報告書の輸入情報に、日本から「ショットガン」を10挺輸入したと記されているなど——がみられたのは、全体の16%にあたる70件のみであった。残る339件、実に全体の78%については、輸出情報と輸入情報に部分的な一致すらみられなかった。

例えば、ポーランドの2015年の年次輸出入報告書には、同国がチェコ共和国に17,494挺のライフル銃、短機関銃、軽機関銃、重機関銃、携帯式対戦車ミサイルなどを輸出したと記されているが、チェコ共和国の年次輸出入報告書には、ポーランドからの小型武器・軽兵器の輸入について一切記載されていない。同様に、チェコ共和国の2015年の年次輸出入報告書には、同国がポーランドに1,701挺のライフル銃、短機関銃、軽機関銃、重機関銃、携帯式対戦車銃などを輸出したと記されているが、ポーランドの年次輸出入報告書には、チェコ共和国からの小型武器・軽兵器の輸入について一切記載されていない。あるいは、スウェーデンは、2015年の年次輸出入報告書において、すべての兵器カテゴリーに関して、輸入を「nil」（ゼロ）であるとした。しかし、他の締約国による2015年の年次輸出入報告書の小型武器の部分だけをみても、ベルギーはスウェーデンに798,405USドル相当（1ドル113円換算で9000万円以上）、オーストリアはスウェーデンに12挺、フィンランドはスウェーデンにライフル銃など56挺、ドイツはスウェーデンに突撃銃46挺と短機関銃30挺、スイスはスウェーデンに回転弾倉式拳銃と自動装填式拳銃を計23挺と突撃銃を4挺、イギリスはスウェーデンにライフル銃2挺とスポーツ用ライフル8挺、イタリア、ニュージーランド、リトアニアもそれぞれスウェーデンに小型武器ないしライフル銃を2挺、といった具合に、輸出情報が記載されている。また、エストニアの報告書には、数は不明だがスウェーデンに対するライフル等の輸出が記載されており、ノルウェーの報告書にも、数は不明だがスウェーデンに対する重機関銃の輸出が記載されている。同様に、2015年の年次輸出入報告書において、すべての兵器カテゴリーに関して、輸入を「nil」と報告したアイルランドや、小型武器・軽兵器の輸入を「nil」と報告したスロベニアに対しても、他のATT締約国が、自国から小型武器・軽兵器を輸出したことを報告していた。

(3) CSP3 および CSP4 での報告書提出状況と今後の展望

CSP3 および CSP4 においても、CSP2 と同様の問題が続いた。まず、CSP3 が開幕した

の左記頁に基づくものである。

2017年9月11日の時点で法制度報告書の提出義務があった85か国のうち、実際に報告書を提出したのは約72%にあたる61か国であり、そのうち6か国（キプロス、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ブルキナファソ、モーリシャス）が報告書を非公開にした。2016年の年次輸出入報告書については、2017年9月11日のCSP3開幕時点で提出義務があった75か国のうち、実際に報告書を提出したのは64%にあたる48か国であり、うち3か国（セネガル、パナマ、リベリア）が報告書を非公開にした。

次に、CSP4が開幕した2018年8月20日時点で法制度報告書の提出義務があった92か国のうち、実際に報告書を提出したのは約73%にあたる67か国であり、そのうち10か国（キプロス、ギリシャ、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、ホンジュラス、マダガスカル、モーリシャス）が報告書を非公開にした。また、2017年の年次報告書の提出義務があった89か国のうち、実際に報告書を提出したのは約54%にあたる48か国であり、そのうち3か国（アルゼンチン、ギリシャ、マダガスカル）が報告書を非公開にした。さらに、2016年および2017年の年次輸出入報告書のなかにも、「商業上機微な情報または国家安全保障に関する情報を除外したか否か」に関して「Yes」のチェック・ボックスに記入したうえで、情報を除外した報告書もみられた²⁸⁾。

CSP3の1日目に、アイルランド、グアテマラ、メキシコ、モンテネグロとルーマニアは、報告書の公開を求めた。オーストリア、オランダとスペインにも、報告書の公開を支持する趣旨の発言がみられた。3日目には、イギリス、ドイツ、ノルウェー、ブルガリアが、報告書の公開を支持した。CSP4においては、1日目にイタリア、オランダ、ノルウェーが²⁹⁾、3日目にオーストラリア、日本などが³⁰⁾、報告書の提出率の低さを問題視する趣旨の発言をした。

また、CSP4に向けては、報告と透明性に関するWGが準備会合を重ねて議論を続けていた³¹⁾。そして、このWGの議長を務めたベルギーとメキシコは、WGの報告書を作成したが、その報告書には付随文書A「報告に関するアウトリーチ戦略」および付随文書B「2018年9月から2019年8月までの報告と透明性に関するワーキング・グループのマンデート提

28) 例えば、2016年の年次報告書については、イタリア、ウルグアイ、ギリシャ、スウェーデン、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの報告書がこれに該当する。さらに、エルサルバドルとスペインは、「Yes」にも「No」にも記入しなかった。ATT Monitor [2017], pp. 53-54.

29) Reaching Critical Will [2018a], p. 4.

30) Reaching Critical Will [2018b], pp. 2-3.

31) ATT第17条4(f)は、必要な「補助機関」の設置をCSPで検討するとしている。CSP2では、①普遍化、②実施、③報告および透明性に関するWGの設置が決定され、これらWGの公開の程度が議論された。CSP3においては、これらのWGについて、常設のグループにすることが決定され、CSP4の議長がこれらのWGの議長を任命し、その任期はCSP5の終了までとすることが決まった。

案」が添付されていた³²⁾。これらの付随文書には、CSP4からCSP5までの間に、このWGが実施する任務の提案が記載されており、そのなかには、各締約国による報告書の提出を促すための取り組みを検討することや、法制度報告書と年次輸出入報告書の有用性と明瞭さ（effectiveness and clarity）を再検討する（review）ことなどが含まれていた³³⁾。そして、CSP4の最終日に、このWGの付随文書Aを採択し、付随文書Bに盛り込まれた任務を承認する旨が、最終報告書に盛り込まれた³⁴⁾。これらに盛り込まれた措置が、報告書の様式の改善や、報告される情報の相互参照可能性、報告書の提出率の向上に実際に資するか否かは未知数である。しかし、CSP4に至る過程で報告書にまつわる問題が議論され、CSP4において具体的な行動が盛り込まれた文書が合意されたことは、少なくとも締約国自身が報告書の問題に取り組む必要性を認識し、具体的な措置を講じるための一歩を踏み出したことを意味するだろう。とりわけ、各締約国による報告書の提出を支援し促す取り組みは、国内法とは異なり罰則や強制力を持たない条約の実施確保のために、CSPプロセスを通じて行いうる当面の方策を考案したものといえるだろう。

4 スポンサーシップ・プログラム

CSP3からCSP4においては、それまでのCSPsでは表面化しなかった課題が露呈することになった。それが、締約国会議をはじめとするCSPプロセスの会議にNGOや研究者ら「市民社会」関係者が参加するためのスポンサーシップ・プログラムの課題である。

(1) 2つのスポンサーシップ・プログラム

NGOや研究者がCSPおよびその準備段階の会合に参加する際には、自己資金で参加する場合と、スポンサーシップ・プログラムを利用する場合がある。さらに、スポンサーシップ・プログラムには、会議の公式なプログラムと、非公式なプログラムがある。

まず、公式なスポンサーシップ・プログラムは、各国の任意の拠出金（例えば、CSP3およびその準備会合に関しては、アイルランド、イギリス、オーストラリア、スイス、スウェーデン、ニュージーランドが拠出）によってまかなわれ、CSP4までの期間は国連開発計画（UNDP）に運営が委託されたプログラムである。スポンサーシップの対象となる参加者は政府関係者が多いが、NGOや研究者などの「市民社会」関係者がスポンサーさ

32) ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep, ATT working group on transparency and reporting: co-chairs' draft report to CSP4, 20 July 2018.

33) ATT/CSP4.WGTR/2018/CHAIR/358/Conf.Rep, ATT working group on transparency and reporting: co-chairs' draft report to CSP4, 20 July 2018, pp. 7-10.

34) ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinRep.Rev1, Final report, 24 August 2018, Paragraph 25.

れることもある。CSP2以降、UNDPは、「市民社会」に対する公式スポンサーシップについて、国際NGOなど5団体³⁵⁾による非公式の選考委員会を設けた。そして、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が作成する「援助受取国・地域リスト」（DACリスト）に記載されている国や地域のNGOや研究者のうち、スポンサーシップの対象となるための申請を提出した者のなかから会議参加者を選出した。しかし、「市民社会」に割り当てられた枠は非常に狭く、例えばCSP3および準備会合3回の合計4回の会議については、合計5名しかスポンサーされなかった。

次に、非公式なスポンサーシップ・プログラムとは、主にヨーロッパの国などが「コントロール・アームズ」（正式略称ではないが以下CA）という国際キャンペーンのニューヨーク事務局に資金を拠出し、CA事務局が途上国か否かにかかわらず参加者を選定するというものである。CAは、公式なスポンサーシップ・プログラムにではなく、自身のスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出するよう、ATT締約国に要求してきた。その結果として、ドイツなどの国がCAのスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出し、CSP3および準備会合には、CAのスポンサーシップ・プログラムを利用して60人以上のNGOや研究者が参加した³⁶⁾。

CAは、ATTの交渉過程においても独自のスポンサーシップ・プログラムを設けていたが、当時から問題を指摘する声もあった。このプログラムにおける参加者の選定は、CAの意思決定に関わる欧米NGO関係者やCA事務局関係者に委ねられてきた。その結果、多くの欧米NGO関係者やCA事務局関係者がCAのスポンサーシップを得て会議に参加する一方で、自己資金での参加が困難な「南」のNGOや研究者は、欧米NGO関係者やCA事務局関係者に従順でない限りはCAのスポンサーシップを得られない傾向があることを、疑問視する意見もみられた。

同様の問題はCSPプロセスのなかでも顕在化した。とりわけアジア・アフリカ地域のNGO関係者は、知見に基づいた意見・主張を持つ（それゆえ欧米NGOやCA事務局関係者によって従順だと見做されない）「南」の専門家がCSPsに参加できない傾向を問題視した³⁷⁾。他方で、欧米NGO関係者やCA事務局関係者に従順な「南」のNGOや研究者は、

35) CA、平和と安全保障に関する調査・情報グループ（GRIP）、ノンバイオレンス・インターナショナル 東南アジア（NISEA）、SIPRI、スモール・アームズ・サーヴェイ。

36) 主要な資金拠出国であるドイツは、CAのスポンサーシップ・プログラムにおいて会議参加者を選ぶ際の選考基準、誰を会議に参加させたのか、スポンサーシップを受けける人物の出身国や勤務地に偏りはなく、欧米NGO関係者の割合はどの程度か、といった確認を行っていなかった。

37) アジア・アフリカ地域のNGOに対する筆者インタビュー、2017年9月11日（月）から15日（金）、ジュネーブ国際会議場にて。

CAのスポンサーシップを得てCSPsに参加し、欧米NGO関係者が作成した声明を本会議場で読み上げたり、民族衣装を着てメディアの前でポーズをとったりする。しかし、そうしたタイプの「南」のNGOらが報告書制度等のテクニカルかつ詳細な議論に関与するとは限らず、本国でのATTの普遍化や実施において具体的・実質的な貢献をする可能性は必ずしも高くない。

先述のように、CSP3に向けた公式なスポンサーシップ・プログラムには、「市民社会」関係者に割り当てられた枠が限られていた。それゆえ、自己資金がない途上国のNGOや研究者がCSP3に参加するためには、CAのスポンサーシップを得ることしか選択肢がなかった。そして、CAのスポンサーシップで参加したNGOや研究者は、CSP3において、自動的にCAの傘下団体として参加登録がなされた。これは、CSP3の本会議場で自団体のネームプレートや席を与えられなくなり、自団体の意見を声明として発表することもできなくなることを意味した。彼らが本会議場で声明を述べる機会を得るのは、欧米NGO関係者が起草した声明をCA関係者として読み上げることに合意した時に限られることになる。

加えて、CSPプロセスにおけるCAは、「南」のNGOや研究者の問題意識を必ずしも代弁してこなかった。例えば、ATT締約国から特定の国（例えばフィリピン）に対する武器輸出がATT違反といえるか否かについては、CAを主導する国際NGO関係者と武器移転先の国で活動するNGOや研究者との間で意見が分かれる場面もみられた。そうした場合には、概して武器移転先の国で活動するNGOや研究者の意見は無視され、欧米に多くの拠点を置く国際NGOの意見が「市民社会の見解」として発表されている。また、「南」のNGOや研究者には、欧米諸国への武器移転を問題視する意見もみられるが、CAはそのような欧米諸国にとって極めてセンシティブな問題を取り上げること避けてきた。さらに、「南」のNGOや研究者には、CAのスポンサーシップ・プログラムではなく公式スポンサーシップ・プログラムに資金を拠出して制度を強化・透明化することを支持する声もみられたが、CAは公式なものではなく自らのスポンサーシップ・プログラムに資金を拠出するようドナー国に要求した。つまり、「南」のNGOや研究者の意見は、必ずしもCAに代弁されてこなかった。

この状況について、CSP3では「南」のNGOや研究者からの不満が高まり、本会議場周辺では、彼らが日本政府関係者に対して直接に問題提起したり、スポンサーシップ・プログラムの制度改善を求めるなどする場面もみられた。

（2）東アジア・東南アジア地域 NGO の参加問題

この問題は、CSP4において、東アジア・東南アジア地域のNGOが参加できない状況を生む形で顕在化することになった。

2018年8月時点で、東アジア・東南アジア地域におけるATT締約国は日本と韓国のみであり、アジア地域の国（日本）が議長を務める初のCSPとなったCSP4に向けた準備過程では、この地域での条約普遍化の必要性が指摘されていた。また、この地域には、中継貿易（輸入物資の第三国への再輸出）地となっている国が多い。この地域における武器移転を規制する制度が未整備な国を経由し、武器が拡散することを防ぐためには、各国の規制強化が必要となる。加えて、CSPsを通じては、ATTの実施に必要な国内の制度構築などを援助するため、締約国による任意の信託基金（VTF）が設置されている。CSP4に向けては、フィリピン政府とノンバイオレンス・インターナショナル東南アジア（NISEA）が共同でVTFの資金を得て、武器移転規制の能力構築訓練を政府関係者に行い、批准のための国内プロセスを進めていた。CSP4は、こうした活動の成果や課題を共有したり、フィリピンおよび他の東南アジア諸国における条約批准や規制強化に向けた取り組みを前進させたりするための機会になりえた。にもかかわらず、東アジア・東南アジアのNGOや研究者で、公式・非公式のスポンサーシップ・プログラムを通じてCSP4に参加した者は、わずか1名であった。

まず、CAのプログラムを通じては、NISEA関係者も、彼らと協働してきた東アジア・東南アジア等の地域のNGOや研究者も、誰一人として支援を受けなかった。とりわけ、NISEAはCAの運営委員会メンバーであり東南アジア地域のリーダーを務めていたにもかかわらず、CAの支援を受けなかった。NISEAおよび彼らとの関係が強い東アジア・東南アジア地域のNGOや研究者がCAの支援を受けなかった背景としては、NISEA関係者がCA事務局における資金や職員のマネジメント等の問題を解決すべきだとCAの他の運営委員に提起した（つまり、CA事務局関係者の意向に沿わない行為をした）経緯があるとの指摘が、CSP4に参加した複数のNGO関係者によりなされた³⁸⁾。

他方で、CSP4およびその準備会合の公式なスポンサーシップ・プログラムについては、微増ではあるが8人のNGOや研究者が参加した。そのうちの1人がインドネシアの研究所の若手研究者であったため、CSP4では、公式なスポンサーシップ・プログラムを通じて東南アジア地域から1名が参加する形となった。

結局、NISEAの関係者らは、明治大学国際武器移転史研究所との共同研究の一環として、

38) アジア・アフリカ地域のNGOに対する筆者インタビュー、2018年8月20日（月）から24日（金）、ホテル椿山荘東京にて。

あるいは日本の有志による支援を部分的に得てCSP4に参加し、CA傘下の団体としてではなくNISEAとして独自にCSP4に参加登録した。なお、一連の問題も背景として、2004年に設立された「コントロール・アームズ」日本キャンペーンは、CSP4直前の2018年6月に解散を決定した。また、CSP4に「市民社会」枠で参加登録した日本の8組織のうち、CA傘下組織として会議に登録したものは皆無であった。結果的に、CAの傘下としてCSP4に参加した東アジア・東南アジアの組織も皆無となった。

（3）CSP4での議論・決定と今後の課題

公式なスポンサーシップ・プログラムは、ATT事務局が形成される前に設置されたため、先述のようにUNDPに運営が委託されていた。しかし、CSP1を経てジュネーブにATT事務局が設置され、その任務の遂行が軌道に乗ったことに鑑み、制度の変更が検討された。具体的には、CSP4に向けて、公式なスポンサーシップ・プログラムの運営をUNDPからATT事務局に移管することや、そのためのATT事務局職員を雇用することなどが検討され、CSP4までに移管のための準備が進められていた³⁹⁾。

CSP4の4日目の本会議場では、公式なスポンサーシップ・プログラムを通じてこの会議に参加したヨハネスブルク・カトリック大司教区の関係者で、国際小型武器行動ネットワーク（IANSA）の主要メンバーであるジョセフ・デュベ（Joseph Dube）が、スポンサーシップ・プログラムの改革を訴える声明を読み上げた⁴⁰⁾。この声明は、現在の制度においては、長い経験と調査能力や法的知識を持つNGOの専門家の多くが、資金的問題により会議から排除される結果になっていることや、ATTの普遍化のために戦略的に重要な国のNGOが会議に参加していない状況がみられることを指摘し、そのようなNGOの疎外はATTを推進するための妨げになると論じた。また、声明は、公式なスポンサーシップ・プログラムの運営をUNDPからATT事務局に移管することを支持するとともに、NGOの選考について明確な基準を作成・公表し、選考制度の透明性を確保して濫用（abuse）を防ぐことなどを提言した。

会議最終日に採択された報告書には、公式なスポンサーシップの運営をUNDPからATT事務局に移管することや、ATT事務局および締約国の一部で構成されるATT管理委員会（MC）が、締約国や署名国と協議しつつ、スポンサーシップを利用する参加者の選定など

39) ATT/CSP4.MC/2018/MC/354/Conf.SponsProgr, The ATT sponsorship programme: review of the current arrangements, 20 July 2018.

40) Statement by Joseph Dube to the Arms Trade Treaty conference of states parties, Tokyo, 23 August 2018.

において、透明性や公平性を確保していくことが明記された⁴¹⁾。

CSP4後の10月末、アジア・アフリカ地域のNGO15団体は、ATT事務局長、CSP5の議長、MCを構成する締約国、およびドイツや日本などの主要ドナー国に対して共同書簡を送付した⁴²⁾。この書簡には、公式なスポンサーシップ・プログラムは、特定のNGO連合体に関与しているか否かに関わらず応募できる唯一のスポンサーシップ・プログラムであり、このプログラムにおいてNGOの参加に割り当てられる枠を拡充したうえで、スポンサーを受ける人物の選考手続きや選考基準を明確にし、透明性を確保しつつ公平に審査が行われるべきだとの提言が盛り込まれていた。

しかし、ATT事務局は、「公式なスポンサーシップから市民社会を除外し、NGOの参加を支援したい国は個別に支援を行う」旨の提案を作成した⁴³⁾。このことは、「南」のNGOや研究者が公式なスポンサーシップ・プログラムを通じて選考される可能性すらなくなることを意味した。そして、ヨーロッパなどのドナー国がCAあるいは規模の大きい国際NGOに資金を拠出した場合には、CSP4で露呈した問題が解決されないであろうことを意味した。また、日本など、個別のNGO等に会議参加費用を支援するような資金拠出枠組みを有しない国の政府にとっては、今後のCSPプロセスにおいて「南」のNGOや研究者らの参加支援を行う可能性がほぼなくなることを意味した。アジア・アフリカ地域のNGOはこの提案に強く反対し、ATT事務局、CSP5議長および日本を含む関係各国に対して、提案の修正を求めたが、2018年12月1日現在、ATT事務局の方針に変化はみられない。

5 おわりに

CSP3およびCSP4を通じては、条約の実施や報告書といった既存の課題に加えて、スポンサーシップ・プログラムをめぐる課題も露呈し、その課題が普遍化や実施のための活動に影を落としている可能性も指摘された。

1990年代以降の国際政治学において、「グローバル市民社会」という概念やアクターには、国民国家に縛られた市民の概念を超越し、「南」の視点によるボトム・アップの安全保障観に基づき、既存の国家において抑圧される者や代表（代弁）されない者の安全保障を追

41) ATT/CSP4/2018/SEC/369/Conf.FinRep.Rev1, Final report, 24 August 2018, Paragraph 34.

42) 全ての書簡が公開されているわけではないが、日本政府関係者宛ての共同書簡は、この書簡に署名した日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスのホームページに掲載されている。

・高見澤将林軍縮大使宛て共同書簡

<https://www.terra-r.jp/news/press-release/attjointletterjapanambassador.html>

・河野太郎外務大臣宛て共同書簡

<https://www.terra-r.jp/news/press-release/attjointletterjapanminister.html>

43) Arms Trade Treaty Secretariat [2018], p. 3.

求し、「グローバルな規範」の形成を推進し、コスモポリタンな世界秩序への移行に寄与することが期待された⁴⁴⁾。CAは、1997年に「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」が採択され⁴⁵⁾、その条約形成の過程でNGOによるキャンペーンないし「グローバル市民社会」が果たした役割が注目され、軍備管理・軍縮分野における「グローバル市民社会」の役割に期待が集まった2003年に設立された。そして、CAは、「グローバル市民社会」を標榜し、世界中の市民を代弁することを謳い、欧米諸国から資金を得た。しかし、CAは、国民国家の境界を越えた広がりを見せる一方で、CAの意思決定に関与する人々に従順であるか否かという基準によって包摂と排除の論理をはらむ傾向を見せるようになり、代表（代弁）されない者を生み出していった。CSP3からCSP4にかけてのスポンサーシップ・プログラムをめぐる課題には、この問題が露呈したといえよう。

同時に、スポンサーシップ・プログラムをめぐる課題の背景には、1990年代以降の軍縮・軍備管理分野において、アジェンダ・セッティングから条約等の細部の文言に至るまでの議論が、欧米の政府やNGO、研究者らにより主導されてきた経緯があるといえる。例えば、1990年代以降の通常兵器の移転規制の議論は、欧州の政府やNGO、研究者らが主導したが、彼らの議論は、移転された通常兵器が「南」の「野蛮」な武力紛争や暴力に使用されたり「南」の開発を妨げたりして国際の平和と安定を脅かす「リスク」を問題視するものであった。この問題意識に基づいて、EUや欧州安全保障協力機構（OSCE）は、武器移転の可否を判断する際の基準——武器が移転先で国際人権法・人道法の違反の実行等に使用される可能性が高い場合に、自国からの武器輸出を許可しない、といった——を形成した。ATTは、欧州の政府とNGO、研究者らがこの基準のグローバル化を目指すなかで発案された。その一方で、彼らの議論には、欧米諸国に対する武器移転や、武器を輸入せずとも自国で多くの武器を一定程度は生産することができる欧米諸国による武器生産・配備やそのための軍事費に対する問題意識が欠如する傾向がみられた。そして、ATTの発想に見られるような欧米（ないし欧州）中心主義的傾向に異議を唱えるタイプの「南」のNGOや研究者にとっては、概して、ATTに関する国際的な政策論議の場に参加する機会や資金を得ることは困難であった。

軍縮・軍備管理分野におけるいわば構造的な「南北」問題については、*Asian Journal of Political Science*が2018年10月に刊行した最新号（Volume 26, Issue 3）において「兵器管理に関するポストコロニアルな視座」（Postcolonial Perspectives on Weapons Control）と題

44) 例えば、Dunne and Wheeler [2004].

45) Convention on the prohibition of the use, stockpiling, production and transfer of anti-personnel mines and on their destruction.

する特集が組まれて考察されるなど、注目され始めている。ATTのCSPプロセスのスポンサーシップ・プログラムについて改革を求めているアジア・アフリカ地域のNGOのなかにも、軍縮・軍備管理業界全般における欧米中心主義的な見方や「南」のアクターに対する差別に対する倦怠感や、業界全体の改革ないし「脱植民地化」を追求すべきだとの意見がみられる。彼らの活動の展開が今後のCSPプロセスおよび軍縮・軍備管理分野全般にいかなる影響を及ぼすのか（あるいは影響を及ぼさないのか）、注視する必要があるだろう。

文献リスト

- 榎本珠良 [2016a] 「武器移転規制と秩序構想—武器貿易条約（ATT）の実施における課題から—」『国際武器移転史』1。
- 榎本珠良 [2016b] 「2016年8月の武器貿易条約（ATT）第2回締約国会議に向けて—第1回締約国会議およびその後の論点—」『国際武器移転史』2。
- 榎本珠良 [2017] 「2017年9月の武器貿易条約（ATT）第3回締約国会議に向けて—第2回締約国会議およびその後の論点—」『国際武器移転史』4。
- 外務省 [2014] 「武器貿易条約」
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029746.pdf>>（2018年11月12日アクセス）
- Al Jazeera [2015] Saudi warplanes bomb Houthi positions in Yemen, 26 March 2015. <<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2015/03/saudi-ambassador-announces-military-operation-yemen-150325234138956.html>>（2018年11月12日アクセス）
- Arms Trade Treaty Secretariat [2018] *ATT sponsorship programme funding proposal for the fifth conference of states parties (CSP5)*, October 2018.
[https://thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20\(Oct%202018\)/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20\(Oct%202018\).pdf?templateId=1258015](https://thearmstradetreaty.org/hyper-images/file/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20(Oct%202018)/ATT%20Sponsorship%20Programme%20-%20Funding%20Proposal%20(Oct%202018).pdf?templateId=1258015)（2018年11月12日アクセス）
- ATT Monitor [2016] *Update to ATT monitor case study, dealing in double standards: how arms sales to Saudi Arabia are causing human suffering in Yemen*. <https://www.thearmstradetreaty.org/images/CSP2_Statements/Update_to_Case_Study_2-_ATT_Monitor.pdf>（2018年11月12日アクセス）
- ATT Monitor [2017] *ATT monitor report 2017*.
- Carroll, Rory [2017] “Nicolás Maduro: will Venezuela’s president drag his people to the edge?,” *The Guardian*, 30 July 2017. <<https://www.theguardian.com/world/2017/jul/29/observer-profile-nicolas-maduro-venezuela-hugo-chavez>>（2018年11月12日アクセス）
- Dunne, Tim and Wheeler, Nicholas [2004] “‘We the peoples’: contending discourses of security in human rights theory and practice,” *International Relations*, 18:1, 9-23.
- Ki-moon, Ban [2016] *Statement: Secretary-General’s address at event co-organized by the United Nations Association of the United Kingdom and Chatham House, London, United Kingdom, 5 February 2016*. <<http://www.un.org/sg/statements/index.asp?nid=9440>>（2018年11月12日アクセス）
- MacAskill, Ewen [2016] “UN report into Saudi-led strikes in Yemen raises questions over UK role,” *The Guardian*,

27 January 2016. <<http://www.theguardian.com/world/2016/jan/27/un-report-into-saudi-led-strikes-in-yemen-raises-questions-over-uk-role>>（2018年11月12日アクセス）

Reaching Critical Will [2018a] *ATT monitor*, Vol. 11, No. 2, 21 August 2018.

Reaching Critical Will [2018b] *ATT monitor*, Vol. 11, No. 4, 23 August 2018.

Sands, Philippe, & Clapham, Andrew & Ghrálaigh, Blinne Ní [2015] *Legal opinion: the lawfulness of the authorisation by the United Kingdom of weapons and related items for export to Saudi Arabia in the context of Saudi Arabia's military intervention in Yemen*.

Stone, Jon [2016] High court grants legal challenge against British arms sales to Saudi Arabia, *Independent*, 1 July, 2016. <<http://www.independent.co.uk/news/uk/politics/high-court-grants-legal-challenge-against-british-arms-sales-to-saudi-arabia-a7113196.html>>（2018年11月12日アクセス）

書評

Christopher W. Miller, *Planning and Profits: British Naval Armaments Manufacture and the Military-Industrial Complex, 1918-1941* (Liverpool, Liverpool University Press, 2018), xiii + 246pp.

横井 勝彦

明治大学教授

本書『計画と利潤ーイギリス海軍兵器製造と軍産複合体 1918-1941年ー』の著者クリストファー・ミラーは、イギリスのオックスフォード大学とグラスゴー大学の出身で、現在はグラスゴー大学経営史研究センターに勤務する若手研究者である。本書は、同大学に提出した博士論文がベースとなっている。

評者はかつて、やはり博士論文をベースとした同じ分野の研究書 Hugh B. Peebles, *Warshipbuilding on the Clyde: Naval Orders and the Clyde Shipbuilding Industry, 1889-1939* (Edinburgh, John Donald Publishers Ltd., 1987) を翻訳する機会があった。H.B. ピーブルス著、拙訳『クライド造船業と英国海軍ー軍艦建造の企業分析 1889-1939年ー』（日本経済評論社、1992年）がそれである。以下に紹介するミラーの著書の中でもピーブルスの研究への論及は度々ある。ミラーとピーブルスの研究の共通点は、ともにイギリス海軍の軍艦建造を担った民間造船業の歴史を個別企業の経営史のレベルまで深く掘り下げているところにある。

イギリスの主要な造船業地域は、鉄製蒸気船の時代到来とともにロンドンから次第に北方に移動し、ニューカッスルのタインサイド、リバプールのマージーサイト、北アイルランドのベルファスト、そしてグラスゴーを中心としたクライドサイドへと分散した。なかでもクライドサイドはイギリスの中心的な造船地帯として繁栄を遂げたが、それは同時に軍艦建造の中心としての繁栄でもあった。日本海軍の戦艦朝日もここで建造されている。クライド造船業は20世紀初頭に最盛期を迎えたが、第2次大戦以降は過剰生産能力の削減を強いられ、諸外国との競争に苦しみながら停滞の度を強めていく。その最大の理由は、クライドサイド造船業における中核企業（クライドバンク社、ジョン・ブラウン社、フェアフィールド社、ヤーロウ社、ベアードモア社、スコット社など）が軍艦建造業者として軍需依存体質を過度に強めていった点にあった。軍艦建造という政治情勢によって左右されるきわめて不安定な部門に依存したために、民間造船企業としての競争力を喪失することになった。以上が、かつてピーブルスが実証研究によって明らかにした点であったが、ミラーの研究はこうした先行研究の成果を十分に踏まえつつも、ピーブルスとは逆の視点

から、すなわちイギリスの防衛計画に対して海軍兵器製造業者はどの程度影響を及ぼし得たのかというテーマに立ち向かっている。

本書の目次は、以下の通りである。

第1部 序論

第2部 満州事変以前の産業と海軍及び軍艦建造業者委員会の設立：1919-1931年

第3部 挙国一致内閣の成立、極東、主要資材調達委員会と産業界：1931-1934年

第4部 最終仮想敵国と再軍備計画：1934-1936年

第5部 国防調整担当大臣インスキップの時代と大戦：1937-1941年

さて、第1部で紹介されている本書の課題は、両大戦間期におけるイギリスの防衛計画の作成に対して海軍兵器の民間製造業者と帝国防衛委員会のような政府委員会が果たした役割を解明することにある。言い換えれば、両大戦間期のイギリスにおいては軍産複合体が実際にどの程度機能していたのかを解明することを課題としている。したがって、本書では最初に1961年のアメリカ大統領アイゼンハワーの退任演説に端を発する「軍産複合体」論や1930年代に米英で注目を集めた「死の商人」論を紹介するとともに、その後の歴史研究がこのテーマに対してどのように関わってきたのかを概観している。本書の最大の特徴は、以上の議論を踏まえて、防衛計画の策定に対して個々の企業家が及ぼした影響を丹念に分析していることにあると言えよう。

既述のピーブルスの研究がもっぱらグラスゴー大学やスコットランドの公文書館に所蔵される主要な造船所の経営資料に依拠しているのに対して、軍産複合体に注目するミラーはロンドンの公文書館所蔵の政府関連文書や造船業界団体の記録、さらにはグラスゴー大学アーカイブ・センターやケンブリッジ大学チャーチル・カレッジ所蔵の個人文書にも調査対象を広げており、それによって本書の分析内容はきわめて厚みのあるものになっている。

特に興味深いのは、第1次大戦末期に軍需省の航空機生産総局長を務めたグラスゴーの機械製造業者ウィアー（William Weir）、シェフィールドの製鉄業者バルフォア（Arthur Balfour、バルフォア委員会 [the Committee on Industry and Trade] 議長）、グラスゴーの造船業者リスゴウ（James Lithgow、全国使用者団体連合会長およびイギリス産業連盟会長）、以上3名のイギリスを代表する産業経営者、それと軍事・外交問題に関する内閣の主要諮問機関である帝国防衛委員会（Committee of Imperial Defence、1906年創設）の事務局長を

4半世紀(1912-38年)にわたって務めたハンキー(Sir Maurice Hanky)、これらの人物がイギリスの防衛計画の策定において果たした役割である。

1924年にイギリス航空省は航空機製造企業16社を選定して、保護政策の対象下に置いた。軍用機製造契約の優先的配分を開始したのであるが、海軍においても同様の意図の下で1926年に軍艦建造業者委員会が組織され、民間の軍艦建造企業15社が輪番制での軍艦建造の受注企業に指名された。これは軍艦建造基盤保持のための防衛的な措置であり、本書の第2部第4章ではそこにおける「政府と企業との関係」が一次資料に依拠して詳細に論じられている。もっとも、本書の最大の論点は、1931年の満州事変以降を扱った第3部と第4部である。満州事変以降、それまでの「政府と企業との関係」は一変し、産業家は帝国防衛委員会の傘下の各種委員会で要職に就き、防衛計画に対して大きな発言力を有するようになる。

ミラーは、再軍備期におけるイギリスの産業政策は、帝国防衛に対する政府の危機意識によって規定されていたと指摘し、帝国防衛委員会による再軍備計画の策定過程に注目している。満州事変を契機として極東におけるイギリスの権益と防衛力に対する危機感は急速に高まった。その結果、マクドナルド挙国一致内閣はそれまでの軍事予算を規定してきた「10年間原則」、すなわち次の10年間は戦争がないものと想定した戦略原則の破棄を決定した。もっとも当時のイギリスは、極東においてのみならずヨーロッパにおいても深刻な危機に直面していた。1933年10月にジュネーブ軍縮会議を脱退したドイツは、ヴェルサイユ条約に違反して非合法的な再軍備を始めており、ヒトラーによる再軍備の極秘指令(1934年4月4日)やナチス＝ドイツの再軍備宣言(1935年3月16日)に先行するこうした動きもまた、イギリス政府に帝国防衛体制の再検討を強いるものであった。しかし、イギリスの海軍政策と民間の軍艦建造業者との関係(軍産複合体)に注目するミラーの研究では、ドイツへの言及はきわめて少ない。

本書の第3部以降でミラーが注目したのは、再軍備計画の策定過程で帝国防衛委員会によって検討された諸問題、具体的には再軍備期における政府と産業との関係、帝国防衛における民間兵器産業の地位と役割などに関してであり、本書の分析の中心は、それらの課題を検討した国防要件検討委員会(Defence Requirement Sub-Committee, 1933年11月設置)や産業家諮問委員会(Advisory Panel of Industrialists, 1933年12月設置。ウィアー委員会)において産業資本家たちが果たした役割である。ウィアー委員会は、既述の通り、グラスゴーの機械製造業者ウィアー、シェフィールドの製鉄業者バルフォア、グラスゴーの造船業者リスゴウの3名のイギリスを代表する産業家によって構成された政府の諮問機関で

あった。ここに注目して、ミラーはイギリス産業界の代表が防衛政策の決定機構のなかにその地位を明確に獲得したという事実を強調する。

従来の研究では、ウィアー委員会が戦時物資需要を賄うために拡大可能な「影の兵器産業」（シャドー・ファクトリー）の創設を提言した事実が注目されてきた。実際に、シャドー・ファクトリーの創設は、1936-38年の間、航空省による拡張政策の中心にすえられた。しかし、本書でミラーが注目するのはウィアー委員会がイギリスの建艦計画に及ぼした影響であり、ウィアー、バルフォア、リスゴウたちが戦時機関の生産顧問として果たした役割である。とりわけウィアーの政策決定に対する影響力は、これまで度々指摘されてきたヴィッカーズ社の代表取締役クレーヴンを上回るものであった、とミラーは指摘する。イギリスの兵器産業全般の生産基盤が1920年代の軍縮不況のもとで1914年時点以下に縮小している事実をウィアーは十分に認識していた。その彼が民間兵器産業の再建過程で政府にそれだけの利益と負担をもたらしたのか。そして、ウィアーをはじめとした産業家諮問委員会のメンバーは、その過程でどれだけの発言力と利益を手にしたのか、この実態解明が本書のテーマであるが、十分な実証研究を踏まえているだけに、その結論はかなりの説得力を有しているものと評価できる。

編集委員

須藤 功 (明治大学 編集委員長)

横井勝彦 (明治大学 本研究所長)

榎本珠良 (明治大学)

松永友有 (横浜国立大学)

竹内真人 (日本大学)

田嶋信雄 (成城大学)

額 厚 (明治大学)

鈴木 惇 (東京大学)

赤津正彦 (明治大学)

森元晶文 (大阪国際大学)

渡辺昭一 (東北学院大学)

山下雄司 (日本大学)

永岑三千輝 (横浜市立大学名誉教授)

『国際武器移転史』第7号

2019年1月16日印刷 2019年1月21日発行

編集・発行 明治大学国際武器移転史研究所
代表者 横井勝彦

連絡先住所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
明治大学グローバルフロント16階
明治大学国際武器移転史研究所
Email: rihgate_journal@meiji.ac.jp
URL: <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~transfer/>

印刷・製本 株式会社 サンヨー

